

資料第2-8-1 東京都災害拠点病院標準整備品目（都福祉保健局）（本文420頁）

（令和5年4月現在）

品名		数量	必須整備	選択整備
1	救急医療資材セット新7点セット （医療器具及び薬品）	1セット	○	
2	現場携行用医療資器材	1セット	○	
3	トリアージ・タグ	500枚	○	
4	ベット兼担架	100台		○
5	毛布	100枚		○
6	空気枕	100個		○
7	ガートル台	30台		○
8	煮沸消毒用器材	5式		○
9	ポータブル発電機及び付属品	病院の規模等に応じて、 整備量を設定すること。 ただし、水、常用発電、 トイレ（簡易方式）は、使 用可能な状況を必ず確保す ること。		○
10	大型投光器			○
11	非常用キャンドル			○
12	組立水槽			○
13	浄水セット			○
14	組立式簡易トイレ			○
15	野外炊飯設備			○
16	非常食			○

（注）選択整備品目については、施設において既に整備済（院内患者対応分を除く）又はこれに代替することが可能である場合は、変更することができる。

資料第2-8-2 救急医療機関数（都福祉保健局）

（本文 421 頁）

（令和5年4月1日現在）

区分	区部	多摩地区	島しょ地区	計
救急告示医療機関	228か所	85か所	2か所	315か所
うち指定二次救急医療機関	166か所	66か所	2か所	234か所
うち救命救急センター	20か所 (526床)	8か所 (238床)	—	28か所 (764床)

資料第2-8-3 都立・国立病院施設の現況（東京都立病院機構、国立病院機構等）

（本文 421 頁）

（令和5年4月1日現在）

病院名	救急	所在地	病床数	
東京都立広尾病院	◎	渋谷区恵比寿 2-34-10	426	
東京都立大久保病院	○	新宿区歌舞伎町 2-44-1	304	
東京都立大塚病院	○	豊島区南大塚 2-8-1	498	
東京都立駒込病院	○	文京区本駒込 3-18-22	815	
東京都立豊島病院	○	板橋区栄町 33-1	438	
東京都立荏原病院	○	大田区東雪谷 4-5-10	461	
東京都立墨東病院	◎	墨田区江東橋 4-23-15	765	
東京都立多摩・小児総合医療センター	◎	府中市武蔵台 2-8-29	多摩	789
			小児	561
東京都立多摩北部医療センター	○	東村山市青葉町 1-7-1	337	
東京都立東部地域病院	○	葛飾区亀有 5-14-1	314	
東京都立多摩南部地域病院	○	多摩市中沢 2-1-2	287	
東京都立神経病院		府中市武蔵台 2-6-1	304	
東京都立松沢病院	●	世田谷区上北沢 2-1-1	898	
国立病院機構東京医療センター	◎	目黒区東が丘 2-5-1	741	
国立病院機構災害医療センター	◎	立川市緑町 3256	455	
国立病院機構東京病院	○	清瀬市竹丘 3-1-1	522	
国立病院機構村山医療センター	●	武蔵村山市学園 2-37-1	303	
国立国際医療研究センター病院	◎	新宿区戸山 1-21-1	763	
国立成育医療研究センター病院	○	世田谷区大蔵 2-10-1	490	
国立がん研究センター中央病院		中央区築地 5-1-1	578	
国立精神・神経医療研究センター病院		小平市小川東町 4-1-1	486	
国立療養所多磨全生園		東村山市青葉町 4-1-1	465	

（救急）◎：救命救急センター

○：東京都指定二次救急医療機関

●：救急告示医療機関

資料第2-8-4 東京都災害拠点病院一覧（都福祉保健局）

（本文422頁）

令和5年4月1日現在

二次保健医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	ヘリ
区中央部	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	03-3293-1711	320	○	
	三井記念病院	千代田区神田和泉町1	03-3862-9111	482		
	聖路加国際病院	中央区明石町9-1	03-3541-5151	520	○	
	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	03-3451-8211	535	○	
	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	03-3433-1111	1,075	○	
	北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	03-3444-6161	329		
	虎の門病院	港区虎ノ門2-2-2	03-3588-1111	819		
	☆ 日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131	877	○	○
	東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	03-3823-2101	815		
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03-3813-3111	1,051		○
	東京医科歯科大学病院	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111	813	○	○
	東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	03-3815-5411	1,226	○	○
永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	03-3833-8381	400		○	
区南部	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000	815	○	
	NTT東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	03-3448-6111	594		
	☆ 東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151	916	○	
	大森赤十字病院	大田区中央4-30-1	03-3775-3111	344		
	東京都立荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	03-5734-8000	461		○
	東京労災病院	大田区大森南4-13-21	03-3742-7301	400		○
	池上総合病院	大田区池上6-1-19	03-3752-3151	384		
区西南部	国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111	688	○	
	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1	03-3300-0366	301		
	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	03-3429-1171	403		
	日産厚生会 玉川病院	世田谷区瀬田4-8-1	03-3700-1151	381		
	★ 東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181	426	○	○
	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	03-3400-1311	701	○	○
区西部	☆ 東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111	904	○	
	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35	03-3353-1211	946		
	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	03-3353-8111	1,193	○	○
	東京都立大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	03-5273-7711	304		
	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	03-3202-7181	749	○	
	東京山手メディカルセンター	新宿区百人町3-22-1	03-3364-0251	418		
	東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	03-3269-8111	520		
	新渡戸記念中野総合病院	中野区中央4-59-16	03-3382-1231	296		
	東京警察病院	中野区中野4-22-1	03-5343-5611	415		○
	荻窪病院	杉並区今川3-1-24	03-3399-1101	252		
	立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田2-25-1	03-3383-1281	340		
	東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	03-3941-3211	498		
区西北部	東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	03-5963-3311	351		
	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111	1,025	○	
	☆ 帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211	1,078	○	○
	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2	03-3964-1141	550		
	東京都立豊島病院	板橋区栄町33-1	03-5375-1234	438		○
	練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	03-3979-3611	342		
	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	03-5923-3111	490	○	
区東北部	☆ 東京女子医科大学付属足立医療センター	足立区江北4-33-1	03-3857-0111	450	○	○
	西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	03-5647-1700	196		
	苑田第一病院	足立区竹の塚4-1-12	03-3850-5721	221		
	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1	03-3899-1311	306		
	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2	03-3603-2111	371		
	東京都立東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	03-5682-5111	314		
	平成立石病院	葛飾区立石5-1-9	03-3692-2121	203		
	☆ 東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	03-3633-6151	765	○	○
	東京曳舟病院	墨田区東向島2-27-1	03-5655-1120	200		
	江東病院	江東区大島6-8-5	03-3685-2166	286		
区東部	順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20	03-5632-3111	404		
	がん研究会有明病院	江東区有明3-8-31	03-3520-0111	686		○
	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38	03-6204-6000	400		
	東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	03-5605-8811	400		
	江戸川病院	江戸川区東小岩2-24-18	03-3673-1221	474		
	森山記念病院	江戸川区北葛西4-3-1	03-5679-1211	293		
	☆ 青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	0428-22-3191	529	○	○
	公立阿佐留医療センター	あきる野市引田78-1	042-558-0321	305		
西多摩	公立福生病院	福生市加美平1-6-1	042-551-1111	316		
	☆ 東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	042-665-5611	610	○	○
	東海大学八王子病院	八王子市石川町1838	042-639-1111	500		○
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	042-371-2111	405	○	
	東京都立多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	042-338-5111	287		
	稲城市立病院	稲城市大丸1171	042-377-0931	290		
	町田市民病院	町田市旭町2-15-41	042-722-2230	447		
南多摩	南町田病院	町田市鶴間4-4-1	042-799-6161	222		
	日野市立病院	日野市多摩平4-3-1	042-581-2677	300		
	★ 国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256	042-526-5511	455	○	○
	立川病院	立川市錦町4-2-22	042-523-3131	450		
	東大和病院	東大和市南衛1-13-12	042-562-1411	284		
	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	0422-32-3111	611	○	○
北多摩南部	☆ 東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	多摩 042-323-5111 小児 042-300-5111	789 561	○ ○	○ ○
	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511	1,153	○	○
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	03-3480-1151	581		
北多摩北部	☆ 公立昭信病院	小平市花小金井8-1-1	042-461-0052	485	○	
	佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	042-461-1535	183		
	東京都立多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	042-396-3811	337		
	国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1	042-491-2111	522		
合計	83施設			43,776	28	23

★印は広域基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。
 三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。
 ヘリとは、ヘリコプターの臨時離着場をいう。

資料第2-8-5 東京都災害拠点精神科(連携)病院一覧 (都福祉保健局)

(本文423頁)

【災害拠点精神科病院】

令和4年10月11日現在(病床数は令和4年9月1日現在)

指定年度	二次保健医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	精神 病床数
令和元年度	北多摩南部	公益財団法人 井之頭病院	三鷹市上連雀4-14-1	0422-44-5331	640	640
令和2年度	区西南部	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	03-3303-7211	898	808
令和3年度	北多摩北部	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院	小平市小川東町4-1-1	042-341-2711	486	191

【災害拠点精神科連携病院】

指定年度	二次保健医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	精神 病床数
令和元年度	区西北部	一般財団法人精神医学研究所 附属東京武蔵野病院	板橋区小茂根4-11-11	03-5986-3111	601	552
	区西北部	医療法人社団翠会 成増厚生病院	板橋区三園1-19-1	03-3939-1191	484	436
	南多摩	医療法人社団東京愛成会 高月病院	八王子市宮下町178	0426-91-1131	516	516
	南多摩	医療法人社団光生会 平川病院	八王子市美山町1076	0426-51-3131	343	307
	南多摩	社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘記念病院	多摩市連光寺1-1-1	042-375-6311	467	467
	北多摩南部	医療法人社団 根岸病院	府中市武蔵台2-12-2	042-572-4121	426	426
	区東北部	医療法人社団 成仁病院	足立区島根3-2-1	03-3605-4490	114	114
	北多摩南部	医療法人社団欣助会 吉祥寺病院	調布市深大寺北町4-17-1	0424-82-9151	345	345
	西多摩	医療法人社団岩尾会 東京海道病院	青梅市末広町1-4-5	0428-32-0111	408	408
	区西南部	学校法人昭和大学 附属烏山病院	世田谷区北烏山6-11-11	03-3300-5231	340	296
令和2年度	北多摩南部	医療法人社団青山会 青木病院	調布市上石原3-33-17	0424-83-1355	320	270
	区西北部	医療法人社団厚生協会 大泉病院	練馬区大泉学園町6-9-1	03-3924-2111	240	240
	北多摩南部	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢2-20-36	0422-31-8600	590	551
	区東北部	医療法人財団厚生協会 東京足立病院	足立区保木間5-23-20	03-3883-6331	375	375
	西多摩	医療法人財団良心会 青梅成木台病院	青梅市成木1-447	0428-74-4111	270	270
	南多摩	医療法人永寿会 恩方病院	八王子市西寺方町105番	0426-51-3411	470	385
	区西北部	慈雲堂病院	練馬区関町南4-14-53	03-3928-6511	504	476
	北多摩北部	医療法人社団新新会 多摩あおば病院	東村山市青葉町2-27-1	042-393-2881	206	206
	南多摩	医療法人社団明和会 西八王子病院	八王子市上川町2150番地	0426-54-4551	227	182
	区西北部	医療法人社団翠会 陽和病院	練馬区大泉町2-17-1	03-3923-0221	260	260
令和3年度	北多摩北部	医療法人社団恵友会 三恵病院	東村山市青葉町3-29-1	042-391-3035	315	315
	南多摩	医療法人社団天紀会 こころのホスピタル町田	町田市上小山田町2140番地	042-797-0957	378	378

資料第 2-8-6 都における医薬品・医療資器材の備蓄整備状況（都福祉保健局）
（本文 442 頁）

① 備蓄倉庫一覧

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

倉庫名	所在地
立川地域防災センター内集中備蓄倉庫	立川市緑町 3233-2
災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫	新宿区北新宿 4-6-1
板橋区若木原公園内倉庫	板橋区若木 1-24 区立若木原公園内
大田区仲六郷複合施設地区備蓄倉庫	大田区仲六郷 2-44-11 六郷地域力推進センター B1F
白鬚東防災拠点内備蓄倉庫	墨田区堤通 2-4-3 都営白鬚東アパート 3 号棟 1 階
都営大江戸線清澄白河駅内備蓄倉庫	江東区三好一丁目 8 番地先から 1 番地先
都営大江戸線麻布十番駅内備蓄倉庫	港区麻布十番一丁目 2 番地先から 3 番地先

② 医療資器材

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

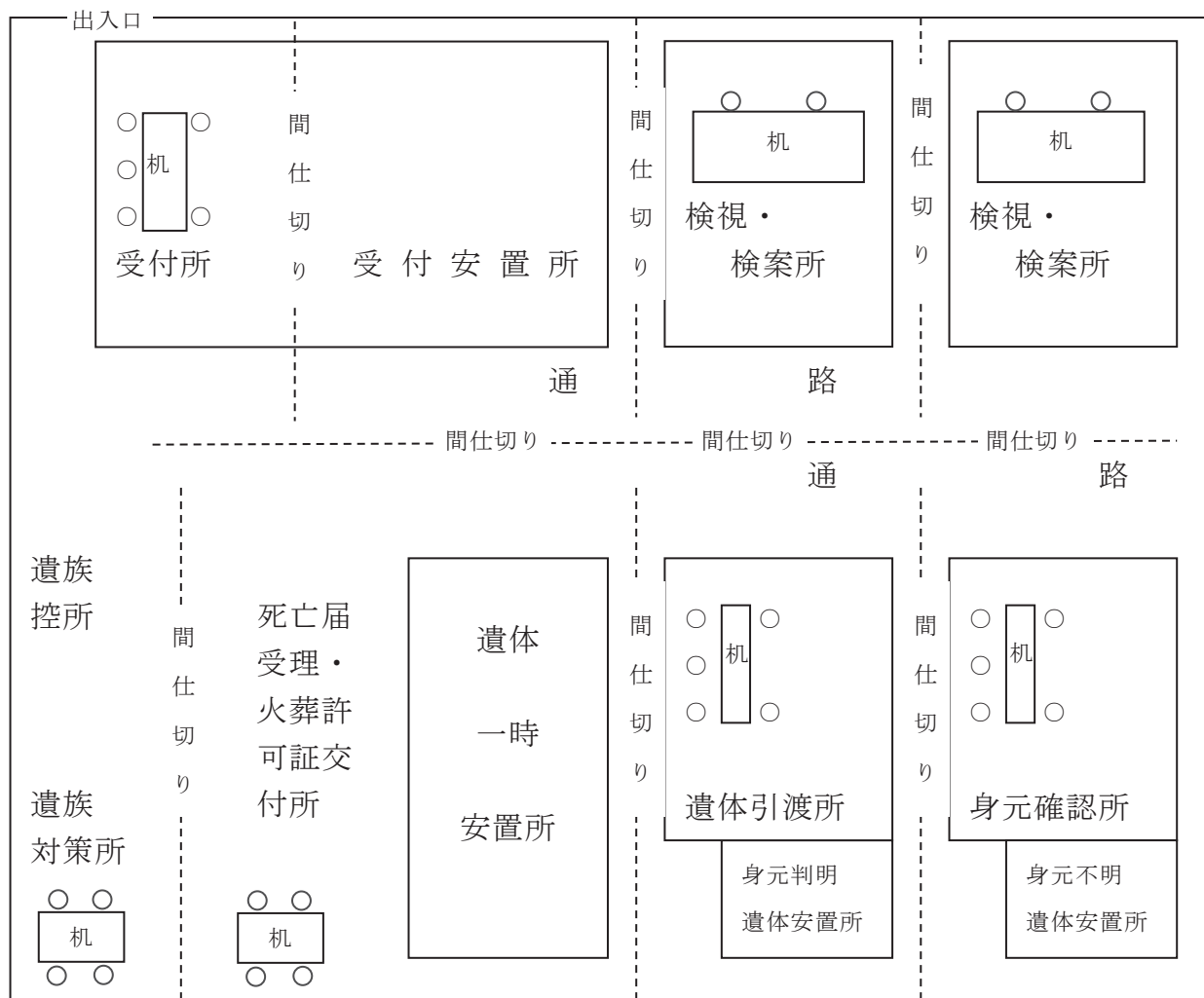
品名	数量 (セット)	備蓄場所	対応人員 (人分)
災害用救急医療資器材 (新 7 点セット)	108	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 (15 セット) 立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 (10 セット) 東京都災害拠点病院 (83 セット)	50,000
現場携行用医療資器材	84	東京都災害拠点病院 (83 セット) 東京都福祉保健局内 (1 セット)	213
セルフケアセット (救急箱)	254	都立学校 (249 セット) 都営大江戸線災害備蓄倉庫 (5 セット)	128,000
単品補充用医薬品		立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 板橋区若木原公園内倉庫 大田区仲六郷複合施設地区備蓄倉庫 白鬚東防災拠点備蓄倉庫	74,000 人分
合 計			252,213 人分

③ 応急用資器材の備蓄状況

(令和5年4月1日現在)

品名	規格	数量計		
			立川地域防災センター内集中備蓄倉庫	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫
煮沸消毒用機器	鍋・補助燃料	150 個	75 個	75 個
非常食	1セット60食分	500セット	250セット	250セット
テント	2間×3間	120張	60張	60張
ベット兼担架		150台	75台	75台
毛布		4,500枚	2,000枚	2,500枚
空気枕		4,500個	2,400個	2,100個
ガードル台		2,100台	1,100台	1,000台
洗面器		300面	150面	150面
タオル		6,000枚	3,000枚	3,000枚
非常用キャンドル	補充用ろうそく6本	750個	390個	360個
組立式簡易トイレ		90個	50個	40個

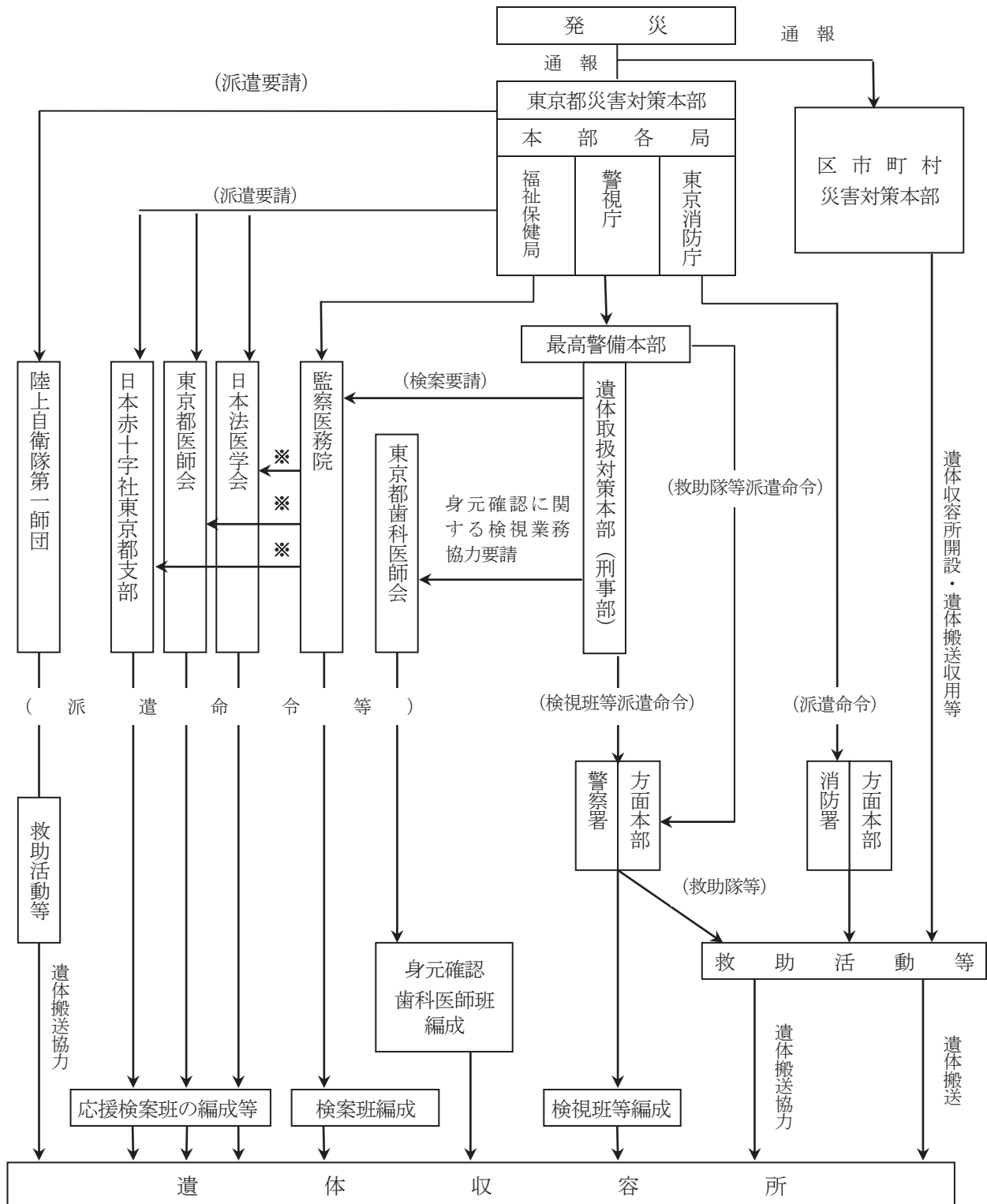
資料第2-8-7 遺体収容所における標準的な配置区分図(都福祉保健局) (本文45
1頁)



※ 「検視・検案所」は、上図にかかわらず検視班の数に応じて配置する。

資料第2-8-8 遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図（各防災機関）

（本文 452 頁）



※ 災害時における検案医の派遣要請方法については、状況により、検案班の編成実務を担当する監察医務院から、直接要請する場合もある。その場合、監察医務院長は都福祉保健局長に対してその旨を報告する。

資料第2-8-9 検案班処理能力（都福祉保健局）

（本文 452 頁）

構 成	構 成 人 員			計	編成 班数	期 間	出 動 延班数	1 班処 理件数	処理可能 延 件 数
	監察医	事務	作業						
監 察 医 務 院	1 人	1 人	1 人	5 人	9 班	10 日	90 班	64 体 / 1 日	5,760 体
応援監察医等	2 人	—	—						

資料第2-8-10 火葬場一覧表（都福祉保健局）

（本文460頁）

（令和5年4月1日現在）

	名称・所在地・電話番号			経営者
23区 9施設	瑞江葬儀所	江戸川区春江町3-26-1	03(3670)0132	東京都
	町屋斎場	荒川区町屋1-23-4	03(3892)0311	東京博善(株)
	落合斎場	新宿区上落合3-34-12	03(3361)4042	
	代々幡斎場	渋谷区西原2-42-1	03(3466)1006	
	四ツ木斎場	葛飾区白鳥2-9-1	03(3601)0424	
	桐ヶ谷斎場	品川区西五反田5-32-20	03(3491)0213	
	堀ノ内斎場	杉並区梅里1-2-27	03(3311)2324	
	戸田葬祭場	板橋区舟渡4-15-1	03(3966)4241	(株)戸田葬祭場
	臨海斎場	大田区東海1-3-1	03(5755)2833	臨海部広域斎場組合
多摩地区 9施設	青梅市火葬場	青梅市長淵5-743	0428(22)3918	青梅市
	瑞穂斎場	瑞穂町大字富士山栗原新田244	042(557)0064	瑞穂斎場組合
	思い出を語るロマンの杜 ひので斎場	日の出町大字平井3092	042(597)2131	秋川流域斎場組合
	八王子市斎場	八王子市山田町1681-2	0426(64)5707	八王子市
	日野市営火葬場	日野市多摩平3-28-8	042(583)8888	日野市
	南多摩斎場	町田市上小山田町2147	042(797)7641	南多摩斎場組合
	立川聖苑	立川市羽衣町3-20-18	042(522)2730	立川・昭島・国立聖苑組合
	日華多磨葬祭場	府中市多磨町2-1-1	042(361)2174	(株)日華
	府中の森市民聖苑	府中市浅間町1-3	042(367)7788	府中市
島しょ 8施設	八丈町火葬場	八丈町三根3481	04996(2)3020	八丈町
	小笠原村父島火葬場	小笠原村父島字洲崎	04998(2)3111	小笠原村
	小笠原村母島火葬場	小笠原村母島字評議平	04998(2)3111	
	新島村火葬場	新島村字道下77-1	04992(5)1110	新島村
	式根島火葬場	新島村式根島856-3	04992(7)0373	
	神津島村火葬場	神津島村字金長	04992(8)1250	神津島村
	大島町火葬場	大島町元町字黒ママ352-3	04992(2)2914	大島町
	三宅村火葬場	三宅村伊ヶ谷53番地5、53番地6、54番地3	04994(5)0423	三宅村
26ヶ所				



「災害用伝言板」への伝言の登録や、その確認は、つぎのように。

「災害用伝言板」は、震度6以上の地震など、大きな災害が発生した場合にケータイのネット上に緊急開設されます。つぎの各ケータイ上のWebサイトトップ画面からアクセスしてください。

(本文475,479,484頁)

The image shows four columns representing different carriers: docomo, au, SoftBank, and Y!mobile. Each column shows the carrier's mobile site top page and the disaster message board interface. Red circles with the text 'ココをクリック' (Click here) point to the specific buttons for registration or confirmation on each site.

伝言の登録

「登録」→「メッセージ」→「登録」と覚えてください。

伝言の確認

「確認」→「電話番号」→「検索」と覚えてください。

- ① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
 - ② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「登録」を選ぶ。
 - ③ メッセージしたい項目を選ぶ。(コメントも書き込めます)
 - ④ その画面でも「登録」を選ぶ。
- 伝言の登録が完了。

- ① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
 - ② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「確認」を選ぶ。
 - ③ 相手のケータイ電話番号を入力。
 - ④ その画面で「検索」を選ぶ。
- 伝言の検索結果が表示。

「全社一括検索」全ケータイ会社共通対応。

被災者の方のメッセージを、すべてのケータイ会社から素早く、スムーズに検索します。



「災害用伝言板」への伝言の登録や、その確認は、つぎのように。

「災害用伝言板」は、震度6以上の地震など、大きな災害が発生した場合にスマートフォン上に緊急開設されます。つぎの各スマートフォン上のWebサイトトップ、またはアプリ画面からアクセスしてください。

NTT docomo

dmenu
トップ画面

ココをクリック

災害用伝言板
トップ画面

au

auポータル (auスマートパス)
トップ画面

ココをクリック

災害用伝言板
トップ画面

SoftBank

「災害用伝言板」アプリ
ダウンロード方法

iPhone
App Store ⇒
「災害用伝言板」で検索
⇒「災害用伝言板」
アプリをダウンロード

SoftBank スマートフォン
Playストア ⇒
「災害用伝言板」で検索
⇒「災害用伝言板」アプリをダウンロード
または、MySoftBank
(<http://my.softbank.jp/>)から

▼

災害用伝言板
トップ画面

Y!mobile

「災害用伝言板」
アクセス方法

WEBサイト
<http://dengen.ymobile.jp/info/>
からご利用のスマートフォン・
ケータイごとに記載の案内を
ご確認ください。

伝言の登録

「登録」→「メッセージ」→「登録」と覚えてください。

- ① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
- ② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「登録」を選ぶ。
- ③ メッセージしたい項目を選ぶ。(コメントも書き込めます)
- ④ その画面でも「登録」を選ぶ。

伝言の登録が完了。

伝言の確認

「確認」→「電話番号」→「検索」と覚えてください。

- ① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
- ② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「確認」を選ぶ。
- ③ 相手のケータイ電話番号を入力。
- ④ その画面で「検索」を選ぶ。

伝言の検索結果が表示。

<iPhone・iPad・App Store>TM and ©2014 Apple Inc. All rights reserved. iPad・iPhoneは、米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社とのライセンスにもとづき使用されています。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。

「全社一括検索」全ケータイ会社共通対応。

被災者の方のメッセージを、すべてのケータイ会社から素早く、スムーズに検索します。

東京都帰宅困難者対策条例

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第七条—第九条）

第三章 安否確認及び情報提供（第十条・第十一条）

第四章 一時滞在施設の確保（第十二条）

第五章 帰宅支援（第十三条）

第六章 雑則（第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不在の場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

- 2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができることを認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

- 2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防

災のために作成する計画において明らかにし、当該計画に従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

(帰宅困難者対策実施状況の報告)

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

(事業者等に対する支援)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業者の一斉帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設

利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第一百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

- 2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

- 2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共

施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

- 3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション(徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。)を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

令和5年1月1日現在

番号	施設名称	所在地	区市町村	所管局
1	千代田都税事務所	千代田区内神田2-1-12	千代田区	主税局
2	東京都中小企業振興公社	千代田区神田佐久間町1-9	千代田区	産業労働局
3	スクワール麹町	千代田区麹町6-6	千代田区	東京消防庁
4	SPORTS STATION & CAFE	千代田区日比谷公園1-5	千代田区	建設局
5	「緑と水」の市民カレッジ	千代田区日比谷公園1-5	千代田区	建設局
6	東京国際フォーラム	千代田区丸の内3-5-1	千代田区	産業労働局
7	一橋高等学校	千代田区東神田1-12-13	千代田区	教育庁
8	東京交通会館	千代田区有楽町2-10-1	千代田区	交通局
9	東京舞台芸術活動支援センター	中央区日本橋箱崎町18-14	中央区	生活文化スポーツ局
10	晴海総合高等学校	中央区晴海1-2-1	中央区	教育庁
11	ニューピア竹芝ノースタワー(ニューピアホール)	港区海岸1-11-1	港区	港湾局
12	ホテルアジュール竹芝	港区海岸1-11-2	港区	職員共済組合
13	島しょ農林水産総合センター	港区海岸2-7-104	港区	産業労働局
14	東京港建設事務所	港区港南3-9-56	港区	港湾局
15	お台場海浜公園	港区台場1丁目	港区	港湾局
16	台場フロンティアビル	港区台場2-3-2	港区	港湾局
17	三田高等学校	港区三田1-4-46	港区	教育庁
18	東京都立中央図書館	港区南麻布5-7-13	港区	教育庁
19	芝商業高等学校	港区海岸1-8-25	港区	教育庁
20	六本木高等学校	港区六本木6-16-36	港区	教育庁
21	産業貿易センター浜松町館	港区海岸1-7-1	港区	産業労働局
22	淀橋市場	新宿区北新宿4-2-1	新宿区	中央卸売市場
23	総合芸術高等学校	新宿区富久町22-1	新宿区	教育庁
24	東京都庁第一本庁舎	新宿区西新宿2-8-1	新宿区	総務局
25	東京都庁第二本庁舎	新宿区西新宿2-8-1	新宿区	総務局
26	東京都議会議事堂	新宿区西新宿2-8-1	新宿区	総務局
27	新宿都税事務所	新宿区西新宿7-5-8	新宿区	主税局
28	消防博物館	新宿区四谷3-10	新宿区	東京消防庁
29	戸山高等学校	新宿区戸山3-19-1	新宿区	教育庁
30	中央・城北職業能力開発センター	文京区後楽1-9-5	文京区	産業労働局
31	教職員研修センター	文京区本郷1-3-3	文京区	教育庁
32	小石川中等教育学校	文京区本駒込2-29-29	文京区	教育庁
33	向丘高等学校	文京区向丘1-11-18	文京区	教育庁
34	竹早高等学校	文京区小石川4-2-1	文京区	教育庁
35	工芸高等学校	文京区本郷1-3-9	文京区	教育庁
36	忍岡高等学校	台東区浅草橋5-1-24	台東区	教育庁
37	浅草高等学校	台東区今戸1-8-13	台東区	教育庁
38	東京文化会館	台東区上野公園5-45	台東区	生活文化スポーツ局
39	上野グリーンサロン	台東区上野公園7-47	台東区	建設局
40	東京都美術館	台東区上野公園8-36	台東区	生活文化スポーツ局
41	台東都税事務所	台東区雷門1-6-1	台東区	主税局
42	蔵前工業高等学校	台東区蔵前1-3-57	台東区	教育庁
43	産業貿易センター台東館	台東区花川戸2-6-5	台東区	産業労働局
44	白鷗高等学校	台東区元浅草1-6-22	台東区	教育庁
45	上野高等学校	台東区上野公園10-14	台東区	教育庁
46	皮革技術センター	墨田区東墨田3-3-14	墨田区	産業労働局
47	墨田川高等学校	墨田区東向島3-34-14	墨田区	教育庁
48	本所都民防災教育センター	墨田区横川4-6-6	墨田区	東京消防庁
49	両国高等学校	墨田区江東橋1-7-14	墨田区	教育庁
50	日本橋高等学校	墨田区八広1-28-21	墨田区	教育庁
51	橘高等学校	墨田区立花4-29-7	墨田区	教育庁
52	本所高等学校	墨田区向島3-37-25	墨田区	教育庁
53	産業技術研究センター本部	江東区青海2-4-10	江東区	産業労働局
54	タイム24ビル	江東区青海2-4-32	江東区	産業労働局
55	テレコムセンタービル	江東区青海2-5-10	江東区	港湾局
59	東京国際展示場	江東区有明3-11-1	江東区	産業労働局

56	TFTビル	江東区有明3-6-11	江東区	産業労働局
57	有明パークビル	江東区有明3-7-11	江東区	産業労働局
58	有明フロンティアビル	江東区有明3-7-26	江東区	港湾局
60	江東都税事務所	江東区大島3-1-3	江東区	主税局
61	大江戸高等学校	江東区千石3-2-11	江東区	教育庁
62	東京辰巳国際水泳場	江東区辰巳2-8-10	江東区	生活文化スポーツ局
63	深川高等学校	江東区東陽5-32-19	江東区	教育庁
64	計量検定所	江東区新砂3-3-41	江東区	生活文化スポーツ局
65	東京都現代美術館	江東区三好4-1-1	江東区	生活文化スポーツ局
66	若洲海浜公園ヨット訓練所	江東区若洲3-1-1	江東区	生活文化スポーツ局
67	墨田工業高等学校	江東区森下5-1-7	江東区	教育庁
68	有明テニスの森公園テニス施設	江東区有明2-2-22	江東区	生活文化スポーツ局
69	第三商業高等学校	江東区越中島3-3-1	江東区	教育庁
70	豊洲市場	江東区豊洲6-6-1	江東区	中央卸売市場
71	海の森水上競技場	江東区海の森三丁目6番44号	江東区	生活文化スポーツ局
72	有明アリーナ	江東区有明一丁目11番1号	江東区	生活文化スポーツ局
73	東京アクアティクスセンター	江東区辰巳2-2-1	江東区	生活文化スポーツ局
74	東京都廃棄物埋立管理事務所	江東区海の森二丁目4番76号	江東区	環境局
75	東京都立産業技術高等専門学校 品川キャンパス	品川区東大井1-10-40	品川区	総務局
76	城南職業能力開発センター	品川区東品川3-31-16	品川区	産業労働局
77	大井ふ頭中央海浜公園(スポーツセンター)	品川区八潮4-1-19	品川区	港湾局
78	小山台高等学校	品川区小山3-3-32	品川区	教育庁
79	大崎高等学校	品川区豊町2-1-7	品川区	教育庁
80	品川都税事務所	品川区広町2-1-36品川区総合庁舎内	品川区	主税局
81	大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場	品川区八潮四丁目1番19号、大田区東海一丁目2番1号	品川区・大田区	生活文化スポーツ局
82	東京都写真美術館	目黒区三田1-13-3	目黒区	生活文化スポーツ局
83	駒場高等学校	目黒区大橋2-18-1	目黒区	教育庁
84	桜修館中等教育学校	目黒区八雲1-1-2	目黒区	教育庁
85	国際高等学校	目黒区駒場2-19-59	目黒区	教育庁
86	産業技術研究センター城南支所	大田区南蒲田1-20-20	大田区	産業労働局
87	大田桜台高等学校	大田区中馬込3-11-10	大田区	教育庁
88	大田市場	大田区東海3-2-1	大田区	中央卸売市場
89	京浜島勤労者厚生会館	大田区京浜島2丁目9番1号	大田区	産業労働局
90	世田谷市場	世田谷区大蔵1-4-1	世田谷区	中央卸売市場
91	世田谷総合高等学校	世田谷区岡本2-9-1	世田谷区	教育庁
92	駒沢オリンピック公園総合運動場	世田谷区駒沢公園1-1	世田谷区	生活文化スポーツ局
93	松原高等学校	世田谷区桜上水4-3-5	世田谷区	教育庁
94	総合工科高等学校	世田谷区成城9-25-1	世田谷区	教育庁
95	園芸高等学校	世田谷区深沢5-38-1	世田谷区	教育庁
96	深沢高等学校	世田谷区深沢7-3-14	世田谷区	教育庁
97	東京ウィメンズプラザ	渋谷区神宮前5-53-67	渋谷区	生活文化スポーツ局
98	東京体育館	渋谷区千駄ヶ谷1-17-1	渋谷区	生活文化スポーツ局
99	青山高等学校	渋谷区神宮前2-1-8	渋谷区	教育庁
100	広尾高等学校	渋谷区東4-14-14	渋谷区	教育庁
101	第一商業高等学校	渋谷区鉢山町8-1	渋谷区	教育庁
102	稔ヶ丘高等学校	中野区上鷺宮5-11-1	中野区	教育庁
103	中野都税事務所	中野区中野4-6-15	中野区	主税局
104	鷺宮高等学校	中野区若宮3-46-8	中野区	教育庁
105	武蔵丘高等学校	中野区上鷺宮2-14-1	中野区	教育庁
106	富士高等学校	中野区弥生町5-21-1	中野区	教育庁
107	杉並高等学校	杉並区成田西4-15-15	杉並区	教育庁
108	豊多摩高等学校	杉並区成田西2-6-18	杉並区	教育庁
109	農芸高等学校	杉並区今川3-25-1	杉並区	教育庁
110	豊島市場	豊島区巣鴨5-1-5	豊島区	中央卸売市場
111	東京芸術劇場	豊島区西池袋1-8-1	豊島区	生活文化スポーツ局
112	池袋都民防災教育センター	豊島区西池袋2-37-8	豊島区	東京消防庁
113	労働相談情報センター池袋事務所	豊島区東池袋4-23-9	豊島区	産業労働局
114	文京高等学校	豊島区西巣鴨1-1-5	豊島区	教育庁
115	豊島高等学校	豊島区千早4-9-21	豊島区	教育庁

116	千早高等学校	豊島区千早3-46-21	豊島区	教育庁
117	東京都障害者総合スポーツセンター	北区十条台1-2-2	北区	生活文化スポーツ局
118	王子総合高等学校	北区滝野川3-54-7	北区	教育庁
119	中央・城北職業能力開発センター赤羽校	北区西が丘3-7-8	北区	産業労働局
120	赤羽北桜高等学校	北区西が丘3-14-20	北区	教育庁
121	荒川都税事務所	荒川区西日暮里2-25-1	荒川区	主税局
122	東京都立大学 荒川キャンパス	荒川区東尾久7-2-10	荒川区	総務局
123	荒川工業高等学校	荒川区南千住6-42-1	荒川区	教育庁
124	板橋市場	板橋区高島平6-1-5	板橋区	中央卸売市場
125	板橋有徳高等学校	板橋区徳丸2-17-1	板橋区	教育庁
126	中央・城北職業能力開発センター板橋校	板橋区舟渡2-2-1	板橋区	産業労働局
127	板橋高等学校	板橋区大谷口1-54-1	板橋区	教育庁
128	板橋都税事務所	板橋区大山東町44-8	板橋区	主税局
129	北豊島工業高等学校	板橋区富士見町28-1	板橋区	教育庁
130	北園高等学校	板橋区板橋4-14-1	板橋区	教育庁
131	大山高等学校	板橋区小茂根5-18-1	板橋区	教育庁
132	練馬高等学校	練馬区春日町4-28-25	練馬区	教育庁
133	第四商業高等学校	練馬区貫井3-45-19	練馬区	教育庁
134	練馬工業高等学校	練馬区早宮2-9-18	練馬区	教育庁
135	光丘高等学校	練馬区旭町2-1-35	練馬区	教育庁
136	井草高等学校	練馬区上石神井2-2-43	練馬区	教育庁
137	石神井高等学校	練馬区関町北4-32-48	練馬区	教育庁
138	大泉高等学校	練馬区東大泉5-3-1	練馬区	教育庁
139	練馬都税事務所	練馬区豊玉北6-13-10	練馬区	主税局
140	北足立市場	足立区入谷6-3-1	足立区	中央卸売市場
141	足立東高等学校	足立区大谷田2-3-5	足立区	教育庁
142	足立西高等学校	足立区江北5-7-1	足立区	教育庁
143	足立新田高等学校	足立区新田2-10-16	足立区	教育庁
144	足立都税事務所	足立区西新井栄町2-8-15	足立区	主税局
145	足立市場	足立区千住橋戸町50	足立区	中央卸売市場
146	淵江高等学校	足立区東保木間2-10-1	足立区	教育庁
147	東京武道館	足立区綾瀬3-20-1	足立区	生活文化スポーツ局
148	城東職業能力開発センター	足立区綾瀬5-6-1	足立区	産業労働局
149	足立工業高等学校	足立区西新井4-30-1	足立区	教育庁
150	産業技術研究センター城東支所	葛飾区青戸7-2-5	葛飾区	産業労働局
151	南葛飾高等学校	葛飾区立石6-4-1	葛飾区	教育庁
152	葛西工業高等学校	江戸川区一之江7-68-1	江戸川区	教育庁
153	城東職業能力開発センター江戸川校	江戸川区中央2-31-27	江戸川区	産業労働局
154	江戸川都税事務所	江戸川区中央4-24-19	江戸川区	主税局
155	篠崎高等学校	江戸川区東篠崎1-10-1	江戸川区	教育庁
156	葛西市場	江戸川区臨海町3-4-1	江戸川区	中央卸売市場
157	江戸川高等学校	江戸川区松島2-38-1	江戸川区	教育庁
158	葛西南高等学校	江戸川区南葛西1-11-1	江戸川区	教育庁
159	小松川高等学校	江戸川区平井1-27-10	江戸川区	教育庁
160	カヌー・スラロームセンター	江戸川区臨海町6丁目1-1	江戸川区	生活文化スポーツ局
161	八王子拓真高等学校	八王子市台町3-25-1	八王子市	教育庁
162	多摩職業能力開発センター八王子校	八王子市台町1-11-1	八王子市	産業労働局
163	松が谷高等学校	八王子市松が谷1772	八王子市	教育庁
164	東京都立大学 南大沢キャンパス	八王子市南大沢1-1	八王子市	総務局
165	南多摩中等教育学校	八王子市明神町4-20-1	八王子市	教育庁
166	八王子桑志高等学校	八王子市千人町4-8-1	八王子市	教育庁
167	八王子北高等学校	八王子市檜原町601	八王子市	教育庁
168	富士森高等学校	八王子市長房町420-2	八王子市	教育庁
169	翔陽高等学校	八王子市館町 1097-136	八王子市	教育庁
170	多摩産業交流センター	八王子市明神町3-19-2	八王子市	産業労働局
171	立川国際中等教育学校	立川市曙町3-29-37	立川市	教育庁
172	立川都民防災教育センター(立川防災館)	立川市泉町1156-1	立川市	東京消防庁
173	立川都税事務所	立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎内	立川市	主税局
174	東京都農林水産振興財団(立川庁舎)	立川市富士見町3-8-1	立川市	産業労働局

175	立川高等学校	立川市錦町2-13-5	立川市	教育庁
176	三鷹中等教育学校	三鷹市新川6-21-21	三鷹市	教育庁
177	多摩高等学校	青梅市裏宿町580	青梅市	教育庁
178	東京都青梅合同庁舎	青梅市河辺町6-4-1	青梅市	産業労働局
179	東京都農林水産振興財団(青梅庁舎)	青梅市新町6-7-1	青梅市	産業労働局
180	青梅総合高等学校	青梅市勝沼1-60-1	青梅市	教育庁
181	府中東高等学校	府中市押立町4-21	府中市	教育庁
182	府中工業高等学校	府中市若松町2-19-1	府中市	教育庁
183	農業高等学校	府中市寿町1-10-2	府中市	教育庁
184	府中高等学校	府中市栄町3-3-1	府中市	教育庁
185	多摩職業能力開発センター府中校	府中市南町4-37-2	府中市	産業労働局
186	府中西高等学校	府中市日新町4-6-7	府中市	教育庁
187	産業技術研究センター多摩テクノプラザ	昭島市東町3-6-1	昭島市	産業労働局
188	多摩職業能力開発センター	昭島市東町3-6-33	昭島市	産業労働局
189	昭和高等学校	昭島市東町2-3-21	昭島市	教育庁
190	味の素スタジアム(調布庁舎)	調布市西町376-3	調布市	生活文化スポーツ局
191	調布南高等学校	調布市多摩川6-2-1	調布市	教育庁
192	武蔵野の森総合スポーツプラザ	調布市西町290-11	調布市	生活文化スポーツ局
193	町田工業高等学校	町田市忠生1-20-2	町田市	教育庁
194	町田総合高等学校	町田市木曽西3-5-1	町田市	教育庁
195	成瀬高等学校	町田市成瀬7-4-1	町田市	教育庁
196	町田高等学校	町田市中町4-25-3	町田市	教育庁
197	小川高等学校	町田市小川2-1002-1	町田市	教育庁
198	江戸東京たてももの園	小金井市桜町3-7-1	小金井市	生活文化スポーツ局
199	多摩科学技術高等学校	小金井市本町6-8-9	小金井市	教育庁
200	小金井北高等学校	小金井市緑町4-1-1	小金井市	教育庁
201	立川都税事務所小平都税支所	小平市花小金井1丁目6-20	小平市	主税局
202	小平西高等学校	小平市小川町1-502-95	小平市	教育庁
203	小平高等学校	小平市仲町112	小平市	教育庁
204	小平南高等学校	小平市上水本町6-21-1	小平市	教育庁
205	日野台高等学校	日野市大坂上4-16-1	日野市	教育庁
206	東京都立大学 日野キャンパス	日野市旭が丘6-6	日野市	総務局
207	南平高等学校	日野市南平8-2-3	日野市	教育庁
208	東村山高等学校	東村山市恩多町4-26-1	東村山市	教育庁
209	多摩図書館	国分寺市泉町2丁目2-26	国分寺市	教育庁
210	国分寺高等学校	国分寺市新町3-2-5	国分寺市	教育庁
211	国立高等学校	国立市東4-25-1	国立市	教育庁
212	東京都多摩障害者スポーツセンター	国立市富士見台2-1-1	国立市	生活文化スポーツ局
213	第五商業高等学校	国立市中3-4-1	国立市	教育庁
214	福生高等学校	福生市北田園2-11-3	福生市	教育庁
215	多摩工業高等学校	福生市熊川215	福生市	教育庁
216	東大和高等学校	東大和市中央3-945	東大和市	教育庁
217	清瀬高等学校	清瀬市松山3-1-56	清瀬市	教育庁
218	東久留米総合高等学校	東久留米市幸町5-8-46	東久留米市	教育庁
219	上水高等学校	武蔵村山市大南4-62-1	武蔵村山市	教育庁
220	武蔵村山高等学校	武蔵村山市中原1-7-1	武蔵村山市	教育庁
221	永山高等学校	多摩市永山5-22	多摩市	教育庁
222	多摩ニュータウン市場	多摩市永山7-4	多摩市	中央卸売市場
223	若葉総合高等学校	稲城市坂浜1434-3	稲城市	教育庁
224	羽村高等学校	羽村市羽4152-1	羽村市	教育庁
225	五日市高等学校	あきる野市五日市894	あきる野市	教育庁
226	秋留台高等学校	あきる野市平沢153-4	あきる野市	教育庁
227	瑞穂農芸高等学校	瑞穂町石畑2027	瑞穂町	教育庁

注)周辺の被災状況及び施設の被災・準備状況により、施設によっては発災直後に開設できない場合があります。

資料第2-9-4 災害時帰宅支援ステーション協定締結先一覧及び各都県市店舗数(都総務局)

No	協定の相手方	埼玉県	さいたま市	千葉県	千葉市	東京都	神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	合計	協定締結年月日
01	株式会社セブーン・ジャパン	1,229	(227)	1,160	(175)	2,848	1,482	(526)	(260)	(134)	6,719	平成17年8月31日
02	山崎製パン株式会社	45	(12)	89	(20)	56	39	(19)	(6)	(4)	229	平成17年8月31日
03	株式会社ファミリマート	784	(150)	635	(112)	2,442	985	(419)	(170)	(74)	4,846	平成17年8月31日
04	ミニストップ株式会社	132	(25)	172	(39)	247	116	(34)	(17)	(11)	667	平成17年8月31日
05	株式会社ローソン	688	(102)	573	(92)	1,530	1,023	(404)	(179)	(78)	3,794	平成17年8月31日
06	株式会社吉野家	78	(16)	60	(12)	191	55	(29)	(17)	(8)	384	平成17年8月31日
07	株式会社ポプラ	4	(1)	5	(2)	18	3	(1)	(1)	(1)	30	平成17年9月22日
08	山田食品産業株式会社	79	(8)	9	(2)	15	10	(17)	(8)	(4)	113	平成17年9月22日
09	株式会社セブーン&アイ・フーズシステムズ	25	(6)	35	(5)	97	55	(17)	(8)	(2)	212	平成19年2月8日等
10	ロイヤルフードサービス株式会社 <small>(旧登録名:ロイヤルホールディングス株式会社)</small>	19	(5)	16	(5)	95	35	(15)	(3)	(4)	165	平成19年2月8日等
11	株式会社モスフードサービス	65	(15)	46	(6)	176	79	(34)	(14)	(5)	366	平成20年6月11日
12	株式会社香番屋	58	(11)	43	(7)	169	55	(23)	(10)	(5)	325	平成22年8月20日
13	ワタミ株式会社	17	(5)	14	(2)	89	30	(16)	(5)	(3)	150	平成23年6月20日
14	ナムニー株式会社	26	(5)	16	(7)	63	31	(15)	(4)	(4)	136	平成23年6月20日
15	株式会社第一興商											
16	株式会社B&V											
17	サガミレストランズ株式会社	5				4	3		(1)		12	平成24年8月31日
18	味の民芸フードサービス株式会社					18					18	
19	埼玉県カラオケ業防犯協会											平成24年9月19日
20	千葉県カラオケ事業者防犯協会											平成24年9月19日
21	東京都カラオケボックス事業者防犯協会											平成24年9月19日
22	神奈川県カラオケボックス協会	178	(32)	146		564	280	(103)	(48)	(25)	1,168	平成24年9月19日
23	サトフードサービス株式会社	12	(4)	3		18	6	(2)	(1)	(1)	39	平成24年12月1日
24	株式会社ダスキン	22	(4)	22	(4)	53	29	(13)	(4)	(2)	126	平成25年3月11日
25	タリーズコーヒー・ジャパン株式会社	10	(1)	8	(2)	79	27	(11)	(5)	(2)	124	平成25年3月11日
26	株式会社ストロベリー・コーンズ	2	(1)			18	5				25	平成25年10月8日
27	株式会社オートバックスセブン	28	(2)	25	(2)	26	27	(7)	(3)	(3)	106	平成26年11月6日
28	ケアパートナー株式会社	4		11		6	5				26	令和2年3月25日
29	株式会社共和コーポレーション	1				1					2	令和4年2月28日
	小計1	3,491	632	3,088	494	8,823	4,380	1,688	756	365	19,782	
30	ガソリンスタンド	710	(103)	742	(83)	803	625	(217)	(86)	(56)	2,880	
31	都立学校(東京都のみ)					239					239	
32	日産自動車系販売店(東京都のみ)					113					113	平成26年12月19日
33	トヨタ自動車系販売店(東京都のみ)					359					359	平成27年12月21日
34	農業協同組合等(東京都のみ)					55					55	平成28年11月2日
35	関東マツダ系販売店	45	(10)			47	12	(9)	(2)	(1)	104	令和2年3月27日
36	神奈川県(神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市) 締結分						4,126	(1,518)	(537)	(303)	4,126	
	小計2	755	113	742	83	1,616	4,763	1,744	625	360	7,876	
	合計	4,246	745	3,830	577	10,439	9,143	3,432	1,381	725	27,658	

- ① 放射状路線
 - 1 第一京浜（日本橋～六郷橋）
 - 2 第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）
 - 3 中原街道（中原口～丸子橋）
 - 4 玉川通り（三宅坂～二子橋）
 - 5 甲州街道（桜田門～八王子）
 - 6 青梅街道・新青梅街道（新宿大ガード西～箱根ヶ崎）
 - 7 川越街道（本郷3～東埼橋）
 - 8 中山道（宝町3～戸田橋）
 - 9 北本通り（王子駅～新荒川大橋）
 - 10 日光街道（日本橋元標～水神橋）
 - 11 水戸街道（本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
 - 12 蔵前橋通り（湯島1～市川橋）
 - 13 井の頭通り（大原2～関前）
 - 14 五日市街道（関前～福生）
- ② 環状路線
 - 1 環状7号線
 - 2 環状8号線

資料第2-10-1 区部の避難場所（都都市整備局）（本文527頁）

（令和5年4月1日現在）

区名	指定箇所 (カ所)	想定収容人数 (人)
中央区	4	732,308
港区	3	617,123
新宿区	6	865,951
文京区	7	920,494
台東区	3	536,712
墨田区	9	636,225
江東区	11	1,378,400
品川区	5	578,530
大田区	11	1,514,738
世田谷区	19	2,284,889
渋谷区	4	985,997
中野区	7	257,002
杉並区	14	903,859
豊島区	4	316,549
北区	15	941,748
荒川区	4	419,513
板橋区	6	713,924
練馬区	9	1,062,267
足立区	32	3,507,242
葛飾区	12	1,721,594
江戸川区	9	2,108,382
港区・新宿区	1	64,386
港区・品川区	2	269,473
新宿区・渋谷区	1	383,193
新宿区・中野区	1	98,466
江東区・江戸川区	1	323,970
品川区・目黒区	1	106,136
品川区・大田区	1	1,744,421
目黒区・大田区	1	109,739
目黒区・世田谷区	3	590,354
目黒区・渋谷区	2	158,613
大田区・世田谷区	1	229,196
中野区・杉並区	2	165,716
杉並区・練馬区	1	73,088
豊島区・北区	1	127,592
北区・板橋区	4	1,362,910
板橋区・練馬区	2	1,299,490
港区・新宿区・渋谷区	1	354,235
目黒区・世田谷区・渋谷区	1	222,874
総計	221	30,687,299

（注）

- 1 本表は東京都震災対策条例に基づく避難場所のみを計上している。
- 2 避難場所が2以上の自治体に係る場合、「○区・○区」と表記している。
- 3 本表は地震用の避難場所を指す。

地区名	区名	所在地	地区内 退避人口
千代田区、秋葉原、上野地区	千代田区	飯田橋一丁目、飯田橋二丁目、飯田橋三丁目、飯田橋四丁目、一番町、岩本町一丁目、岩本町二丁目、岩本町三丁目、内神田一丁目、内神田二丁目、内神田三丁目、内幸町一丁目、内幸町二丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、霞が関一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目、神田相生町、神田淡路町一丁目、神田淡路町二丁目、神田和泉町、神田岩本町、神田小川町一丁目、神田小川町二丁目、神田小川町三丁目、神田鍛冶町三丁目、神田北乗物町、神田紺屋町、神田佐久間河岸、神田佐久間町一丁目、神田佐久間町二丁目、神田佐久間町三丁目、神田佐久間町四丁目、神田猿樂町一丁目、神田猿樂町二丁目、神田神保町一丁目、神田神保町二丁目、神田神保町三丁目、神田須田町一丁目、神田須田町二丁目、神田駿河台一丁目、神田駿河台二丁目、神田駿河台三丁目、神田駿河台四丁目、神田多町二丁目、神田司町二丁目、神田富山町、神田錦町一丁目、神田錦町二丁目、神田錦町三丁目、神田西福田町、神田練塀町、神田花岡町、神田東紺屋町、神田東松下町、神田平河町、神田松永町、神田美倉町、神田三崎町一丁目、神田三崎町二丁目、神田三崎町三丁目、神田美土代町、紀尾井町、北の丸公園、九段北一丁目、九段北二丁目、九段北三丁目、九段北四丁目、九段南一丁目、九段南二丁目、九段南三丁目、九段南四丁目、皇居外苑、麴町一丁目、麴町二丁目、麴町三丁目、麴町四丁目、麴町五丁目、麴町六丁目、五番町、三番町、外神田一丁目、外神田二丁目、外神田三丁目、外神田四丁目、外神田五丁目、外神田六丁目、千代田、永田町一丁目、永田町二丁目、西神田一丁目、西神田二丁目、西神田三丁目、二番町、隼町、東神田一丁目、東神田二丁目、東神田三丁目、一ツ橋一丁目、一ツ橋二丁目、日比谷公園、平河町一丁目、平河町二丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、有楽町一丁目、有楽町二丁目、四番町及び六番町	868, 494
	台東区	秋葉原、上野一丁目、上野二丁目、上野三丁目、上野四丁目、上野五丁目及び上野六丁目	
西新宿地区	新宿区	西新宿一丁目、西新宿二丁目、西新宿三丁目の一部、西新宿六丁目及び西新宿七丁目	178, 924
池袋地区	豊島区	池袋一丁目の一部、池袋二丁目の一部、池袋四丁目の一部、上池袋二丁目の一部、西池袋一丁目、東池袋一丁目、東池袋三丁目、東池袋四丁目の一部及び南池袋一丁目の一部	92, 331
渋谷地区	渋谷区	鶯谷町、宇田川町、恵比寿西一丁目、恵比寿西二丁目、恵比寿南一丁目、恵比寿南二丁目、恵比寿南三丁目、神山町、桜丘町、猿樂町、渋谷一丁目、渋谷二丁目、渋谷三丁目、松濤一丁目、松濤二丁目、神宮前五丁目、神宮前六丁目、神泉町、神南一丁目、神南二丁目、代官山町、道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、南平台町、鉢山町及び円山町	191, 122
五反田地区	品川区	大崎一丁目、大崎四丁目の一部、大崎五丁目、北品川五丁目の一部、西五反田一丁目、西五反田二丁目、西五反田三丁目、西五反田四丁目の一部、西五反田五丁目の一部、西五反田六丁目の一部、西五反田七丁目、西五反田八丁目、東五反田一丁目の一部、東五反田二丁目、東五反田五丁目、広町一丁目の一部及び南品川四丁目の一部	125, 031

銀座、日本橋周辺地区	中央区	京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、銀座八丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、日本橋大伝馬町、日本橋蛸殻町一丁目、日本橋蛸殻町二丁目、日本橋兜町、日本橋茅場町一丁目、日本橋茅場町二丁目、日本橋茅場町三丁目、日本橋小網町、日本橋小伝馬町、日本橋小舟町、日本橋富沢町、日本橋人形町一丁目、日本橋人形町三丁目、日本橋馬喰町一丁目、日本橋馬喰町二丁目、日本橋浜町一丁目、日本橋久松町、日本橋堀留町一丁目、日本橋堀留町二丁目、日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋本町四丁目、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋室町四丁目、日本橋横山町、八丁堀一丁目、八丁堀二丁目、八丁堀三丁目、八丁堀四丁目、東日本橋一丁目、東日本橋二丁目、東日本橋三丁目、八重洲一丁目及び八重洲二丁目	376,509
東新橋、海岸地区	港区	海岸一丁目及び東新橋一丁目	57,057
芝浦地区	港区	芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目及び芝浦四丁目	66,109
港南地区	港区	港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目及び港南四丁目	82,631
若洲地区	江東区	若洲一丁目、若洲二丁目及び若洲三丁目	1,085
港南、東品川地区	港区 品川区	港南五丁目 東品川五丁目	3,231
海岸地区	港区	海岸二丁目及び海岸三丁目	13,132
青海、東八潮、台場地区	港区 江東区 品川区	台場一丁目及び台場二丁目 青海一丁目、青海二丁目、青海三丁目及び青海四丁目 東八潮	29,154
新木場、夢の島地区	江東区	新木場一丁目、新木場二丁目、新木場三丁目、新木場四丁目、夢の島一丁目、夢の島二丁目及び夢の島三丁目	20,758
新砂地区	江東区	新砂一丁目、新砂二丁目及び新砂三丁目	32,933
豊洲地区	江東区	豊洲一丁目、豊洲二丁目、豊洲三丁目、豊洲四丁目、豊洲五丁目及び豊洲六丁目	65,902
有明、東雲地区	江東区	有明一丁目、有明二丁目、有明三丁目、有明四丁目、東雲一丁目及び東雲二丁目	48,909
赤坂、六本木地区	港区	赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、赤坂六丁目、赤坂七丁目、赤坂八丁目、赤坂九丁目、麻布台一丁目、麻布台二丁目、麻布台三丁目、麻布永坂町、麻布狸穴町、愛宕一丁目、愛宕二丁目、芝公園三丁目の一部、虎ノ門一丁目、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目、虎ノ門四丁目、虎ノ門五丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目、西新橋三丁目、六本木一丁目、六本木二丁目、六本木三丁目、六本木四丁目、六本木五丁目、六本木六丁目及び六本木七丁目	244,521
新橋、芝地区	港区	芝一丁目、芝二丁目、芝四丁目、芝公園一丁目、芝公園二丁目、芝公園三丁目の一部、芝公園四丁目の一部、芝大門一丁目、芝大門二丁目、新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、新橋六丁目、浜松町一丁目、浜松町二丁目及び東新橋二丁目	134,536
新富町、築地地区	中央区	明石町、新富一丁目、新富二丁目、築地一丁目、築地二丁目、築地三丁目、築地四丁目の一部、築地五丁目、築地六丁目の一部及び浜離宮庭園	59,350
日本橋浜町、箱崎地区	中央区	日本橋中洲、日本橋人形町二丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町二丁目及び日本橋浜町三丁目	37,737

八潮、東海、城南島地区	品川区	東品川二丁目、東品川三丁目、東品川四丁目、八潮一丁目、八潮二丁目、八潮三丁目、八潮四丁目及び八潮五丁目	81,061
	大田区	城南島一丁目、城南島二丁目、城南島三丁目、城南島四丁目、城南島五丁目、城南島六丁目、城南島七丁目、東海一丁目、東海二丁目、東海三丁目、東海四丁目、東海五丁目及び東海六丁目	
昭和島地区	大田区	昭和島一丁目及び昭和島二丁目	2,109
京浜島地区	大田区	京浜島一丁目、京浜島二丁目及び京浜島三丁目	4,754
羽田空港地区	大田区	羽田空港一丁目、羽田空港二丁目及び羽田空港三丁目	47,100
錦糸町地区	墨田区	錦糸一丁目、錦糸二丁目、錦糸三丁目、錦糸四丁目、江東橋一丁目、江東橋二丁目、江東橋三丁目及び江東橋四丁目	38,782
辰巳、潮見、枝川地区	江東区	枝川二丁目、枝川三丁目、越中島三丁目、木場一丁目、木場六丁目、塩浜一丁目、塩浜二丁目、潮見一丁目、潮見二丁目、辰巳一丁目、辰巳二丁目及び辰巳三丁目	55,267
西葛西地区	江戸川区	中葛西三丁目、中葛西四丁目、西葛西二丁目、西葛西三丁目、西葛西四丁目及び西葛西五丁目	34,966
入谷地区	足立区	入谷六丁目、入谷七丁目、入谷八丁目及び入谷九丁目	9,829
高島平地区	板橋区	新河岸一丁目、新河岸二丁目、新河岸三丁目、高島平六丁目、高島平七丁目、高島平八丁目、高島平九丁目、蓮根三丁目、舟渡四丁目及び三園二丁目	33,676
勝島地区	品川区	勝島一丁目、勝島二丁目、勝島三丁目、南大井二丁目、南大井三丁目及び南大井六丁目	39,251
平和島地区	大田区	大森北一丁目、大森北二丁目、大森東一丁目の一部、大森本町一丁目、ふるさとの浜辺公園、平和島一丁目、平和島二丁目、平和島三丁目、平和島四丁目、平和島五丁目、平和島六丁目及び平和の森公園	39,774
南千住地区	荒川区	南千住三丁目の一部、南千住四丁目及び南千住八丁目	16,729
蒲田地区	大田区	蒲田四丁目、蒲田五丁目、西蒲田五丁目の一部、西蒲田七丁目及び西蒲田八丁目	39,587
元赤坂地区	港区	元赤坂一丁目及び元赤坂二丁目の一部	13,115
	新宿区	南元町の一部	
中央防波堤埋立地地区	江東区	海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目	0
	大田区	令和島一丁目及び令和島二丁目 中央防波堤埋立地	
青山、麻布地区	港区	麻布十番一丁目、芝公園四丁目の一部、西麻布一丁目、西麻布三丁目、東麻布一丁目、東麻布二丁目、東麻布三丁目、南青山一丁目、南青山二丁目、南青山三丁目、南青山四丁目の一部及び元麻布三丁目	56,298
勝どき5～6丁目、豊海町地区	中央区	勝どき五丁目、勝どき六丁目及び豊海町	15,507
青葉台、目黒地区	目黒区	青葉台一丁目、青葉台二丁目、青葉台三丁目、青葉台四丁目、上目黒一丁目、中目黒一丁目及び中目黒二丁目	29,401
新川地区	中央区	新川一丁目及び新川二丁目	28,919
総計			3,315,581

資料第2-10-3 区別避難道路系統図(都都市整備局)

(本文527頁)

避難道路
避難道路系統図

※道路名右側の【 】は道路通称名を表す。
道路名下側の()は道路始点を表す。

番号	避難場所名	利用区	避難道路系統図	延長(km)
28	上野公園一帯	台東	<p>①系統 特例都道上野月島線 (台東区西浅草一丁目)</p> <p>主要地方道環状三号線【言問通り】 (台東区浅草三丁目)</p> <p>一般国道4号【昭和通り】 (台東区三ノ輪二丁目)</p> <p>特例都道神田白山線 (台東区東上野三丁目)</p> <p>主要地方道御徒町小岩線【蔵前橋通り】 (台東区浅草橋三丁目) → 一般国道4号【昭和通り】 (台東区台東一丁目) → 特例都道神田白山線</p>	7.5
		台東 荒川	<p>②系統</p> <p>主要地方道上野尾竹橋線 (荒川区東日暮里三丁目) → 主要地方道環状三号線【言問通り】 (台東区上野桜木一丁目) → 区道63号 (台東区上野桜木一丁目)</p> <p>主要地方道環状三号線【言問通り】 (台東区根岸一丁目) → 区道67号 (台東区根岸一丁目) → 特例都道神田白山線 (台東区上野七丁目)</p> <p>区道62号 (台東区上野公園)</p>	3.3
39	大井競馬場・しながわ区民公園	品川	<p>③系統 区道準幹線32号 (品川区西大井六丁目) → 区道幹線一級7号 (品川区西大井一丁目)</p>	2.2
44	平和島地区	大田	<p>④系統</p> <p>一般国道15号【第一京浜】 (大田区大森西三丁目)</p> <p>主要地方道環状七号線 (大田区北馬込二丁目)</p>	5.1
		大田	<p>⑤系統 特例都道東品川下丸子線【池上通り】 (大田区山王一丁目) → 区道7-87号 (大田区山王二丁目) → 区道主要52号 (大田区大森北一丁目)</p> <p>区道主要50号 (大田区山王一丁目) → 一般国道15号【第一京浜】 (大田区大森本町一丁目) → 区道15-1号 (大田区大森本町一丁目)</p> <p>一般国道15号【第一京浜】 (大田区大森北三丁目) → 区道15-1号</p>	3.5
52	多摩川河川敷・ガス橋一帯	大田	<p>⑥系統 区道主要27号 (大田区仲池上一丁目)</p> <p>区道主要32号 → 区道主要57号 → 区道主要34号 → 区道4-142号 (大田区久が原四丁目) (大田区千鳥一丁目) (大田区千鳥一丁目) (大田区千鳥三丁目)</p> <p>特例都道東品川下丸子線【池上通り】 ← 区道4-43号 (大田区千鳥三丁目) (大田区千鳥一丁目)</p> <p>主要地方道環状八号線 → 主要地方道大田調布線 → 一般都道大田神奈川線 (大田区鶯の木一丁目) (大田区千鳥三丁目) (大田区下丸子一丁目)</p>	4.8

64	明治神宮・代々木公園一帯	渋谷	⑦系統 特例都道鮫洲大山線【中野通り】 (渋谷区幡ヶ谷三丁目)	4.3
73	明大和泉校舎一帯	世田谷 杉並	⑧系統 主要地方道環状七号線 (杉並区方南一丁目)	1.9
89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	北 板橋	⑨系統 主要地方道環状六号線【山手通り】 (板橋区大山東町)	4.4
101	城北中央公園一帯	板橋 練馬	⑩系統 一般国道254号【川越街道】 (板橋区大谷口上町)	2.5
105	大泉中央公園一帯	練馬	⑪系統 主要区道39号	3.5
117	篠崎公園	江戸川	⑫系統 一般国道14号【千葉街道】 (江戸川区南小岩五丁目)	3.5
136	都立尾久の原公園一帯	北 荒川	⑬系統 主要地方道王子千住夢の島線 (荒川区荒川六丁目)	3.1
	11箇所	11区	13系統	総延長 49.6km

資料第2-10-4 避難所及び福祉避難所区市町村別一覧表(都総務局・都福祉保健局)

(本文486頁)
(令和4年4月1日現在)

区分	避難所	福祉避難所	収容人数
	力所	力所	人
千代田	17	7	19,352
中央区	30	22	42,188
港区	58	25	44,418
新宿区	51	68	74,211
文京区	33	25	39,753
台東区	45	13	87,589
墨田区	39	19	56,447
江東区	193	22	153,940
品川区	156	40	129,260
目黒区	85	24	57,737
大田区	128	52	177,769
世田谷区	132	110	185,568
渋谷区	31	8	39,162
中野区	60	51	50,200
杉並区	95	36	98,420
豊島区	80	37	24,187
北区	68	54	158,963
荒川区	63	27	153,674
板橋区	78	54	101,672
練馬区	163	45	108,018
足立区	122	76	165,816
葛飾区	82	74	91,419
江戸川区	153	46	168,177
区計	1,962	935	2,227,940

区分	避難所	福祉避難所	収容人数
	力所	力所	人
八王子	135	84	169,133
立川	71	16	50,554
武蔵野	20	21	41,970
三鷹	77	27	22,276
青梅	32	10	14,761
府中	47	13	28,696
昭島	40	10	31,687
調布	32	35	20,857
町田	86	54	48,453
小金井	16	21	31,892
小平	42	37	30,895
日野	90	25	21,405
東村山	26	23	91,193
国分寺	17	21	25,733
国立	37	15	11,492
福生	17	13	16,583
狛江	13	20	9,325
東大和	29	15	25,801
清瀬	26	23	20,038
東久留米	26	36	24,918
武蔵村山	29	8	11,728
多摩	36	26	22,313
稲城	37	7	16,145
羽村	20	6	39,923
あきる野	28	1	13,848
西東京	32	32	36,257
市計	1,061	599	877,876

区分	避難所	福祉避難所	収容人数
	力所	力所	人
瑞穂町	24	2	7,390
日の出町	14	11	12,022
檜原村	9	-	2,045
奥多摩町	39	4	13,454
多摩町村計	86	17	34,911
大島町	27	0	12,533
利島村	4	0	450
新島村	15	0	5,452
神津島村	6	0	6,206
三宅村	14	0	12,383
御蔵島村	3	1	454
八丈町	23	0	7,317
青ヶ島村	4	0	800
小笠原村	8	0	2,290
島しょ町村計	104	1	47,885
総計	3,213	1,552	3,188,612

(注)

- 1 本表は、震災時に開設する避難所及び福祉避難所について記載している。
- 2 避難所には、避難所が使用できない場合や収容可能人数を超えた場合等により開設する避難所、協定施設等を含む。
- 3 避難所が福祉避難所を兼ねる場合、避難所に計上している。

資料第2-10-5 指定緊急避難場所一覧（都総務局）

(本文529頁)
(令和4年4月1日現在)

区市町村名	指定箇所 (カ所)	想定収容人数 (人)
千代田区	-	-
中央区	35	450,959
港区	64	154,684
新宿区	-	1,327,232
文京区	7	349,600
台東区	-	-
墨田区	-	-
江東区	-	-
品川区	-	-
目黒区	39	563,630
大田区	-	-
世田谷区	48	47,622
渋谷区	-	39,785
中野区	-	-
杉並区	76	305,441
豊島区	34	91,082
北区	-	-
荒川区	56	276,013
板橋区	87	207,655
練馬区	163	212,588
足立区	31	1,331,978
葛飾区	13	1,052,914
江戸川区	105	138,098

区市町村名	指定箇所 (カ所)	想定収容人数 (人)
八王子市	150	3,018,620
立川市	47	1,145,410
武蔵野市	-	-
三鷹市	78	651,402
青梅市	66	500,215
府中市	39	1,955,007
昭島市	-	-
調布市	10	446,440
町田市	118	2,853,597
小金井市	-	-
小平市	48	2,650,662
日野市	50	-
東村山市	28	2,904,510
国分寺市	27	86,651
国立市	7	607,260
福生市	34	1,094,000
狛江市	26	-
東大和市	22	100,974
清瀬市	29	937,849
東久留米市	34	448,338
武蔵村山市	37	502,730
多摩市	36	-
稲城市	30	531,520
羽村市	13	679,712
あきる野市	79	861,557
西東京市	50	1,111,507
瑞穂町	5	6,350
日の出町	-	-
檜原村	-	-
奥多摩町	-	-
大島町	26	245,638
利島村	-	-
新島村	-	-
神津島村	7	101,295
三宅村	24	69,952
御蔵島村	2	826
八丈町	1	6,464
青ヶ島村	-	-
小笠原村	9	20,010
総計	1,890	30,087,777

(注)

- 1 都条例に基づく避難場所を含まない(ただし、区市町村が指定緊急避難場所として指定している場合には含む)

資料第 2-10-6 災害救援物資等の支給（日本赤十字社東京都支部）（本文 542 頁）

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援物資	震災・風水害・火災等	1. 全半壊、全半焼、床上浸水、流失にあった都民 2. 避難所等に避難した被災者	毛布	1人あたり1枚（組）
			バスタオル	
			フェイスタオル	
			安眠セット	
			安眠マット	
			緊急セット	1世帯（4人）あたり1組 （5～8人は2組、9～12人は3組）

①食の備蓄状況

（令和5年4月1日現在）

品目	都	区	市町村	合計
アルファ化米	388万食	433万食	373万食	1,194万食
クラッカー等	343万食	485万食	128万食	956万食
即席めん	220万食			220万食
その他		271万食	77万食	348万食
計	951万食	1,189万食	578万食	2,718万食

②調製粉乳の備蓄状況（令和5年4月1日現在）

品目	都
調製粉乳・乳児用液体ミルク	82,6970分
ほ乳びん	10,000本

③生活必需品等の備蓄状況

（令和5年4月1日現在）

品目	都	区	市町村	合計
毛布	622千枚	1,795千枚	522千枚	2,939千枚
敷物	1,006千枚	993千枚	312千枚	2,311千枚
紙おむつ	370千枚	1,736千枚	867千枚	2,973千枚
生理用品	720千枚	3,298千枚	1,624千枚	5,642千枚
ストーマ装具	14千枚			14千枚
簡易トイレ	8千基			8千基

資料第2-11-2 米穀の調達先一覧表（都産業労働局）

（本文 566、581 頁）

（令和4年7月末現在）

区 分	調 達 先 （ 予 定 ）		即 時 調 達	
	住 所 ・ 名 称	電 話	数 量	
米 穀	千代田区霞ヶ関 1-2-1 農林水産省 農産局農産政策部貿易業務課	(6744)1353	引渡し要請を踏まえて対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例として、知事又は区市町村長は、政府所有米穀の引渡を要請 ・ 政府所有米穀は民間委託先の倉庫に保管 ※調達した政府所有米穀については協定先の精米工場とう精

資料第2-11-3 米穀販売事業者等名簿一覧表（都産業労働局）

（本文 566、581 頁）

（令和4年7月末現在）

区分	米穀販売事業者名・所在地	電 話	精米工場名・所在地	電 話
		F A X		F A X
1	東京山手食糧販売協同組合 杉並区桃井 2-2-1 山手荻窪ビル	3301-8031 3301-8047	川越精米工場 川越市石田本郷 1040-1	049-224-0581 049-224-7372
2	三多摩食糧卸協同組合 立川市柴崎町 3-16-24	042-527-1316 042-524-9374	サンショクライスセンター 武蔵村山市伊那平 1-88-3	042-560-0511 042-560-0512
3	木徳神糧株式会社 千代田区神田小川町 2-8 木徳神糧小川町ビル	3233-5146 3233-5152	桶川精米工場 桶川市川田谷字楽上 1117	048-786-3358 048-786-3735
			本牧工場 神奈川県横浜市中区かもめ町 42	045-621-5844 045-622-2297
4	全農パールライス株式会社 千代田区神田三崎町 3-1-16 神保町北東急ビル 3 階	3222-2150 3222-2180	八王子工場 八王子市北野町 587-1	042-645-5431 042-645-5001
5	株式会社神明ホールディングス 兵庫県神戸市中央区栄町通 6-1-21	078-371-2131 078-341-3757	(株)神明きっちゃん東京工場 川口市領家 5-5-24	048-222-8011 048-222-8029
6	株式会社ニュー・ノザワ・フーズ 東村山市野口町 3-10-1	042-393-2316 042-394-6421	ニュー・ノザワ・フーズ 精米センター 東村山市野口町 3-10-1	042-393-2316 042-394-6421
7	株式会社ヤマタネ 江東区越中島 1-2-21 ヤマタネビル 2 階	3820-9280 3820-9380	東京精米工場 江東区新木場 4-12-14	3521-0888 3521-0890
			岩槻精米工場 さいたま市岩槻区大字掛 573	048-758-4471 048-758-4472
8	東光食品株式会社 東京都目黒区上目黒 1-21-12 (中目黒東光ビル 3 階)	5708-5736 5708-5793	精米センター 川崎市川崎区東扇島 23-4	044-287-1098 044-287-1123
9	株式会社イクタツ 江戸川区松江三丁目 16 番 6 号 イクタツビル	3651-5040 5607-1919	イクタツ千葉ライスステーション 千葉市花見川区横橋町 1634-1	043-258-8861 043-258-8887
10	株式会社カーギルジャパン 千代田区丸の内 3-1-1 国際ビル 4 階	5224-5739	つくば精米センター	029-840-1111
		5224-5734	つくば市上岩崎 1776-2	029-876-2222

（令和5年4月1日現在）

品名	数量	製品名（内訳）	備蓄所在地	調達連絡先
調製粉乳	8,436缶	<ul style="list-style-type: none"> ・森永はぐくみ （1缶800g 7,448缶） ・乳たんぱく質消化調製粉末 ニューMA-1（1缶800g 424缶） ・無乳糖調製粉末ノンラクト （1缶300g 564缶） 	鴻池運輸(株) 東日本支店 青梅流通センター営業所 東京都青梅市末広町 2-9-13(Landport 青梅II) 0428(78)2910	森永乳業(株) 港区港南3-8-1(森永乳業港南ビル) 03(5479)4641
	15,036缶	<ul style="list-style-type: none"> ・ビーンスタークすこやかM1 （1缶300g缶 15,036缶） 	雪印ビーンスターク(株)群馬工場 群馬県邑楽郡大泉町 吉田1201 0276(63)1211	雪印ビーンスターク(株) 八王子市明神町4-9-8(京王八王子明神町ビル4階) 042(698)0121
	(管理) 福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課			
ほ乳びん	10,000本	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製ほ乳びん （環境ホルモン対応）乳首付 （240ml 5,000本） （200ml 5,000本） 	鈴与(株) 東日本物流センター 埼玉県比企郡川島町 かわじま2-3 プロロジスパーク川島2 049(299)2101	ピジョン(株) 中央区日本橋久松町 4-4 03(3661)4271
	(管理) 福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課			
乳児用液体ミルク	5,760缶	<ul style="list-style-type: none"> ・明治ほほえみらくらくミルク 	三菱倉庫(株) 東京支店青海営業所 東京都江東区青海4-5-1 03(3528)0760	/
	(管理) 福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課			

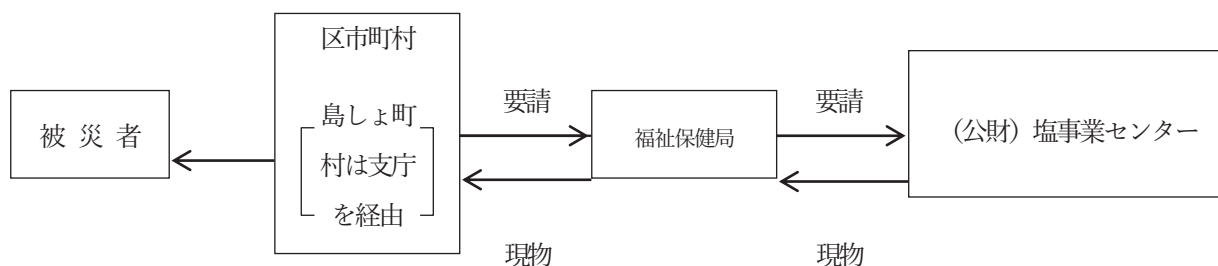
資料第2-11-5 副食品の調達先（予定）一覧表（都産業労働局）（本文566、581頁）

（令和5年4月現在）

品名	名称・住所	電話
漬物	東京都漬物事業協同組合 江東区三好3-1-2 渡辺ビル	(5875) 8253
つくだ煮 煮豆	全国調理食品工業協同組合 台東区東上野3-1-10 井門東上野ビル	(6807) 7576
味噌	東京都味噌工業協同組合 中央区日本橋浜町2-16-5 東味ビル	(3669) 5391
	全国味噌工業協同組合連合会 中央区新川1-26-19 全中・全味ビル	(3551) 7161
醤油	日本醤油協会 中央区日本橋小網町3-11 日本橋SOYICビル	(3666) 3286

資料第2-11-6 食塩調達経路図（都福祉保健局）

（本文566、581頁）



※ 備蓄数量 約20,001t（令和4年3月末現在）

名称	所在地	電話
(公財) 塩事業センター	品川区大井1-47-1 NTビル	03 (5743) 7711

資料第2-11-7 災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設一覧表（都水道局、都都市整備局等）

(1) 区部の給水拠点（応急給水槽、浄水場、給水所等）

(本文569,576頁) 令和5年4月1日現在

【水道局設置分】				(m ³)
番号	区名	施設名	所在地	確保水量
1	千代田区	区立東郷元帥記念公園 ★	三番町18番地	1,500
2		都立日比谷公園 ★	日比谷公園1番地	1,500
3		都立一橋高等学校 ☆	東神田一丁目12番13号	100
4	中央区	晴海給水所	晴海一丁目6番3号	1,300
5		区立あかつき公園 ★	築地七丁目19番1号	1,500
6		区立堀留児童公園 ☆	日本橋堀留町一丁目1番16号	100
7	港区	芝給水所	芝公園三丁目6番7号	26,600
8		都立青山公園 ★	六本木七丁目23番	1,500
9		シテイハイツ桂坂(港区防災活動拠点) ☆	高輪二丁目13番8号	100
10	新宿区	淀橋給水所	西新宿二丁目10番1号	24,000
11		区立鶴巻南公園 ★	早稲田鶴巻町507番	1,500
12		区立百人町ふれあい公園 ★	百人町三丁目28番	1,500
13	文京区	本郷給水所	本郷二丁目7番29号	20,000
14		区立教育の森公園 ★	大塚三丁目29番	1,500
15	台東区	都立上野恩賜公園 ★	上野公園8番51号	1,500
16		区立隅田公園山谷堀広場 ☆	浅草七丁目1番	100
17	墨田区	区立文花公園 ★	文花一丁目27番5号	1,500
18		区立両国公園 ☆	両国四丁目25番3号	100
19	江東区	亀戸給水所	亀戸二丁目6番50号	20,000
20		豊住給水所	東陽六丁目1番8号	13,300
21		江東給水所	新砂三丁目6番17号	22,000
22		有明給水所	有明三丁目1番8号	6,600
23		区立南砂三丁目公園 ★	南砂三丁目14番21号	1,500
24		都立辰巳の森海浜公園 ★	辰巳二丁目1番	1,500
25	品川区	区立戸越公園 ★	豊町二丁目1番30号	1,500
26		区立しおじ公園 ★	八潮五丁目6番	1,500
27		都立八潮高等学校 ☆	東品川三丁目27番22号	100
28	目黒区	八雲給水所	八雲一丁目1番	16,600
29		都立林試の森公園 ★	下目黒五丁目37番	1,500
30	大田区	馬込給水所	西馬込二丁目15番6号	12,080
31		上池台給水所	上池台一丁目48番25号	11,000
32		東海給水所	東海一丁目3番12号	13,300
33		区立西六郷三丁目公園 ★	西六郷三丁目16番16号	1,500
34		区立萩中公園 ★	萩中三丁目25番26号	1,500
35		区立都堀公園 ★	大森東一丁目30番	1,500
36		区立下丸子公園 ★	下丸子四丁目21番	1,500
37		区立女塚なかよし公園 ☆	池上五丁目24番	100
38	世田谷区	砧浄水場	喜多見二丁目9番1号	8,300
39		砧下浄水所	鎌田二丁目4番1号	700
40		和田堀給水所	大原二丁目30番43号	20,300
41		玉川給水所	玉川田園調布一丁目19番1号	20,000
42		大蔵給水所	砧二丁目8番1号	13,300
43		駒沢給水所	弦巻二丁目41番5号	3,200
44		区立こどものひろば公園 ★	下馬二丁目31番4号	1,500
45		区立葎根公園 ★	船橋六丁目21番	1,500
46		都立祖師谷公園 ★	上祖師谷四丁目2番	1,500
47		区立中町二丁目公園 ☆	中町二丁目34番1号	100
48	渋谷区	都立代々木公園 ★	代々木神園町二番1号	1,500
49		都立第一商業高等学校 ☆	鉢山町8番1号	100
50		区立景丘公園 ☆	恵比寿四丁目19番21号	100
51	中野区	区立弥生公園 ☆	弥生町五丁目4番	100
52		区立江古田の森公園 ☆	江古田三丁目14番	100
53		区立みずのとう公園 ☆	江古田一丁目3番	100
54	杉並区	杉並浄水所(注1)	善福寺三丁目28番5号	0
55		和泉水圧調整所	和泉二丁目5番23号	16,600
56		上井草給水所	上井草三丁目22番12号	60,000
57		都立和田堀公園 ★	大宮二丁目26番	1,500

(注1) 杉並浄水所は、平成28年12月28日から運用を停止している。

【都市整備局等所管分】				
番号	区名	施設名	所在地	確保水量
58	杉並区	区立蚕糸の森公園 ★	和田三丁目55番	1,500
59		区立昭栄公園 ★	高井戸西一丁目12番	1,500
60		区立井草森公園 ★	井草四丁目12番1号	1,500
61		区立馬橋公園 ☆	高円寺北四丁目35番5号	100
62		都立善福寺川緑地 ☆	成田西三丁目14番	100
63	豊島区	区立西池袋公園 ★	西池袋三丁目20番1号	1,500
64		都立文京高等学校 ☆	西巣鴨一丁目1番5号	100
65	北区	区立桐ヶ丘中央公園 ★	桐ヶ丘一丁目8番	1,500
66		区立滝野川公園 ★	西ヶ原二丁目1番	1,500
67		区立北運動公園 ★	神谷二丁目47番6号	1,500
68	荒川区	南千住給水所	南千住八丁目2番6号	33,300
69		区立日暮里南公園 ★	東日暮里五丁目19番1号	1,500
70	板橋区	三園浄水場	三園二丁目10番1号	15,600
71		板橋給水所	加賀一丁目17番1号	26,600
72		大谷口給水所	大谷口一丁目4番	11,600
73		都立城北中央公園 ★	桜川一丁目1番	1,500
74		区立城北公園 ★	坂下二丁目19番1号	1,500
75		都立板橋高等学校 ☆	大谷口一丁目54番1号	100
76		都立赤塚公園 ☆	高島平三丁目1番	100
77		区立西徳第二公園 ☆	西台三丁目42番1号	100
78	練馬区	練馬給水所	光が丘二丁目4番1号	66,600
79		区立大泉公園 ★	大泉学園町六丁目25番	1,500
80		区立学田公園 ★	豊玉南三丁目32番	1,500
81		区立はやいち公園 ☆	早宮一丁目47番11号	100
82		区立みんなの広場公園 ☆	石神井八丁目41番	100
83	足立区	小右衛門給水所	中央本町三丁目8番1号	16,600
84		区総合スポーツセンター ★	東保木間二丁目27番1号	1,500
85		区立千住スポーツ公園 ★	千住緑町二丁目1番1号	1,500
86		区立諏訪木東公園 ★	西新井三丁目25番	1,500
87		区立大谷田南公園 ★	中川四丁目42番1号	1,500
88		区立北鹿浜公園 ★	鹿浜三丁目26番	1,500
89		都立舎人公園 ☆	舎人公園1番1号	100
90		区立北宮城町公園 ☆	扇二丁目37番1号	100
91		江北給水所	江北五丁目5番	16,600
92	葛飾区	金町浄水場	金町浄水場1番1号	48,700
93		水元給水所(都立水元公園内自由広場)	水元公園4番	33,300
94		区立上千葉公園 ★	東堀切三丁目25番1号	1,500
95		区立新小岩公園 ★	西新小岩一丁目1番3号	1,500
96		区立渋江東公園 ☆	東四つ木二丁目15番	100
97	江戸川区	西瑞江給水所	東瑞江一丁目26番2号	6,600
98		葛西給水所	北葛西三丁目9番	13,300
99		都立篠崎公園 ★	上篠崎一丁目25番	1,500
100		区立宇喜田中央公園 ★	北葛西四丁目15番	1,500
101		区立小岩公園 ★	北小岩六丁目43番	1,500
102		都立大島小松川公園 ★	小松川一丁目7番	1,500
103		都立葛西南高等学校 ☆	南葛西一丁目11番1号	100
104		一之江抹茶亭 ☆	一之江五丁目14番	100
区部【水道局設置分】小計 (104か所)				689,580
★: 応急給水槽(1,500m ³ 槽) ☆: 小規模応急給水槽(100m ³ 槽)				
【都市整備局等所管分】				
番号	区名	施設名	所在地	確保水量
105	墨田区	白鬚東地区防災拠点	堤通二丁目	2,700
※白鬚東地区防災拠点は、既存の貯水槽を給水拠点に位置づける。				
区部合計確保水量 (105か所)				692,280

資料第2-11-7 災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設一覧表（都水道局、都都市整備局等）

(2) 多摩地区の給水拠点（応急給水槽、浄水場、給水所等）等

(本文569,576頁) 令和5年4月1日現在

番号	市町名	施設名	所在地	確保水量 (m ³)
1	八王子市	鎌水給水所	鎌水401番地	1,660
2		西寺方給水所	西寺方町1006番地167	1,660
3		狭間給水所	狭間町1994番地478	5,000
4		大目第二給水所	大目町710番地	1,760
5		高月給水所	高月町2240番地	5,000
6		散田給水所	散田町二丁目6番地1	6,660
7		東浅川給水所	東浅川町674番地	4,330
8		寺田配水所	寺田町1359番地4	330
9		元八王子配水所	元八王子町三丁目2750番地487	150
10		北野給水所	北野町595番地3	5,280
11		南陽台配水所	南陽台三丁目5番1号	330
12		檜原給水所	檜原町1294番地3	13,330
13		暁町配水所	暁町三丁目3番1号	830
14		久保山配水所	久保山町二丁目15番地1	730
15		大船給水所	七国三丁目56番1号	7,330
16		鎌水小山給水所	鎌水二丁目92番地	23,330
17		南大沢給水所	南大沢四丁目25番地	4,950
18		都立陵南公園	★長房町1572番地	1,500
19		櫛田ポンプ所	櫛田町545番地	440
20	立川市	柴崎給水所	柴崎町一丁目1番41号	1,500
21		立川栄町浄水所	栄町五丁目38番地の5	330
22		立川砂川給水所	砂川町六丁目41番地の1	5,100
23		市立松中公園	☆西砂町一丁目19番地の12	100
24	三鷹市	上連雀給水所(西配水場)	上連雀九丁目41番4号	5,430
25		三鷹新川給水所(東配水場)	新川二丁目1番15号	3,330
26	青梅市	日向和田浄水所	日向和田二丁目370番地	880
27		千ヶ瀬第二浄水所	千ヶ瀬町一丁目69番地の1	200
28		御岳山第一配水所	御岳山170番地の3	70
29		成木配水所	成木八丁目690番地の3	30
30		新町給水所	新町五丁目24番地の1	2,330
31		二俣尾配水所	二俣尾五丁目107番地の2	70
32		城山配水所	東青梅六丁目95番地の1	1,440
33		梅郷配水所	和田町二丁目578番地の1	1,330
34	府中市	府中武蔵台浄水所及び府中武蔵台ポンプ所	武蔵台二丁目7番地及び武蔵台一丁目25番地	3,730
35		若松給水所	若松町四丁目10番地	1,760
36		幸町給水所	幸町二丁目24番地	5,000
37		府中南町給水所	南町一丁目50番地	1,660
38		都立武蔵野公園	★多磨町三丁目2番地	1,500
39	調布市	上石原配水所	上石原一丁目34番地7	1,120
40		仙川配水所	仙川町三丁目6番地27	320
41		深大寺給水所	深大寺南町五丁目56番地1	9,900
42		調布西町給水所	西町717番地	6,660
43	町田市	小野路給水所	小野路町2637番地1	6,330
44		原町田浄水所	原町田五丁目13番3号	520
45		滝の沢給水所	旭町二丁目7番7号	1,880
46		野津田浄水所	野津田町3398番地	1,000
47		市立つくし野セントラルパーク	★つくし野三丁目19番地	1,500
48		市立鶴川中央公園	☆鶴川六丁目6番地	100
49		成瀬コミュニティセンター	☆西成瀬二丁目49番1号	100
50		市立忠生公園	☆忠生一丁目3番地	100
51		市立三輪中央公園	☆三輪緑山三丁目21番地	100
52	小金井市	梶野配水所	梶野町五丁目10番33号	1,300
53		上水南給水所	小平市上水南町三丁目12番36号	11,660
54	小平市	小川給水所	小川町一丁目847番地	6,580
55		津田二水水源	津田町三丁目39番3号	1,200
56	日野市	大坂上浄水所	大坂上一丁目17番地の11	650
57		多摩平給水所	多摩平二丁目7番地の2	3,660
58		程久保給水所	程久保五丁目10番地の1	6,700
59		三沢配水所	三沢905番地の2	1,490
60		日野旭が丘給水所	旭が丘二丁目42番地の2	1,660

番号	市町名	施設名	所在地	確保水量 (m ³)
61	東村山市	八坂給水所	富士見町五丁目4番地46	20,000
62		東村山浄水場	美住町二丁目20番地236	36,000
63		美住給水所(注2)	美住町二丁目13番地4	2,020
64		市立東村山運動公園	★恩多町一丁目9番地5	1,500
65		市立秋津小学校	☆秋津町三丁目48番地1	100
66	国分寺市	東恋ヶ窪配水所	東恋ヶ窪二丁目5番地8	1,220
67		国分寺北町給水所	北町四丁目1番地5	5,800
68	国立市	国立中給水所	中三丁目8番地1	2,000
69		谷保給水所	谷保1462番地1	2,000
70	西東京市	芝久保給水所	芝久保町五丁目9番1号	6,030
71		保谷町給水所	保谷町一丁目5番24号	2,910
72		西東京茶町配水所	茶町二丁目7番6号	1,000
73	福生市	福生武蔵野台給水所	武蔵野台二丁目32番地	2,540
74		市立明神下公園	★南田園一丁目12番地1	1,500
75	狛江市	和泉本町給水所(注1)	和泉本町四丁目6番1号	2,260
76	東大和市	上北台給水所	上北台一丁目801番地1	5,330
77		東大和給水所	桜が丘三丁目44番地	26,660
78	清瀬市	清瀬元町配水所	元町二丁目27番12号	600
79		市立第3保育園	☆旭が丘三丁目755番地1	100
80		清瀬梅園給水所	梅園一丁目3番	10,000
81	東久留米市	南沢給水所	南沢三丁目9番21号	3,330
82		滝山給水所	滝山六丁目1番1号	1,960
83	武蔵村山市	学園配水所	学園一丁目5番地の7	1,460
84		中藤配水所	中藤二丁目1番地の3	950
85		市立中原公園	★中原二丁目21番地の4	1,500
86	多摩市	桜ヶ丘配水所	桜ヶ丘四丁目10番地	1,500
87		落合配水所	中沢一丁目12番地	100
88		愛宕配水所	愛宕二丁目51番地	1,140
89		南野給水所	南野二丁目16番地	3,360
90		聖ヶ丘給水所	聖ヶ丘四丁目1番地	14,000
91		市立並木公園	★和田1551番地1	1,500
92	稲城市	坂浜配水所	坂浜816番地	1,510
93		向陽台給水所	向陽台六丁目16番地	2,000
94		若葉台給水所	若葉台一丁目19番地	2,160
95	あきる野市	秋留台給水所	秋川三丁目2番地10	2,000
96		菅生給水所	菅生683番地	2,000
97		上代継浄水所	上代継407番地	200
98		戸倉給水所	戸倉348番地1	1,660
99		小峰台配水所	小峰台40番地	160
100		伊奈配水所	伊奈372番地3	130
101	瑞穂町	石畑給水所	石畑2301番地	10,000
102	日の出町	文化の森給水所	平井3075番地	2,000
多摩地区【都営水道市町】小計 (102か所)				369,110
【都営水道市町以外】				
1	武蔵野市	第一浄水場(注2)	吉祥寺北町四丁目11番46号	0
2		第二浄水場(注2)	桜堤一丁目6番6号	0
3	昭島市	西部配水場	緑町二丁目17番16号	2,780
4		東部配水場	朝日町四丁目23番28号	2,160
5	羽村市	第一配水場	緑ヶ丘二丁目18番地5	2,060
6		小作浄水場	小作台四丁目2番地1	14,260
多摩地区【都営水道市町以外】小計 (6か所)				21,260

多摩地区合計確保水量 (108か所)	390,370
--------------------	---------

★: 応急給水槽 (1,500m³槽)

☆: 小規模応急給水槽 (100m³槽)

(注1) 和泉本町給水所は、工事により、令和5年4月まで運用停止予定。

(注2) 運搬給水拠点(給水車等の車両への水の補給施設)
拠点給水は、市立小中学校及び広域避難場所で行う。

資料第2-11-8 応急給水用資器材及び給水能力一覧表(都水道局) (本文569,576頁)

水道局応急給水用資器材の現有数及び給水能力

(令和5年4月1日現在)

資 器 材	容 量	数 量	基本給水量 (L)	給水可能水量 (L)	給水可能人数 (人)
給水車	4m ³	1台	4,000	28,000	9,300
	3.2m ³	1台	3,200	22,400	7,400
	3m ³	2台	6,000	42,000	14,000
	2m ³	19台	38,000	266,000	88,600
	1.6m ³	7台	11,200	78,400	26,100
仮設水槽	1m ³	328基	328,000	2,296,000	765,300
給水タンク	1m ³	5基	5,000	35,000	11,600
	0.3m ³	48基	14,400	100,800	33,600
ポリ容器	20L	523基	10,460	73,220	24,400
	10L	233基	2,330	16,310	5,400
合 計			422,590	2,958,130	985,700

- (注) 1 給水可能水量とは、目安として、飲料水を車両輸送により1日7往復した場合の水量である。
 2 給水可能人数とは、目安として、飲料水1日1人当たり約3Lとした場合の人数である。
 3 上記以外に、他の水道事業体との覚書等により、被災状況に応じて必要な救援を受ける。

1 広域輸送基地（令和 5 年 4 月 1 日現在）

項目 区分				
陸上輸送基地	1 立川地域防災センター 2 多摩広域防災倉庫	立川市緑町 3233 立川市緑町 3256-5	都総務局	
	3 京浜トラックターミナル 4 板橋トラックターミナル 5 足立トラックターミナル 6 葛西トラックターミナル	大田区平和島 2-1-1 板橋区高島平 6-1-1 足立区入谷 6-1-1 江戸川区臨海町 4-3-1	日本自動車ターミナル株式会社	
	1 大井食品ふ頭 2 芝浦ふ頭 3 辰巳ふ頭 4 10 号地その 1 多目的ふ頭 5 品川ふ頭（内貿）	大田区東海 5・6 丁目 港区海岸 3 丁目 江東区辰巳 3 丁目 江東区有明 3 丁目 港区港南 5 丁目、 品川区東品川 5 丁目	都港湾局	
	6 中央防波堤内側内貿ふ頭 7 晴海ふ頭 8 竹芝ふ頭 9 10 号地ふ頭 10 日の出ふ頭 11 フェリーふ頭 12 東京国際クルーズふ頭	江東区海の森 2 丁目 中央区晴海 2・4・5 丁目 港区海岸 1 丁目 江東区有明 4 丁目 港区海岸 2 丁目 江東区有明 4 丁目 江東区青海 2 丁目地先		
	13 大井コンテナふ頭 14 中央防波堤外側コンテナふ頭 15 青海コンテナふ頭 16 品川ふ頭（コンテナ）	品川区八潮 2 丁目 大田区令和島 1 丁目 江東区青海 2 丁目 港区港南 5 丁目、 品川区東品川 5 丁目		東京港埠頭株式会社
	航空輸送基地	1 東京国際空港 （東京空港事務所）		大田区羽田空港 3-3-1
2 東京都調布飛行場 3 東京ヘリポート		調布市西町 290-3 江東区新木場 4-7-28		都港湾局

2 水上輸送基地（河川等船着場 115箇所）（令和5年3月末現在）

施設名称		所在地	施設名称		所在地
1	新三崎橋	千代田区飯田橋3丁目10番地先	25	両国2	墨田区横網1丁目地先
2	和泉橋	千代田区神田佐久間町1丁目11番地先	26	平井橋	墨田区立花3丁目地先
3	千代田区庁舎前	千代田区九段南1丁目2番地先	27	吾妻橋	墨田区吾妻橋1丁目先
4	月島ふ頭	中央区豊海町	28	浅草	台東区花川戸1丁目地先
5	浜町	中央区日本橋浜町1丁目地先	29	浅草東参道二天門防災船着場	台東区花川戸2丁目地先
6	常盤橋	中央区日本橋本石町2丁目1番先	30	桜橋	台東区今戸1丁目地先
7	日本橋	中央区日本橋1丁目9番先	31	越中島	江東区越中島1丁目地先
8	箱崎町	中央区日本橋箱崎町地先	32	扇橋閘門	江東区猿江1丁目地先
9	朝潮運河	中央区晴海3丁目1番先	33	高橋	江東区高橋
10	新川	中央区新川2丁目地先	34	番所橋	江東区東砂2丁目14番地先
11	明石町	中央区明石町地先	35	小名木川クローバー橋	江東区北砂1丁目2番地先
12	お台場海浜公園	港区台場1丁目地先	36	新砂緊急用船着場	江東区新砂3丁目
13	芝浦アイランド [芝浦-西-2]	港区芝浦4丁目地先	37	青海客船ターミナル	江東区青海2丁目
14	芝浦2丁目 [芝浦-西-4]	港区芝浦2丁目地先	38	夢の島マリーナ	江東区夢の島3丁目
15	芝浦西運河 [芝浦西-西-1]	港区芝浦4丁目地先	39	夢の島	江東区夢の島地先
16	新芝橋 [新芝-東-5]	港区芝浦3丁目地先	40	黒船橋	江東区門前仲町1丁目1番地先
17	港南3丁目 [高浜-東-2]	港区港南3丁目地先	41	木場六丁目	江東区木場6丁目
18	品川 [高浜-西-3]	港区港南3丁目地先	42	亀戸中央公園	江東区亀戸8丁目
19	日の出棧橋	港区海岸2丁目地先	43	豊洲三丁目	江東区豊洲3丁目
20	田町 [新芝-西-7]	港区芝浦3丁目地先	44	旧中川川の駅スロープ	江東区大島9丁目
21	市兵衛河岸	文京区後楽1丁目	45	潮見運動公園 [砂町-北-1]	江東区潮見1丁目地先
22	墨田緊急用船着場	墨田区墨田5丁目地先	46	辰巳 [東雲-南-1]	江東区辰巳1丁目地先
23	おしなり公園	墨田区押上1	47	枝川1丁目 [豊洲-東-2]	江東区枝川1丁目地先
24	両国	墨田区横網1丁目地先	48	枝川3丁目 [汐見-南-1]	江東区枝川3丁目地先

施設名称		所在地	施設名称		所在地
49	塩浜1丁目 [豊洲 - 東-7]	江東区塩浜1丁目地先	79	北赤羽	北区浮間1丁目1番地先
50	塩浜2丁目 [汐見 - 北-5]	江東区塩浜2丁目地先	80	東尾久	荒川区東尾久7丁目3番地
51	越中島3丁目 [豊洲 - 東-10]	江東区越中島3丁目地先	81	白鬚西	荒川区南千住8丁目地先
52	豊洲五丁目スロープ	江東区豊洲5丁目1番地先	82	荒川遊園	荒川区西尾久6丁目地先
53	豊洲ぐるり公園	江東区豊洲5丁目1番地先	83	小豆沢	板橋区小豆沢4丁目地先
54	亀戸	江東区亀戸2丁目1番地先	84	板橋緊急用船着場	板橋区舟渡2丁目地先
55	天神橋	江東区亀戸3丁目8番地先	85	新田緊急用船着場	足立区新田3丁目
56	有明客船ターミナル	江東区有明3丁目	86	足立緊急用船着場	足立区足立2丁目地先
57	有明アリーナ	江東区有明1丁目	87	千住	足立区千住曙町地先
58	大井ふ頭中央海浜公園	品川区八潮4丁目地先	88	葛飾区柴又公園船着場	葛飾区柴又7-19番地先
59	勝島1丁目	品川区勝島1丁目	89	東立石緑地公園船着場	葛飾区東立石4
60	水辺ライン(大井)	品川区勝島1-5	90	西新小岩	葛飾区西新小岩1-1番先
61	しながわ水族館船着場	品川区勝島2丁目地先	91	青戸六丁目広場付近護岸	葛飾区青戸6-40番先
62	東海橋船着場	品川区北品川3-11	92	葛飾区北沼公園船着場	葛飾区奥戸8-17番先
63	品川天王洲船着場	品川区東品川1-3	93	ミヨシ油脂際	葛飾区堀切4-66-1
64	東品川二丁目船着場	品川区東品川2-3-2	94	奥戸総合スポーツセンター 船着場	葛飾区奥戸7-17番先
65	五反田船着場	品川区西五反田1-10	95	葛飾区堀切菖蒲園船着場	葛飾区堀切1-12番先
66	多摩川二丁目緊急用船着場	大田区多摩川2丁目地先	96	中川大橋際	葛飾区青戸7-36番先
67	東京都漁連水産物流通セン ター	大田区京浜島3丁目	97	臨海緊急用船着場	江戸川区清新町1丁目地先
68	大森ふるさとの浜辺公園	大田区平和の森公園2番2号	98	上篠崎緊急用船着場	江戸川区上篠崎2丁目地先
69	羽田2丁目	大田区羽田2丁目32番地先	99	葛西臨海公園	江戸川区臨海町6丁目地先
70	羽田空港天空橋	大田区羽田空港1丁目	100	一之江橋	江戸川区新堀1丁目1番地先
71	夫婦橋船着場	大田区南蒲田1丁目4番地先	101	東篠崎	江戸川区東篠崎2丁目地先
72	東糞谷六丁目	大田区東糞谷6丁目	102	鹿骨新橋	江戸川区松本2
73	大森南4丁目	大田区大森南4丁目	103	小松川	江戸川区小松川1丁目
74	神谷	北区神谷1丁目3番地先	104	新今井橋	江戸川区江戸川4丁目
75	岩淵緊急用船着場	北区志茂5丁目地先	105	ふれあい橋	江戸川区平井3-1
76	志茂	北区神谷3丁目10番地先	106	平井	江戸川区平井6丁目71番地先
77	志茂防災船着場	北区志茂5丁目地先	107	平井七丁目	江戸川区平井7-2
78	豊島	北区豊島5丁目5番地先	108	なぎさ公園	江戸川区南葛西7丁目3番地先

施設名称		所在地	施設名称		所在地
109	今井交通公園	江戸川区江戸川4丁目9番先	113	西葛西	江戸川区西葛西2丁目地先
110	スポーツランド	江戸川区東篠崎1丁目8番地先	114	篠崎公園	江戸川区上篠崎1丁目25番地先
111	ポニーランド	江戸川区篠崎町3丁目23番地先	115	小岩菖蒲園	江戸川区北小岩4丁目37番先
112	船堀	江戸川区船堀1丁目地先			

3 地域内輸送拠点 (127 箇所) (令和5年4月現在)

	施設名称	所在地		施設名称	所在地
1	九段中等教育学校	千代田区九段北 2-2-1	51	奥戸総合スポーツセンターエトホール	葛飾区高砂 1-2-1
2	中央区立総合スポーツセンター	中央区日本橋浜町 2-59-1	52	江戸川区総合文化センター	江戸川区中央 4-14-1
3	みなとパーク芝浦	港区芝浦 1-16-1	53	葛西防災施設	江戸川区西葛西 8-17-1
4	新宿区立新宿コスミックスポーツセンター	新宿区大久保 3-1-2	54	小松川防災施設	江戸川区小松川 1-7
5	文京スポーツセンター	文京区大塚 3-29-2	55	八王子市甲の原体育館	八王子市中野町 2726-8
6	文京総合体育館	文京区本郷 7-1-2	56	片倉つどいの森公園	八王子市片倉町 3506
7	文京スポーツセンター	文京区春日 1-16-21	57	あったかホール	八王子市北野町 596-3
8	台東区本庁舎	台東区東上野 4-5-6	58	南大沢文化会館	八王子市南大沢 2-27
9	墨田区本庁舎	墨田区吾妻橋 1-23-20	59	エスフォルタアリーナ八王子 (八王子市総合体育館)	八王子市狭間町 1453-1
10	江東区中央防災倉庫	江東区塩浜 1-3-14	60	柴崎市民体育館	立川市柴崎町 6-15-9
11	大井競馬場	品川区勝島 2-1-2	61	泉市民体育館	立川市泉町 786-11
12	トールエクスプレスジャパン株式会社 関東支社東京中央支店	大田区平和島 2-1-1	62	武蔵野市立武蔵野総合体育館	武蔵野市吉祥寺北町 5-11-20
13	目黒区総合庁舎	目黒区上目黒 2-19-15	63	元気創造プラザ 総合スポーツセンター	三鷹市新川 6-37-1
14	大森スポーツセンター	大田区大森本町 2-2-5	64	三鷹市立第一中学校体育館	三鷹市下連雀 9-10-1
15	大田区産業プラザ (Pio)	大田区南蒲田 1-20-20	65	青梅市本庁舎	青梅市東青梅 1-11-1
16	京浜島地区備蓄倉庫	大田区京浜島 3-5-8	66	小曾木市民センター	青梅市小曾木 3-1656-1
17	世田谷区立大蔵第二運動場	世田谷区大蔵 4-6	67	成木市民センター	青梅市成木 4-644
18	国土館大学	世田谷区世田谷 4-28-1	68	沢井市民センター	青梅市沢井 2-682
19	羽田クロノゲート(世田谷区)	大田区羽田旭町 11-1	69	梅郷市民センター	青梅市梅郷 3-749-1
20	ヤマト運輸株式会社成城支店	世田谷区成城 1-4-19 他	70	府中市役所北庁舎屋内駐車場	府中市宮西町 2-24
21	渋谷区本庁舎	渋谷区宇田川町 1-1	71	府中市水防・防災ステーション	府中市小柳町 6-1
22	総合ケアコミュニティ・せせらぎ	渋谷区西原 1-40-10	72	昭島市総合スポーツセンター	昭島市東町 5-13-1
23	中野区本庁舎	中野区中野 4-8-1	73	大町備蓄倉庫	調布市菊野台 3-27-40
24	中野区立中野体育館 (キリンレモンスポーツセンター)	中野区新井 3-37-78	74	東京スタジアム	調布市西町 376-3
25	都立総ヶ丘高等学校	中野区上鷺宮 5-11-1	75	小島町防災倉庫	調布市小島町 3-98-5
26	都立富士高等学校	中野区弥生町 5-21-1	76	町田市立総合体育館	町田市南成瀬 5-12
27	杉並区立永福体育館	杉並区永福 1-7-6	77	小金井市役所第二駐車場	小金井市前原町 3-41-15
28	杉並区立上井草スポーツセンター	杉並区上井草 3-34-1	78	小金井市総合体育館	小金井市関野町 1-13-1
29	杉並区立高円寺体育館	杉並区高円寺南 2-36-31	79	小平市役所	小平市小川町 2-1333
30	杉並区大宮前体育館	杉並区南荻窪 2-1-1	80	小平市民総合体育館	小平市津田町 1-1-1
31	(仮称) 井草防災拠点 (旧杉並中継所)	杉並区井草 4-15-18	81	東部出張所	小平市花小金井 1-8-1
32	としまみどりの防災公園	豊島区東池袋 4-42	82	西部出張所	小平市小川西町 4-10-13
33	日本通運株式会社 東京引越支店 江古田流通センター	練馬区旭丘 1-22-13	83	市民の森ふれあいホール	日野市本町 6-1-3
34	滝野川体育館	北区西ヶ原 2-1-6	84	南平体育館	日野市南平 4-23-1
35	桐ヶ丘体育館	北区赤羽台 3-17-57	85	東村山市民スポーツセンター	東村山市久米川町 3-30-5
36	赤羽体育館	北区志茂 3-46-16	86	国分寺市民スポーツセンター	小平市上水本町 6-22-1
37	荒川区民会館 (ザンホール荒川)	荒川区荒川 1-1-1	87	市民ひかりスポーツセンター	国分寺市光町 1-46-8
38	荒川総合スポーツセンター	荒川区南千住 6-45-5	88	くにたち市民総合体育館	国立市富士見台 2-48-1
39	あらかわ遊園スポーツハウス	荒川区西尾久 8-3-1	89	福生市民会館	福生市福生 2455
40	あらかわ遊園運動場	荒川区西尾久 8-3-1	90	福生市防災食育センター	福生市熊川 1606-1
41	東尾久運動場	荒川区東尾久 7-1-1	91	狛江市民総合体育館	狛江市和泉本町 3-25-1
42	南千住野球場	荒川区南千住 6-45-5	92	東大和市本庁舎	東大和市中央 3-930
43	板橋区立小豆沢体育館	板橋区小豆沢 3-1-1	93	清瀬市本庁舎	清瀬市中里 5-842
44	板橋区立上板橋体育館	板橋区桜川 1-3-1	94	東久留米卸売市場	東久留米市下里 5-12-12
45	練馬区立総合体育館	練馬区谷原 1-7-5	95	東京多摩青果株式会社北部支店	東久留米市下里 6-4-1
46	練馬区立光が丘体育館	練馬区光が丘 4-1-4	96	武蔵村山市本庁舎	武蔵村山市本町 1-1-1
47	足立区立保木間公園	足立区竹の塚 3-8-1	97	武蔵村山市民会館	武蔵村山市本町 1-17-1
48	都立東綾瀬公園	足立区東綾瀬 3-4	98	多摩市役所 地下駐車場	多摩市関戸 6-12-1
49	都立舎人公園	足立区舎人公園 1-1	99	旧永山第一給食センター	多摩市永山 7-1
50	テックプラザかつしか	葛飾区青戸 7-2-1	100	稲城長峰スポーツ広場	稲城市長峰 3-10-1

	施設名称	所在地
101	羽村市スポーツセンター	羽村市羽加美 1-29-5
102	あきる野市本庁舎	あきる野市二宮 350
103	西東京市役所田無庁舎	西東京市南町 5-6-13
104	防災・保谷保健福祉総合センター（保谷庁舎）	西東京市中町 1-5-1
105	瑞穂スカイホール	瑞穂町箱根ヶ崎 2475
106	元狭山広域防災広場	瑞穂町二本木 487-1
107	株式会社東京ロジテック	瑞穂町箱根ヶ崎 858-1
108	日の出町本庁舎	日の出町大字平井 2780
109	檜原村本庁舎	檜原村 467-1
110	奥多摩町本庁舎	奥多摩町氷川 215-6
111	奥多摩町福祉会館	奥多摩町氷川 199-ロ
112	大島町役場	大島町元町 1-1-14
113	元町港	大島町元町 1
114	岡田港	大島町岡田
115	波浮港	大島町波浮港
116	大島空港	大島町北の山
117	利島村役場	利島村 248
118	野伏漁港	新島村式根島 918
119	新島港	新島村字黒根
120	新島空港	新島村字川原
121	神津島村役場	神津島村 903
122	旧坪田小学校体育館	三宅村坪田 3007
123	御蔵島村役場	御蔵島村字入かぬが沢
124	八丈町役場	八丈島八丈町大賀郷 2551-2
125	青ヶ島村役場	青ヶ島村
126	小笠原村役場	小笠原村父島字西町
127	小笠原村母島支所	小笠原村母島字元地

資料第2-11-10 都備蓄倉庫一覧（都福祉保健局）

（本文 570、595 頁）

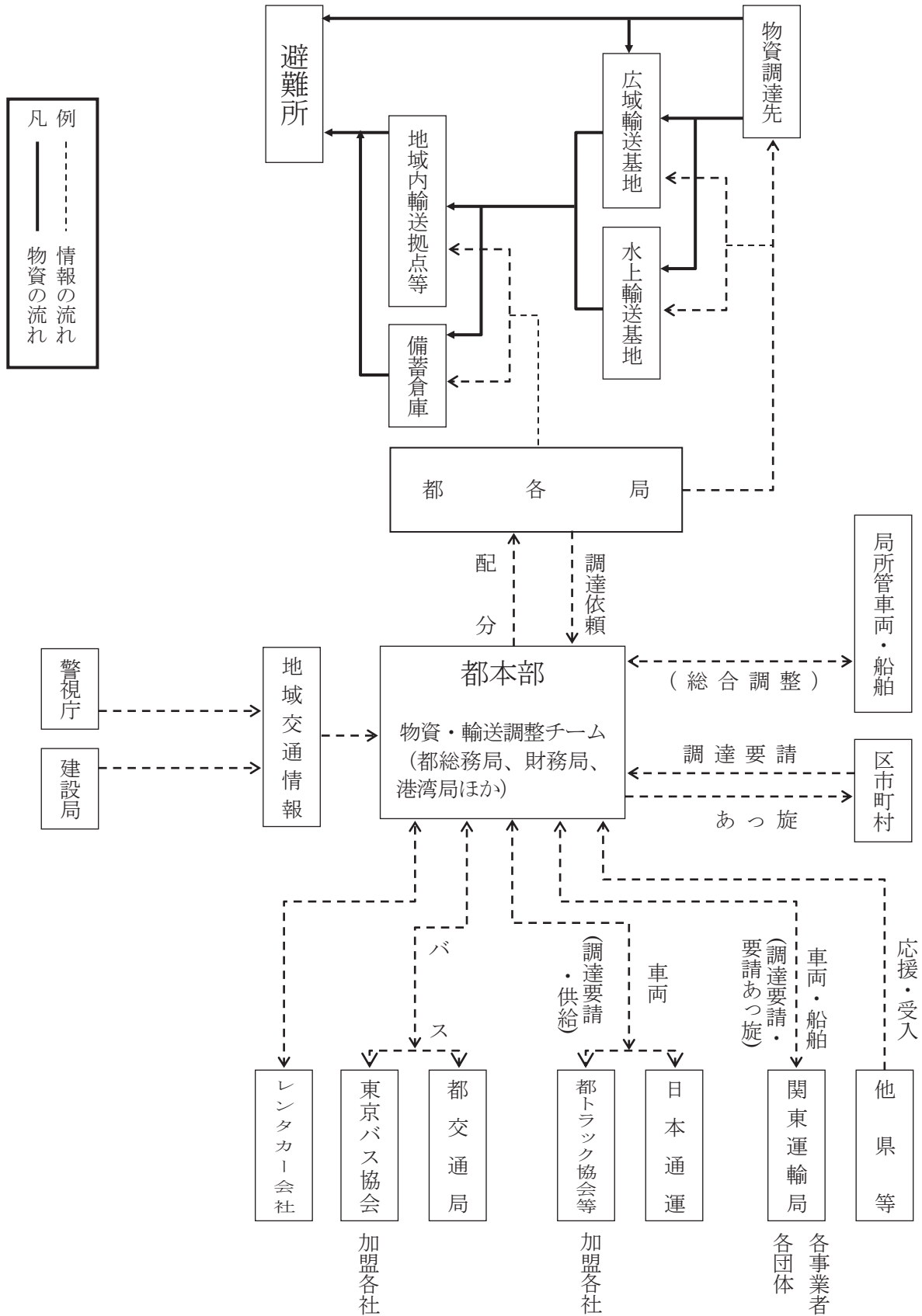
（令和5年4月1日現在）

倉庫名		所在地	規模
直営倉庫	毛利	江東区毛利 2-1-12	1,166 m ²
	北烏山	世田谷区北烏山 7-2-9 先、8-1-2 先	540 m ²
	塩浜	江東区塩浜 2-26-13	2,023 m ²
	船橋	世田谷区船橋 4-41-17	1,569 m ²
	西新小岩	葛飾区西新小岩 2-1-10	1,096 m ²
	白鬚東	墨田区堤通 2-7-13、2-8-14	9,724 m ²
	城南大橋第二	大田区東海 3-4-1	3,497 m ²
	南千住	荒川区南千住 6-45-41	2,120 m ²
	麻布十番駅地下	都営大江戸線麻布十番駅	1,480 m ²
	清澄白河駅地下	都営大江戸線清澄白河駅	767 m ²
兼用倉庫	多摩広域防災倉庫	立川市緑町 3256-5	3,741 m ²
	立川地域防災センター	立川市緑町 3233-2	1,686 m ²
	都庁第二本庁舎	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎	60 m ²
	葛飾区	葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所	177 m ²
	西多摩福祉事務所	青梅市河辺 6-4-1 青梅合同庁舎	32 m ²
	大島支庁	大島町元町字小清水	130 m ²
	三宅支庁	三宅村伊豆 642	150 m ²
	八丈支庁	八丈町大賀郷	40 m ²
	小笠原支庁	小笠原村父島字西町	50 m ²
契約倉庫	テレコムセンター備蓄倉庫	江東区青海 2-5-10	2,907 m ²
計		20か所	32,955 m ²

資料第2-11-11 車両等の調達・供給等の流れ（都総務局、都財務局、都港湾局）

（本文584頁）

（物資輸送の場合）



資料第2-11-12 貨物自動車・乗合自動車、レンタカー供給機関(都財務局) (本文 584 頁)

機関名	所在地	電話等
一般社団法人東京都トラック協会	新宿区四谷 3-1-8	3359-4134 (総務部) 86961(防災無線) 86960(無線ファクシミリ)
日本通運(株)	千代田区神田和泉町 2 番地	6284-5691 (ロジスティクスビジネスエネット営業 開発部) 86801(防災無線) 86800(無線ファクシミリ)
一般社団法人東京バス協会	渋谷区初台 1-34-14	3379-2441 79541(防災無線)
オリックス自動車(株)	港区芝 3-22-8	6436-6306 (レンタカー本部)
トヨタモビリティサービス(株)	中央区日本橋浜町 2-12-4	4586-3900 (総務部)

資料第 2-11-13 都各局舟艇保有状況（都建設局、都港湾局、警視庁、東京消防庁）

（本文585頁）

（令和5年4月現在）

機 関 名	保 有 数	備 考
建 設 局	25	水上バス、指揮艇、清掃船
港 湾 局	28	監視艇、指揮艇、清掃船ほか
警 視 庁	22	警備艇
東 京 消 防 庁	9	消防艇
合 計	84	

※港湾局の場合、用途を監視艇、指揮艇及び清掃船に限定すると、24隻となる。

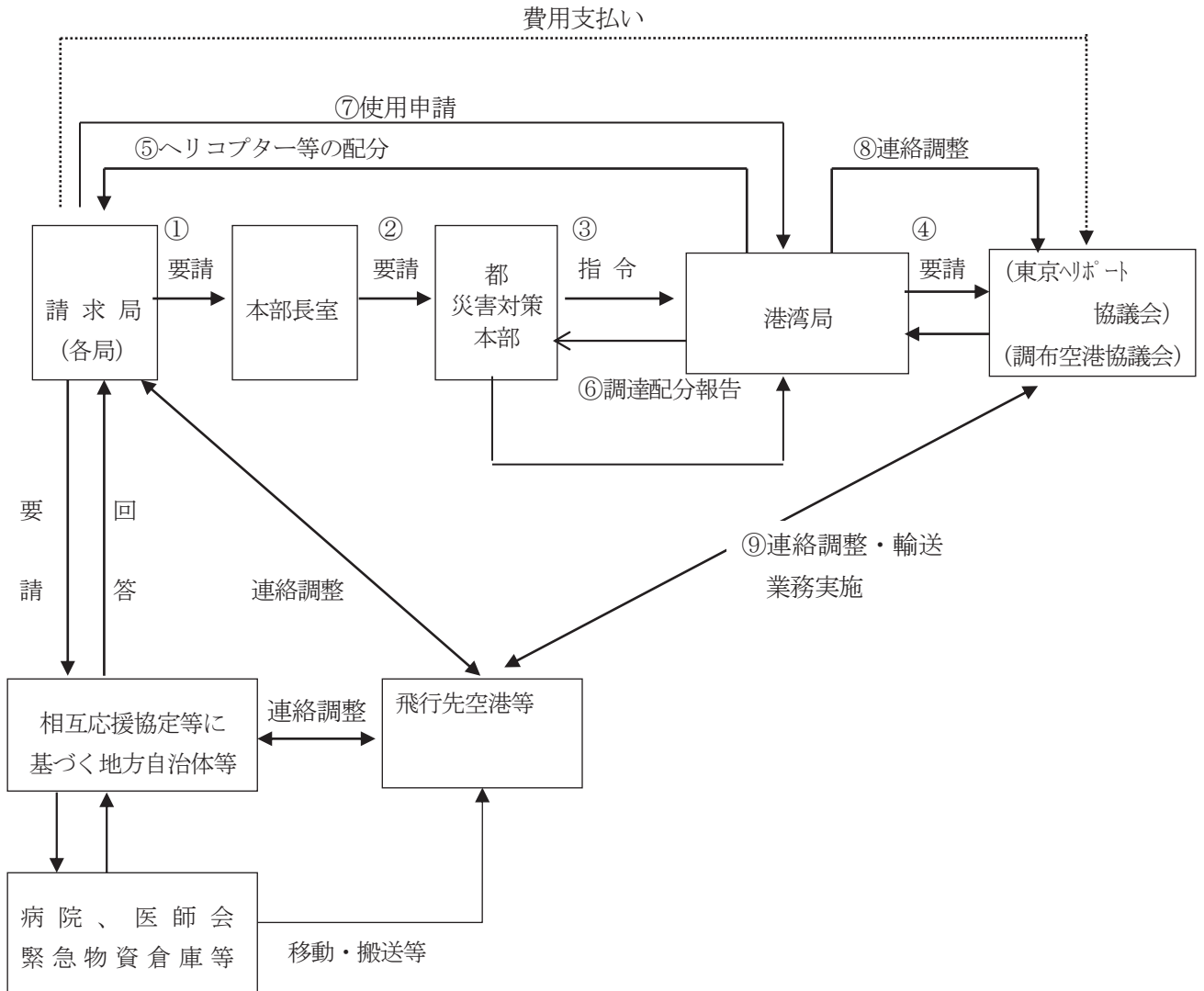
資料第2-11-14 調達あっせん対象船舶一覧表（関東運輸局）

（本文585頁）

（令和5年4月1日現在）

事業者又は団体名	住所・電話	船名	トン数	輸送能力		備考	
				人	容積 (m ³)		
東海汽船（株）	港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー5F Tel.3436-1137	橘丸	5,681	沿海 1,000 近海 596	574.3	貨客船	
		さるびあ丸	6,099	沿海 1,343 近海 693	コンテナ積載 38個	〃	
		セブンアイランド愛	280	255		旅客船	ジ エ ッ ト 船
		セブンアイランド結	176	241		〃	
		セブンアイランド大漁	165	255		〃	
		セブンアイランド友	164	255		〃	
ジューブリー	146	260		〃			
東京都観光汽船 （株）	台東区花川戸1-1-1 Tel.3457-7824	竜馬	143	340		〃	
		道灌	148	300		〃	
		ヒミコ	114	104		〃	
		ホタルナ	167	261		〃	
		エメラルダス	132	100		〃	
		観光汽船興業（株）	中央区日本橋茅場町 2-17-3 Tel.6666-8414	アーバンランチⅠ	19	41	
アーバンランチⅡ	19			41		〃	
アーバンランチⅢ	19			41		〃	
東京シップサービス （株）	港区海岸3-1-3 Tel.3455-2121 3455-1461	第30港丸	11	34		〃	
		しらさぎ	12	36		〃	
		第27東港丸	14	50		〃	
		第55港丸	14	46		〃	
小笠原海運（株）	港区芝浦3-7-9DKビル8F Tel.3451-5171	おがさわら丸	11,035	894	928.3	貨客船	
伊豆諸島開発（株）	港区海岸3-6-43 Tel.3455-3090	あおがしま丸	460	50	640.2	〃	
		ははじま丸	453	250	400.0	〃	
		くろしお丸	493	沿海 200 限定近海 84	コンテナ積載 36個	〃	
神新汽船（株）	港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー5F Tel.3436-1146	フェリーあぜりあ	485	240	138.1	〃	
東京都新島村	新島村本村1-1-1 Tel.04992-7-0004	にしき	69	100		旅客船	

資料第2-11-15 ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ（都港湾局）（本文587頁）



(都：令和4年12月1日現在)

(区市町村：令和3年4月1日現在)

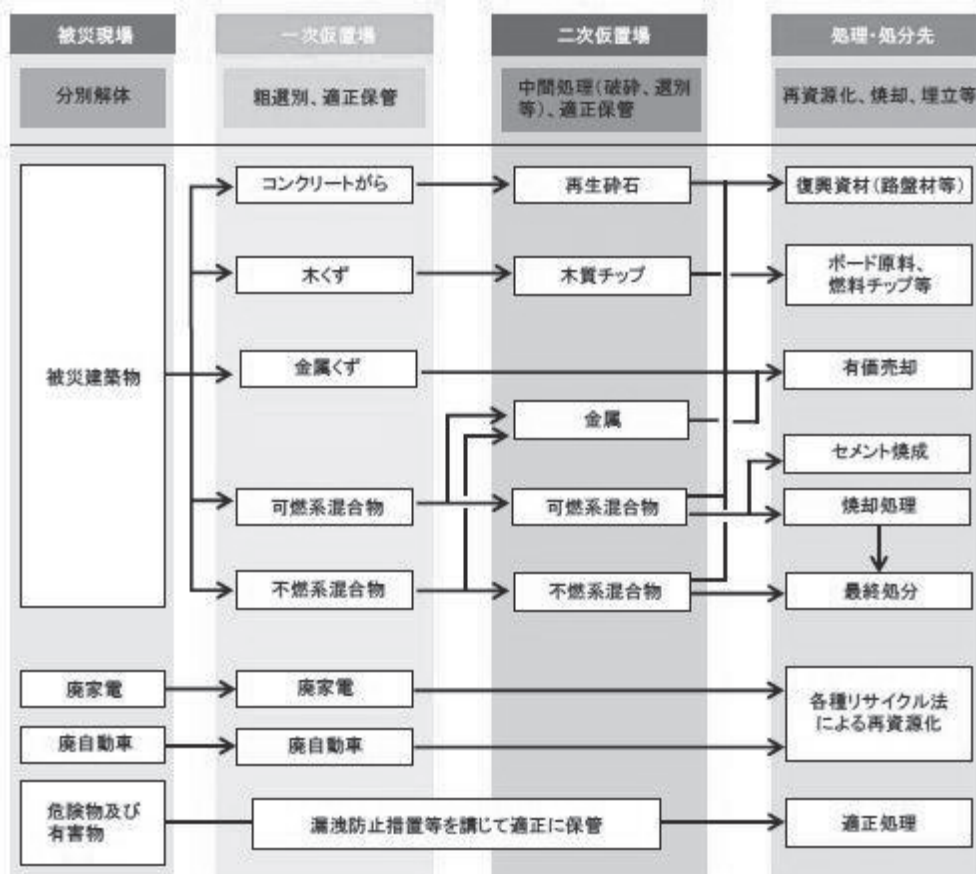
名 称	特 徴	備蓄量等	
		区市町村	都
マンホール設置型トイレ	公園等の一部施設においてマンホール上に設置し、直接汚水を流せるようにしたもの	10,914基	1,928基
便槽付トイレ	主に工事現場やイベント等で利用されているトイレで、便槽に貯留し汲み取りするもの	16,282基	-
簡易トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びのできるトイレで、し尿を貯留するタイプのもの	1,000,208基	7,690基
携帯トイレ	既設のトイレの便座等に便袋を設置し、し尿をパックするタイプのもの	6,343,673枚(個)	-
その他	上記以外のもの(自動ラップ式トイレ、マンホール・便槽併用型トイレ等)	1,624台	-
し尿処理車	-	16台	-

資料第2-13-2 区市町村別災害救助法適用基準早見表（都総務局）(本文629頁)

区市町村	人口	基準		区市町村	人口	基準			
		1号	2号			1号	2号		
区	千代田区	67,934	80	40	多摩 摩 地 域 部 島	国分寺市	131,501	100	50
	中央区	174,272	100	50		国立市	76,809	80	40
	港区	264,563	100	50		福生市	55,502	80	40
	新宿区	351,119	150	75		狛江市	84,135	80	40
	文京区	243,493	100	50		東大和市	83,516	80	40
	台東区	217,147	100	50		清瀬市	75,975	80	40
	墨田区	278,519	100	50		東久留米市	115,070	100	50
	江東区	532,984	150	75		武蔵村山市	70,077	80	40
	品川区	421,321	150	75		多摩市	146,452	100	50
	目黒区	285,257	100	50		稲城市	94,586	80	40
	大田区	743,683	150	75		羽村市	53,929	80	40
	世田谷区	939,112	150	75		あきる野市	78,648	80	40
	渋谷区	243,100	100	50		西東京市	207,424	100	50
	中野区	345,013	150	75		計	4,237,751		
	杉並区	588,867	150	75		瑞穂町	31,299	60	30
	豊島区	303,866	150	75		日の出町	16,754	50	25
	北区	356,817	150	75		檜原村	1,898	30	15
	荒川区	218,278	100	50		奥多摩町	4,431	30	15
	板橋区	583,608	150	75		計	54,382		
	練馬区	751,474	150	75		大島町	6,642	40	20
足立区	694,588	150	75	利島村	316	30	15		
葛飾区	454,070	150	75	新島村	2,205	30	15		
江戸川区	689,407	150	75	神津島村	1,736	30	15		
計	9,748,492			三宅村	2,100	30	15		
多摩 摩 地 域	八王子市	578,517	150	75	御蔵島村	286	30	15	
	立川市	184,694	100	50	八丈町	6,649	40	20	
	武蔵野市	150,668	100	50	青ヶ島村	152	30	15	
	三鷹市	195,502	100	50	小笠原村	2,853	30	15	
	青梅市	131,162	100	50	計	22,939			
	府中市	262,038	100	50	都計	14,063,564			
	昭島市	114,639	100	50					
	調布市	243,930	100	50					
	町田市	432,897	150	75					
	小金井市	127,360	100	50					
小平市	200,162	100	50						
日野市	190,623	100	50						
東村山市	151,935	100	50						

(注1) 表中の「1号」「2号」は、それぞれ災害救助法施行令第1条第1号及び第2号を指す。

(注2) 人口は、令和5年4月1日現在「東京都の人口（推計）」による。



資料第2-13-4 災害廃棄物の推定発生量(都環境局)

(本文642頁)

(単位：万t、万m³)

	都心南部直下地震 (M7.3)		多摩東部直下地震 (M7.3)		大正関東地震 (M8クラス)		立川断層帯地震 (M7.4)	
	重量	体積	重量	体積	重量	体積	重量	体積
東京都	3,164	3,550	2,699	3,185	1,385	1,586	636	773
区部	2,888	3,188	2,070	2,402	1,180	1,315	33	44
多摩	277	362	629	784	205	271	603	728

※本データは「首都直下地震等による東京の被害想定報告書(東京都防災会議)」より引用

資料第 2-13-5 東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の業務（都環境局）

（本文 642 頁）

項 目	内 容							
①災害廃棄物処理全般に関する進行管理	○ 災害廃棄物処理全般の進行管理を行う。							
②東京都全体の災害廃棄物の予測	○ 発災後、区市町村は速やかに家屋等の被害状況（全壊及び半壊建物数）を確認し、東京都災害廃棄物対策本部（仮称）に報告する。東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、その被害報告に基づき災害廃棄物の発生量を予測する。							
③国との連絡調整・協議	○ 区市町村の建物に甚大な被害が生じた場合、東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲※を定めるため、国（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）との連絡調整・協議を行う。 ※ 範囲とは、①適用地域、②適用主体（個人及び事業所の範囲）、③適用業務（基礎部分や塀等の解体・撤去を含むかどうか）等							
④東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定	○ 被災状況などの情報を収集・整理し、災害廃棄物処理の基本方針を示す「東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）」（以下「推進計画」という。）を策定する。 ○ 推進計画に規定する主な内容 <table border="1" data-bbox="448 1115 1426 1769"> <tr> <td data-bbox="448 1115 1426 1167">1 災害廃棄物の発生予測量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1167 1426 1261">2 公費による処理対象 a 適用地域 b 適用主体 c 適用業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1261 1426 1489">3 処理スケジュール a 発生予測量に基づく最終的な処理完了予定時期 b 解体受付開始見込み時期 c 都の提供する集積場所の確保時期 d 区市町村の解体、撤去の優先順位の考え方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1489 1426 1541">4 家屋情報（建物に係る権利及び延床面積）の確認方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1541 1426 1677">5 区市町村から定期的に報告を受ける事項 a 解体・撤去受付件数、受付延床面積 b 撤去、運搬量 c 集積場所搬入量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1677 1426 1729">6 区市町村の処理に対する留意事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1729 1426 1780">7 広域的応援体制</td> </tr> </table>	1 災害廃棄物の発生予測量	2 公費による処理対象 a 適用地域 b 適用主体 c 適用業務	3 処理スケジュール a 発生予測量に基づく最終的な処理完了予定時期 b 解体受付開始見込み時期 c 都の提供する集積場所の確保時期 d 区市町村の解体、撤去の優先順位の考え方	4 家屋情報（建物に係る権利及び延床面積）の確認方法	5 区市町村から定期的に報告を受ける事項 a 解体・撤去受付件数、受付延床面積 b 撤去、運搬量 c 集積場所搬入量	6 区市町村の処理に対する留意事項	7 広域的応援体制
1 災害廃棄物の発生予測量								
2 公費による処理対象 a 適用地域 b 適用主体 c 適用業務								
3 処理スケジュール a 発生予測量に基づく最終的な処理完了予定時期 b 解体受付開始見込み時期 c 都の提供する集積場所の確保時期 d 区市町村の解体、撤去の優先順位の考え方								
4 家屋情報（建物に係る権利及び延床面積）の確認方法								
5 区市町村から定期的に報告を受ける事項 a 解体・撤去受付件数、受付延床面積 b 撤去、運搬量 c 集積場所搬入量								
6 区市町村の処理に対する留意事項								
7 広域的応援体制								

項 目	内 容	
⑤区市町村との連絡調整、情報提供	項 目	内 容
	1 区市町村災害廃棄物処理実行計画の把握	東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、各区市町村が策定した「災害廃棄物処理実行計画」（以下「区市町村災害廃棄物処理実行計画」という。）を把握するため、区市町村に対して策定後提出を求める。
	2 区市町村災害廃棄物処理実行計画の作成支援	東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、区市町村災害廃棄物処理実行計画の記載内容、進捗状況を確認し、被災状況や処理能力等に鑑みて、内容の過不足、進捗の遅れ等がある場合は、必要な助言、民間業者の活用推進等を行い、区市町村災害廃棄物処理実行計画の作成を支援する。
	3 支援体制への活用	東京都災害廃棄物対策本部（仮称）は、区市町村災害廃棄物処理実行計画の内容から、都が重点的に支援すべき地域を把握する。
	4 適正処理等を徹底するための注意喚起	被災時の混乱に乗じて不適正処理・不法投棄を行う業者が現れる可能性があることから、区市町村に対して委託業者が適正処理を徹底し、集積場所などの警備体制を確立するよう、必要な情報提供・支援等を行う。
	5 区市町村への情報提供	都から各区市町村に対して、迅速に必要な情報提供を行う。
⑥災害廃棄物の処理に関する広報	<p>○ 災害廃棄物の処理に関する広報は、対応時期によって、情報の内容及び方法を変えながら、都民の心理的動揺や混乱が生ずることのないよう、的確な情報提供を行うよう努める。情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。</p> <p>発災直後には、他の優先情報の周知の障害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、緊急情報（危険物・有害物の情報、野焼きの禁止、区市町村の窓口・問い合わせ先案内、今後のスケジュールなど）を発信する。</p>	

項目	内容
⑦仮置場に関する支援	<p>1 仮置場の確定、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災状況報告等に基づき、仮置場として都が提供できる土地を確定し、その情報を区市町村に対し提供する。 <p>2 仮置場確保に関する調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災状況を把握後、比較的被災度合いの低い地域に対して、①既に仮置場として利用している土地の受入能力に余裕がないか、②仮置場として新たに利用できる土地がないかなどについて調査を行う。 ○ 仮置場として利用できる土地の受入能力に余裕がある場合は、被災度合いの低い地域に対して仮置場の提供を働きかける。 ○ 仮置場とすべき場所に余裕がなく、都内のみで対処できない場合については、近隣県に対して応援を求める等、広域的な連絡調整を行う。 <p>3 仮置場の運用状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各仮置場の運用状況を把握するため、各区市町村に対し、週1回、仮置場の状況報告を依頼する。 <p>4 災害廃棄物のリサイクル・適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ災害廃棄物の分別方法、管理方法に関するマニュアルを策定し、それに基づいて、区市町村において仮置場での災害廃棄物の分別・管理が徹底され、災害廃棄物のリサイクル・適正処理が推進されるよう促す。
⑧広域的な処理体制を確保するための周辺区市との調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都内の施設や機材等のみでの対応が困難であると判断される場合は、速やかに「九都県市災害時相互応援に関する協定」（平成22年4月1日制定）に基づき、周辺区市からの応援を要請するための手続を進める。 ○ 九都県市内での対応が困難な場合は、1都9県との大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会 大規模災害発生時における関東ブロック 災害廃棄物対策行動計画に基づき同様の手続を講じる。
⑨最終処分に関する調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成12年から23区の清掃事業は各区の事務となっているが、23区のごみの最終処分は、都が設置・管理する最終処分場において、都が23区の委託を受けて実施している。このことから、以下のとおり、23区の災害廃棄物の最終処分に関する調整を行う。 <p>1 最終処分場受入計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境局では、都の管理する最終処分場の被災状況について把握する。 ・把握した情報に基づき、最終処分場の受入可能量を算定する。 ・環境局は、被災状況の報告及び災害廃棄物発生量予測等に基づき、最終処分場受入計画を策定する。 <p>2 最終処分場への受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理は再資源化を基本とし、都の管理する最終処分場には、原則として、再資源化、再利用が出来ない焼却残渣、分別残渣等に限り搬入を認める。 ・最終処分場への搬入は、緊急道路障害物除去が終了し、道路交通事情が回復した時点で開始する。

資料第 2-13-6 激甚災害法に定める事業及び関係局（都総務局）（本文 645 頁）

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第 3 条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 港湾局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 港湾、漁港 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉保健局	
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、又は障害福祉サービス事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業		
第 3 条 及び 第 19 条	11 感染症予防事業	福祉保健局	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業		
第 3 条 及び 第 9 条	13 堆積土砂排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局 都市整備局 総務局	河川、道路、公園、緑地、運河、 溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林業用施設（貯木場等） 林業用施設、漁場 上記の施設の区域外
第 3 条 及び 第 10 条	14 湛水排除事業	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第 5 条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業労働局	
第 5 条 及び 第 6 条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業		
第 7 条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第 8 条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置		
第 11 条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第 12 条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		

適用条項	事業名	都関係局名	備考
第 13 条	21 小規模企業者等設備同遠敷資金助成法による貸付金の償還期間の特例		
第 14 条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第 16 条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁	
第 17 条	25 私立学校施設の災害復旧事業	生活文化局	
第 20 条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉保健局	
第 21 条	27 水防資材費の補助の特例	建設局	
第 22 条	28 り災害公営住宅建設事業に対する補助の特例	住宅政策本部	
第 24 条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設又は林道等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需用額への算入	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地及び農業用地 地方債の発行及び交付税算定

資料第2-13-7 応急仮設住宅供給能力一覧表（都住宅政策本部）

（本文652頁）

（令和4年4月現在）

被災地		仮設住宅の供給（建設）		
ブロック	都県名	1か月以内	3か月以内累計	6か月以内累計
関東	茨城県	4,000戸	29,000戸	62,000戸
	栃木県			
	群馬県			
	埼玉県			
	東京都			
	千葉県			
	神奈川県			
	山梨県			
	長野県			
	新潟県			

（注）本表は、関東ブロックで災害が発生した場合、全国から関東ブロックに対し、どのくらい供給（建設）できるかを調べたものである（一般社団法人プレハブ建築協会資料）。ただし、関東ブロックのみが被災した場合であって、次の条件が満たされることを前提としている。

- 標準の仕様及び標準プランに基づくこと。
- 各事業所、生産工場が当該災害の被害の影響がないこと。
- 生産資材、生産部材などの原材料、設備機器及び運搬手段が確保されること。
- 建設技術者、作業員が当該地域内外より確保されること。
- 給排水・電気・ガス設備は、敷地内（団地内）の範囲とすること。

資料第2-13-8 災害復旧用材の供給に係わる特例措置（関東森林管理局）

（本文652頁）

用材（立木）・素材	販売の相手方	特別措置		代金返納	減額 （時価の五割以内）	随意契約
		用途	区分			
都 区市町村 個人	都	災害救助法に基づく災害救助用	応急復旧住宅等	「国の所有に属する物品の売り払い代金の納付に関する法律」に基づき、国有林材の売払いに際し、代金の延納の特約を締結することが可能 延納期間や担保の有無、延納利率などの条件については、毎年度財務省と協議の上決定	可	可
		都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設（公営住宅を含む）		否	可
		個人用施設の復旧用			否	可
	区市町村	災害救助法が適用された災害で、区市町村の管理に属する公共施設の復旧用	事務所、学校、病院 診療所、託児所、 道路、橋、堤防		可	可
		区市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設（公営住宅を含む）		否	可
		個人用施設の復旧用	住宅店舗等		否	可
	個人	災害復旧用	住宅店舗等		否	可

（注）減額譲渡は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に著しい被害が発生し、災害救助法が適用された場合に可能であり、この場合の要請は、発災から20日以内に都又は区市町村が、関東森林管理局に被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名計画等を記録した申請書を提出して行う。

緊急を要する場合には、事後に申請書を提出することを条件として、口頭で要請することができる。

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 1 区市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 2 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した区市町村が 3 以上ある場合の災害 3 都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が 1 以上ある場合の災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体等 (1) 実施主体 区市町村（条例） (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村 1/4	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	死亡者 1 人につき主たる生計者の場 500 万円 それ以外の場合 250 万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第 2 条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害		法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者 1 人につき主たる生計者の場 250 万円 それ以外の場合 125 万円	

* 上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度 （都福祉保健局・区市町村）	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>（注）住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 区市町村（条例）</p> <p>3 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>イ 住居の半壊 170万円</p> <p>ウ 住居の全壊 250万円</p> <p>エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合</p> <p>ア 1と2のアの重複 250万円</p> <p>イ 1と2のイの重複 270万円</p> <p>ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <p>ア 2のイの場合 250万円</p> <p>イ 2のウの場合 350万円</p> <p>ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年）</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年 （特別の事情がある場合5年）</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>
災害援護資金・都制度 （都福祉保健局・区市町村）	国制度と同じ	<p>1 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱</p> <p>2 実施主体 区市町村（要綱）</p> <p>3 経費負担 都 10/10</p> <p>4 対象となる災害 国制度と同じ</p> <p>5 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合</p>	<p>次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付</p> <p>1 世帯主の1ヶ月以上の負傷</p> <p>2 家財の1/3以上の損害</p> <p>3 住居の半壊</p> <p>4 住居の全壊</p> <p>5 住居の全体が滅失又は流出</p>	<p>1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年）</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年）</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年1%以内（据え置き期間中は無利子）</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金 （福祉資金） （都福祉保健局）	低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1 世帯 150 万円以内	1 据置期間 貸付けの日から 6 ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後 7 年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1.5%（据置期間中は無利子） 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。
生活福祉資金 （緊急小口資金） （都福祉保健局）	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1 世帯 10 万円以内	1 据置期間 貸付けの日から 2 ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後 12 ヶ月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。

種別	内 容										
被災者生活再建支援金の支給・国制度（都福祉保健局・区市町村）	1 根拠法令 被災者生活再建支援法										
	2 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。）										
	3 対象となる自然災害 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。 (1) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村 (2) 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村 (3) 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 (4) (1) 又は (2) の区市町村を含む都道府県の区域内で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 10 万人未満に限る。） (5) (1) ～ (3) の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 10 万人未満に限る。） (6) (1) 若しくは (2) の区市町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 10 万人未満に限る。） 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 5 万人未満に限る。）										
	4 制度の対象となる被災世帯 3 の自然災害により (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）										
	5 支援金の支給額 支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。 （※ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額） (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅の被害程度</th> <th style="text-align: center;">全壊 4 (1) に該当</th> <th style="text-align: center;">解体 4 (2) に該当</th> <th style="text-align: center;">長期避難 4 (3) に該当</th> <th style="text-align: center;">大規模半壊 4 (4) に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">50 万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊 4 (1) に該当	解体 4 (2) に該当	長期避難 4 (3) に該当	大規模半壊 4 (4) に該当	支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円
	住宅の被害程度	全壊 4 (1) に該当	解体 4 (2) に該当	長期避難 4 (3) に該当	大規模半壊 4 (4) に該当						
	支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円						
	(2) ア住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（中規模半壊世帯以外）										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅の再建方法</th> <th style="text-align: center;">建設・購入</th> <th style="text-align: center;">補修</th> <th style="text-align: center;">賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200 万円</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">50 万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200 万円	100 万円	50 万円		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)								
支給額	200 万円	100 万円	50 万円								
※一旦住宅を賃借し 50 万円の加算支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円											
イ住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（中規模半壊世帯）											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅の再建方法</th> <th style="text-align: center;">建設・購入</th> <th style="text-align: center;">補修</th> <th style="text-align: center;">賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;">50 万円</td> <td style="text-align: center;">25 万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	100 万円	50 万円	25 万円			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)								
支給額	100 万円	50 万円	25 万円								
※一旦住宅を賃借し 25 万円の加算支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 100（又は 50）万円											

種別	内 容			
被災者生活再建支援金の支給・都福社保健局・区市町村	1 根拠法令 東京都被災者生活再建支援事業実施要綱			
	2 実施主体 区市町村			
	3 対象となる自然災害 都内において被災者生活再建支援法が適用された区市町村が1以上ある自然災害			
	4 制度の対象となる被災世帯 国制度の対象となる被災世帯に加え、住宅が半壊した世帯			
	5 支援金の支給額（上限額） （※ 世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）			
		建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
	全壊・解体・長期避難	300万円	200万円	150万円
	大規模半壊	250万円	150万円	100万円
	中規模半壊	国制度該当	100万円	70万円
		国制度非該当	200万円	120万円
半壊	200万円	120万円	80万円	
※一旦住宅を賃借し賃借分の被災者生活再建支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合の支給額は下表のとおり。				
	建設・購入	補修		
全壊・解体・長期避難	150万円	50万円		
大規模半壊	150万円	50万円		
中規模半壊	国制度該当	45万円	15万円	
	国制度非該当	120万円	40万円	
半壊	120万円	40万円		

機関名	区分	内 容
都産業労働局	災害復旧資金融資（災）	<p>① 資金用途 運転資金、設備資金</p> <p>② 対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの</p> <p>③ 対象災害 次の(1)又は(2)に該当するもののうち知事が指定するもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に知事が必要と認めたもの</p> <p>④ 限度額 一災害につき 8,000 万円</p> <p>⑤ 利率 固定 1.7%以内又は固定 1.5%以内 （令和 5 年 4 月 1 日現在）</p> <p>⑥ 期間 運転資金、設備資金 10 年以内</p> <p>⑦ 保証人 必要となる場合がある。ただし、法人代表者（組合は代表理事）を除き連帯保証人は不要</p> <p>⑧ 担保 原則として、信用保証合計残高が 8,000 万円以下の場合には不要</p> <p>⑨ 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。</p> <p>⑩ 信用保証料 保証協会の定めるところによる。ただし、都が全額補助する。</p> <p>⑪ 返済方法 分割返済(元金据置期間は 1 年以内)ただし、融資期間が 1 年の場合は一括返済とすることができる。</p>
	経営安定融資（経営セーフ）	<p>① 資金用途 運転資金、設備資金</p> <p>② 対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合でセーフティネット保障に係る区市町村長の認定を受けたもの</p> <p>③ 限度額 2 億 8,000 万円 組合 4 億 8,000 万円</p> <p>④ 利率 融資期間に応じて固定 1.5%以内～2.2%以内 （令和 5 年 4 月 1 日現在）</p> <p>⑤ 期間 運転資金、設備資金 10 年以内</p> <p>⑥ 保証人 必要となる場合がある。ただし、法人代表者（組合は代表理事）を除き連帯保証人は不要</p> <p>⑦ 担保 原則として、信用保証合計残高が 8,000 万円以下の場合には不要</p> <p>⑧ 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。</p> <p>⑨ 信用保証料 保証協会の定めるところによる。 なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の 2 分の 1 を補助する。</p> <p>⑩ 返済方法 分割返済(元金据置期間は 2 年以内)ただし、融資期間が 1 年の場合は一括返済とすることができる。</p>

機関名	区分	内 容
都 産 業 労 働 局	経 営 安 定 融 資 (経 営 一 般)	<p>① 資金用途 運転資金、設備資金</p> <p>② 対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次のアからキまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること</p> <p>イ 「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が令和 2 年 1 月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること</p> <p>ウ 売上原価の 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと</p> <p>エ 金融機関からの総借入金が前年同期比 10%以上減少していること。</p> <p>オ 倒産等企業に事業上の債権を有していること</p> <p>カ 災害により事業活動に影響を受けており、当該災害について官公庁の発行するり災証明を受けていること</p> <p>キ 東京都知事が指定するもの（アスベスト対策）</p> <p>③ 限度額 1 億円 組合 2 億円</p> <p>④ 利率 融資期間に応じて固定 1.5%以内～2.2%以内（令和 5 年 4 月 1 日現在）</p> <p>⑤ 期間 運転資金、設備資金 10 年以内</p> <p>⑥ 保証人 必要となる場合がある。ただし、法人代表者（組合は代表理事）を除き連帯保証人は不要</p> <p>⑦ 担保 原則として、信用保証合計残高が 8,000 万円以下の場合には不要</p> <p>⑧ 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。</p> <p>⑨ 信用保証料 保証協会の定めるところによる。 なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の 2 分の 1 を補助する。</p> <p>⑩ 返済方法 分割返済(元金据置期間は 2 年以内)ただし、融資期間が 1 年の場合は一括返済とすることができる。</p>

機関名	区分	内 容
中小企業金融公庫	災害復旧貸付	<p>① 資金用途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金</p> <p>② 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を被った中小企業者</p> <p>③ 限度額 (直接貸付) 既往債務残高にかかわらず1億5,000万円 (代理貸付) 既往残高にかかわらず直接貸付の範囲内で7,500万円</p> <p>④ 利率 基準利率(閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。)</p> <p>⑤ 期間 10年以内(うち据置期間2年以内)</p> <p>⑥ 保証人・担保 原則として必要。ただし直接貸付において3,000万円を限度として担保の徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けている。</p> <p>⑦ 返済方法 分割返済</p>
国民生活金融公庫	災害貸付	<p>① 資金用途 災害復旧のための設備資金及び運転資金</p> <p>② 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた指定被災地内で事業を営む方で、直接に災害を受け、区市町村長などからその旨の証明を受けた方(直接被害者)及び災害によって売上の減少、売掛債権の固定化などの間接的な被害を受けた方(間接被害者)</p> <p>③ 限度額 各貸付ごとの融資限度額に、1災害当たり3,000万円を加えた額 (特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。)</p> <p>④ 利率 各貸付ごとの利率(特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。)</p> <p>⑤ 期間 10年以内(うち据置期間2年以内)</p> <p>⑥ 保証人・担保 必要に応じて</p> <p>⑦ 返済方法 割賦払(毎月、半年払など)又は一時払</p>
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	<p>① 資金用途 災害復旧のための設備資金及び運転資金</p> <p>② 対象企業 金庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者</p> <p>③ 限度額 特に定めず</p> <p>④ 利率 所定利率</p> <p>⑤ 期間 設備資金 20年以内(うち据置期間3年以内) 運転資金 10年以内(うち据置期間3年以内)</p> <p>⑥ 保証人・担保 必要に応じて提供</p> <p>⑦ 返済方法 分割返済</p>

資料第2-13-14 農林漁業関係者への融資（都産業労働局）

（本文 661 頁）

①株式会社日本政策金融公庫による融資

（令和4年4月1日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	災害 0.17 ~ 0.50%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	<災害復旧> 農業施設等の復旧、果樹の改植又は補植	農業を営む者	災害 0.17 ~ 0.50%	15年以内 (果樹の改植又は補植は25年以内)	3年以内 (果樹の改植又は補植は10年以内)
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林 樹苗養成施設の復旧	樹苗養成事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.17 ~ 0.45%	15年以内	5年以内
		激甚災害による被害造林地の復旧（補助事業）	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	災害 0.17 ~ 0.50%	30年以内	20年以内
	林道	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.17 ~ 0.50%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	<主務大臣指定施設> 林業用施設の復旧	林業を営む者	災害 0.17 ~ 0.50%	15年以内	3年以内

漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港施設、漁場及び水産種苗生産施設等の復旧	水産業協同組合（漁港施設の復旧においては漁業生産組合を除く。）	災害 0.17～ 0.50%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	主務大臣指定施設の復旧及び漁船の復旧	漁業を営む者	災害 0.17～ 0.50%	15年以内	3年以内
共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金（原則として天災）	農林漁業者	災害 0.17～ 0.45%	15年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	< 共同利用施設 > 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の復旧	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合（漁業生産組合を除く）、5割法人・団体、農林漁業振興法人、農業共済組合・同連合会	災害 0.17～ 0.50%	20年以内	3年以内

(申込方法) 株式会社日本政策金融公庫に直接申し込むか、あるいは、農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行うことができる。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

②経営資金等の融通（貸付主体は金融機関。都は国の補助を得て利子補給する。）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
天災資金 (一般及び激甚)	経営資金	種苗、肥料、 漁業用燃油等の 購入等	被害農林漁業者	特別被害者※1 3.0%以内 3割被害者※2 5.5%以内 その他 6.5%以内	3年以内 ～6年以内 〔激甚災害の場合は4年以内～7年以内〕	—
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合及び 連合会	6.5%以内	3年以内	—

(融資条件) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(天災融資法)が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、償還期間等の特例を受けることができる。

(貸付限度) [経営資金] ・個人は200万円以内(政令で定める資金500万円以内) なお、激甚災害の場合は、250万円以内(政令で定める資金600万円以内)

・法人は2,000万円以内(政令で定める資金2,500万円以内)

[事業資金] ・組合は2,500万円以内、連合会は5,000万円以内
なお、激甚災害の場合は、組合は5,000万円以内、連合会7,500万円以内

(注) ① 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。

② 上記表の利率(年利)

※1 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%(開拓者は30%)以上の損失額のある者または50%(開拓者は40%)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者または70%以上の施設損失額のある者をいう。

※2 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。

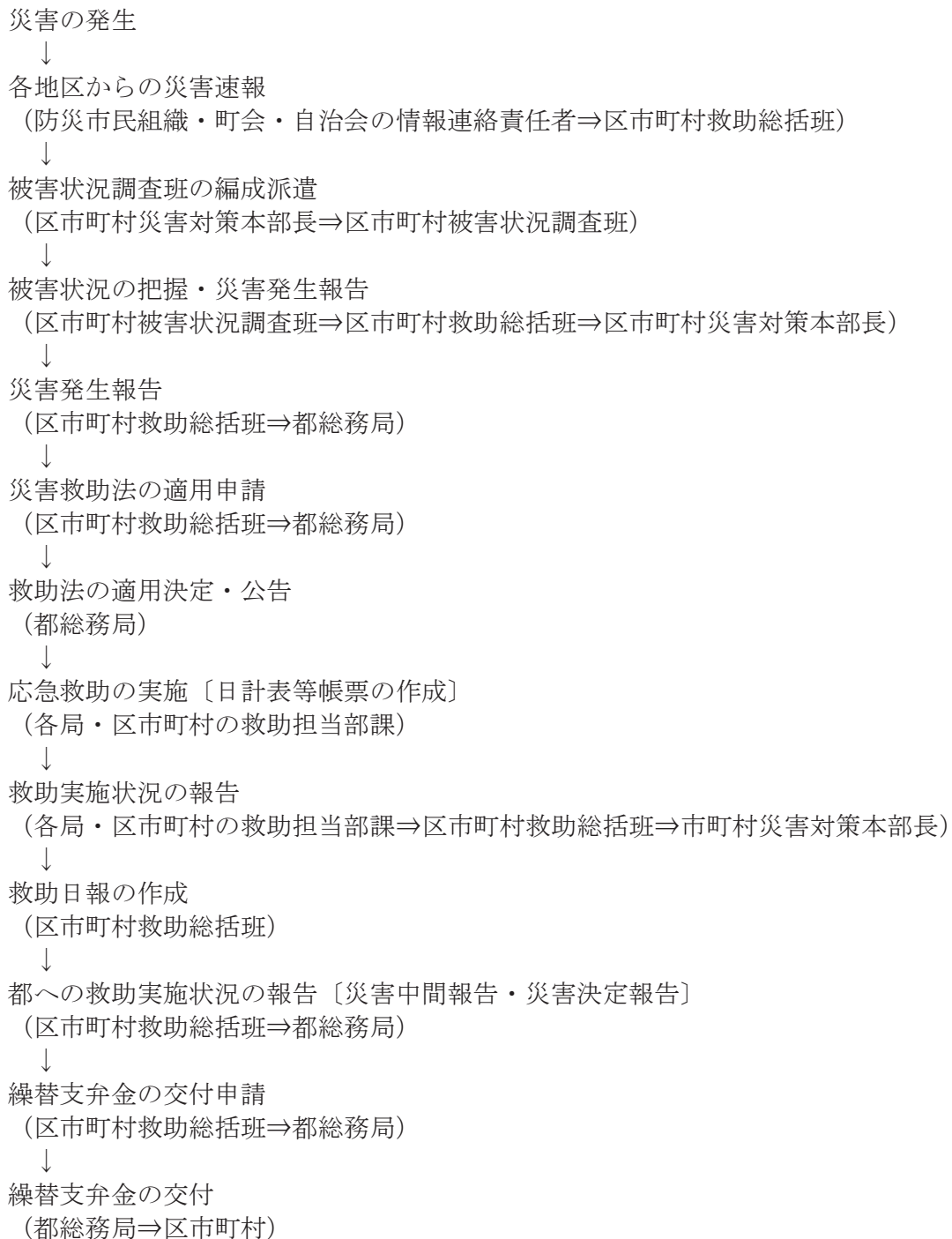
③特別対策資金の融通（貸付主体は金融機関。都は利子補給する。）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
農業近代化資金	農業特別対策資金	知事が別途定める	知事が別途定める	知事が別途定める	知事が別途定める	知事が別途定める
林業近代化資金	災害等対策資金	知事が別途定める	知事が別途定める	知事が別途定める	知事が別途定める	知事が別途定める
漁業近代化資金	漁業特別対策資金	知事が別途定める	知事が別途定める	知事が別途定める	知事が別途定める	知事が別途定める

- (注) ○ 一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農業者等に融資することができる。
- 既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金等）については、被害農業者等に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

資料第2-13-15 災害救助法上（災害の発生から終了まで）の流れ（都総務局）（本文 667頁）

（災害の発生から終了まで）



資料第2-13-16 各担当別災害救助関連必要帳票一覧（都総務局）

（本文667頁）

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
1 救助総括担当	体制整備	事前の体制整備に要するもの	1 災害救助実施組織表 2 被害状況調査実施組織表 3 世帯別被害状況調査表
	被害調査	被害状況の収集に伴うもの	1 被害状況集計表 2 被災者台帳 3 世帯構成員別被害状況
	災害報告	災害報告に伴うもの	1 速報 2 発生報告 3 中間報告 4 決定報告 5 救助の種類別実施状況及び救助費概算額調
	救実助施	救助の実施に伴うもの	1 救助日報 2 被災世帯状況調査表 3 救助物資購入（配分）計画表
	繰支弁替金	繰替支弁金の請求に伴うもの	1 災害救助費概算交付申請書 2 災害救助費精算交付申請書
2 被害状況調査担当		1 世帯別被害状況調査表 2 被害状況集計表	3 世帯構成員別被害状況
3 各担当共通の参考様式等	救実助施	1 救助実施記録日計表 2 救助関係物資等受払簿 3 救助に関する支出関係証拠書類 4 輸送記録簿	5 人夫雇上台帳 6 引渡書 7 受領書 （※別紙物資引渡書）
	救事助務	出張命令簿・超勤命令簿・賃金台帳等応急救助事務に関する帳票等（救助事務に関する帳票等は経常事務のものとは厳に区別し作成する。）	
4 避難所設置運営担当		1 避難者名簿 2 救助実施記録日計票 3 避難所用物資受払簿 4 避難所設置及び避難生活状況	5 避難所設置に要した支払証拠書類 6 避難所設置に要した物品受払証拠書類
5 炊出し等食品給与担当		1 救助実施記録日計票 2 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 3 炊出し給与状況	4 食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 5 食品給与のための物品受払証拠書類
6 飲料水供給担当		1 救助実施記録日計票 2 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 3 飲料水供給簿 4 飲料水供給のための支払証拠書類	
7 被服・寝具等生活必需品給与担当		1 救助実施記録日計票 2 物資受払簿 3 物資給与状況	4 物資購入関係支払証拠書類 5 備蓄物資払出証拠書類
		物資購入（配分）のための参考様式	1 世帯構成員別被害状況 2 救助物資購入（配分）計画表
8 医療救護担当	救班護	1 救助実施記録日計票 2 医薬品衛生材料受払簿	3 救護班活動状況
	医療部本班	1 救助実施記録日計票 2 医薬品衛生材料受払簿 3 救護班活動状況（写）	4 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 5 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

救 助 実 施 担 当		作 成 整 備 す べ き 帳 票 名			
9 助産担当 (医療救護班)		1 救助実施記録日計票 2 衛生材料等受払簿 3 助産台帳	4 助産関係支出証拠書類		
10 救出担当		1 救助実施記録日計票 2 被災者救出用機械器具燃料 受払簿	3 被災者救出状況記録簿 4 被災者救出用関係支払証拠書類		
11 応急仮設住宅 設営担当	委よ 託る 工場 事に	1 救助実施記録日計票 2 応急仮設住宅台帳 3 応急仮設住宅用敷地貸借契約 書 4 応急仮設住宅使用貸借契約書	5 応急仮設住宅建築に係る原材料 購入契約書・設計書・仕様書、工 事費支払証拠書類 6 応急仮設住宅建築に係る工事代 金等支払証拠書類		
	直工 営事	上記の外 1 工事材料受払簿	2 大工、人夫等出勤簿 3 輸送記録簿		
	特準 別設 基定	(設置戸数引上げに要する参考様式) 1 被災住宅状況調 3 応急仮設住宅入居予定者名簿 2 全壊世帯に対する住宅復旧計画			
12 被災住宅の 応急修理担当	委よ 託る 工場 事に	1 救助実施記録日計票 2 住宅の応急修理記録簿 3 住宅の応急修理のための契約書・仕様書 4 住宅の応急修理関係支払証拠書類 5 その他必要な書類、帳簿等			
	直工 営事	上記の外 1 工事材料受払簿	2 大工、人夫等出勤簿 3 輸送記録簿		
	特準 別設 基定	(修理戸数引上げに要する参考様式) 1 被災住宅状況調 3 住宅の応急修理予定者名簿 2 半壊世帯に対する住宅復旧計画			
13 学用品等給与担当		1 救助実施記録日計票 2 学用品の給与状況 3 学用品購入関係証拠書類	4 備蓄物資払出証拠書類		
		学用品購入(配分) 1 学年別児童生徒数調査表 3 学用品受払簿 のための参考様式 (調査表及び調査方法は任意) 2 学用品購入(配分)計画表			
14 死体の搜索担当		1 救助実施記録日計票 2 搜索用機械器具燃料等受払簿 3 搜索状況記録簿	4 搜索用関係支払証拠書類		
15 死体の処理担当		1 救助実施記録日計票 2 遺体処理台帳	3 遺体処理費関係支払証拠書類		
16 死体の埋葬担当		1 救助実施記録日計票 2 埋葬台帳	3 埋葬費支出関係証拠書類		
17 障害物除去担当		1 救助実施記録日計票 2 障害物の除去の状況	3 障害物の除去支出関係証拠書類		
		障害物除去対象世 帯数引上申請に要 する参考様式	1 被災住宅状況調 2 半壊・床上浸水世帯に対する障害物除去計画 3 障害物除去対象者名簿		
輸係 送協 ・力 人担 夫当 関	18 輸送担当	1 救助実施記録日計表 2 輸送記録簿	3 燃料及び消耗品受払簿 4 輸送関係支払証拠書類		
	19 労務供給担 当	1 救助実施記録日計表 2 人夫雇上げ台帳	3 人夫賃関係支払証拠書類		

[救助協力班関係参考様式]

救助実施担当		作成整備すべき帳票名			
救助協力担当	20 物資調達担当	1 物資等購入（配分）計画表	4 引渡書	2 物資調達関係支払証拠書類	5 受領書
		3 物資受払簿			
	21 救援物資等受付配分担当	1 救援物資等受付簿（様式任意）		2 救援物資等配分計画表	5 受領書
		3 物資受払簿		4 引渡書	6 輸送記録簿
					7 人夫雇上げ台帳

※別紙（甲） 物資引渡書

引 渡 書				年	月	日
殿				引渡責任者 職氏名		
				印		
下記物品を引き渡すので受領されたい。						
1	引渡場所			年	月	日
2	引渡時間			時	分	
3	引渡物品	下記のとおり				
品 名 等	単 位 呼 称	数 量	備 考			

※別紙（乙） 物資受領書

受 領 書				年	月	日
殿				受領責任者 職氏名		
				印		
下記物品を確かに受領した。						
1	受領場所			年	月	日
2	受領時間			時	分	
3	受領物品	下記のとおり				
品 名 等	単 位 呼 称	数 量	備 考			

災害報告様式

№. 1 被害概況速報

地区名 _____

災 害 の 種 類								
災 害 の 発 生 地 区								
災 害 発 生 年 月 日								
報 告 の 時 限								
報 告 責 任 者								
人 的 被 害	死 者							
	行 方 不 明 者							
	重 傷 者							
	軽 傷 者							
	計							
道 路 の 被 害	道路損壊	箇所	河 川 の 被 害	河川決壊	箇所	そ の 他 被 害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

No. 2 被害状況調

区市町村名 _____

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計	
人的被害	死者	死 者						
		行 方 不 明						
	負傷	重 傷						
		軽 傷						
		小 計						
住 棟 数		全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一 部 破 損						
		床 上 浸 水						
		床 下 浸 水						
家 害 の 世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯						
		人員						
	半壊又は半焼	世帯						
		人員						
	一 部 破 損	世帯						
		人員						
	床 上 浸 水	世帯						
		人員						
	床 下 浸 水	世帯						
		人員						
	災 害 発 生 年 月 日			年 月 日				

No. 3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

区市町村名 _____

被害別	世帯構成員別										計	小学生	中学生	高校生
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯				
全壊・全焼														
流 失														
半壊・半焼														
床 上 浸 水														

No. 4 災害救助費概算額調

種目別区分			員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費				円	円	
1 救助費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
		計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅	戸			
		賃貸型応急住宅	戸			
		応急修理期間における応急仮設住宅の使用	戸			
		計	戸			
(3)	炊出しその他による食品給与費		延人			
(4)	飲料水供給費					
(5)	被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		計	延人			
(7)	被災者の救出費		人			
(8)	住宅の応急修理費	大規模半壊・半壊以上	世帯			
		準半壊	世帯			
		計	世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			
(10)	学用品の給与	小学校児童	教科書	人		
			文房具等	人		
		中学校生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
		高等学校等生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
計	人					
(11)	埋葬費	大	人	体		
		小	人	体		
		計	人	体		
(12)	死体の捜索費		体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
		計	体			
(14)	障害物の除去費		世帯			
(15)	輸送費					
(16)	賃金職員等雇上費					
2	実費弁償		人			
3	扶助金		件			
4	損失補償		件			
5	法第19条の補償					
II 救助事務に要した経費						
1	都道府県事務費					
2	市町村事務費					
3	法第20条第1項の求償に係る事務費					
4	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費					
(合計)						

別 表 世帯構成員別被害状況

被害別 \ 世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊（焼）流出											世帯	円	円	円
半壊（焼）床上浸水														

資料第 2-13-18 日毎の記録を整理するために必要な書類（都総務局）
（本文667頁）

№. 1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救助の実施記録日計票					
救助 の 種 類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品	区市町村
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	責任者氏名 印
	救護班	学用品等	死体搜索	死体処理	
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送	
	労務供給				
NO. _____					月 日 時 分
員数（世帯）					
品目（数量・金額）					
受入先					
払出先					
場 所					
方 法					
記 事					

救助総括様式 No. 2 救助日報

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日					
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊(焼) 世帯数	() 世帯	点
		収容人員	人			流失 世帯数		
	野外仮設	箇所数	箇所		半壊半焼 世帯数	() 世帯	点	
		収容人員	人		床上浸水 世帯数			
			翌日への繰越量		点			
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療班	医療班 出動数		ヶ班	
		終了予定日	月 日		救助地区			
	炊出し箇所数		箇所		診療者数	医療	人	
	救出人員	朝	人			助産	人	
		昼	人		医療機関	医療	施設数	ヶ所
		夜	人			診療人員	人	
		計	人	助産	施設数	ヶ所		
	供給人員		人	救助終了予定月日		月 日		
	供給水量		ℓ	救出地区				
	給水期間	開始月日	月 日	救助した人員		人		
		終了予定日	月 日	今後救出を要する人員		人		
	給水方法				救出終了予定月日		月 日	
				救出の方法				

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員		体
	小学生	全壊（焼）世帯	()人		死体処理	死体洗浄	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	()人			死体縫合	体
	中学生	全壊（焼）世帯	()人			死体消毒	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	()人		死体保存	既存建物利用	ヶ所
	高校生	全壊（焼）世帯	()人			仮設建物	ヶ所
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	()人		死体処理機関		
	翌日への繰越量				今後処理を要する死体	体	
			死体処理終了予定月日	月 日			
埋葬	前日までの埋葬			障害物の除去	要障害物除去戸数	戸	
	本日埋葬	大人			本日除去した戸数	(計戸) 戸	
		小人			今後除去する戸数	戸	
		計			除去終了予定月日	月 日	
	翌日以降の要埋葬数			公用車使用	台		
	埋葬終了予定月日			借上車使用	台		
死体の搜索	搜索地区			輸送	救助の種類		
	死体	搜索を要する死体					
		本日発見死体					
		今後の要搜索死体					
	搜索の方法			人夫	人夫雇上げ数		
	搜索終了予定月日				従事		
仮設住宅	着工月日		作業				
	竣工月日		その他				
住宅修理	着工月日		備考				
	竣工月日						

№. 3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項目	救助措置				救助費(千円)	
福祉保健局	避難所	カ所・人					
住宅政策本部	応急仮設住宅	戸					
福祉保健局	炊出し	カ所・人					
水道局	飲料水	人					
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流失	半壊・床上				
		世帯	世帯				
福祉保健局	医療	救護班	病院診療所	診療人員			
		班	カ所	人			
	助産	カ所・人					
総務局	救出	人					
住宅政策本部	住宅の修理	戸					
教育庁	学用品	教科書	小学生	人	学用品	小学生	人
			中学生	人		中学生	人
建設局	埋葬	大人	体	小人	体	人	
総務局	死体捜索						
福祉保健局	死体の処理	洗浄	消毒	保存	検案		
		体	体	体	体		
建設局	障害物の除去	戸					
各局	輸送	人					
	人夫						
	法第34条の補償						
	事務費						

(注) 報告主管局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

資料第2-13-19 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都、区市町村）（都総務局）

（本文 667 頁）

救助の種類	救助の対象	令和4年度費用の限度額	救助の期間	備考																							
避難所の設置	<p>1 法第4条第1項 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者</p> <p>2 法第4条第2項 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者</p>	<p>基本額 避難所設置費1日1人当たり330円以内 加算額 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算</p>	<p>1 法第4条第1項第1号の避難所 災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)</p> <p>2 法第4条第2項の避難所 法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日まで</p>	<p>1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用耐金、器物の使用耐金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費。</p> <p>2 輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能</p>																							
応急仮設住宅の供与	<p>1 住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</p>	<p>1 建設型応急住宅 1戸当たり6,285,000円以内</p> <p>2 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額</p>	<p>1 建設型応急住宅 着工時期：災害発生の日から20日以内 供与期間：2年以内</p> <p>2 賃貸型仮設住宅 着工時期：災害発生の日から速やかに提供 救助期間：最長2年</p>	<p>1 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>2 高齢者等の要援護者等を教人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる</p>																							
炊出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に避難している者</p> <p>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	<p>1 1人1日当たり1,180円以内</p>	<p>災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)</p>	<p>食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。</p>																							
飲料水の供給	<p>現に飲料水を得ることができない者</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)</p>	<p>輸送費、人件費は別途計上</p>																							
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	<p>住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p>	<p>1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">人数</th> </tr> <tr> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊全流</td> <td>夏季 18,700円 冬季 31,000円</td> <td>24,000円 40,100円</td> <td>35,600円 55,800円</td> <td>42,500円 65,300円</td> <td>53,900円 82,200円</td> </tr> <tr> <td>半焼半浸水</td> <td>夏季 6,160円 冬季 9,900円</td> <td>8,200円 12,900円</td> <td>12,300円 18,300円</td> <td>15,000円 21,800円</td> <td>18,900円 27,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6人以上1人増す毎に加算 7,800円 11,300円 2,600円 3,600円</p>	区分	人数					1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	全壊全流	夏季 18,700円 冬季 31,000円	24,000円 40,100円	35,600円 55,800円	42,500円 65,300円	53,900円 82,200円	半焼半浸水	夏季 6,160円 冬季 9,900円	8,200円 12,900円	12,300円 18,300円	15,000円 21,800円	18,900円 27,400円	<p>災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)</p>	<p>備蓄物資の価格は年度当初の評価額</p>
区分	人数																										
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯																						
全壊全流	夏季 18,700円 冬季 31,000円	24,000円 40,100円	35,600円 55,800円	42,500円 65,300円	53,900円 82,200円																						
半焼半浸水	夏季 6,160円 冬季 9,900円	8,200円 12,900円	12,300円 18,300円	15,000円 21,800円	18,900円 27,400円																						
医療	<p>医療の途を失った者(応急措置)</p>	<p>1 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額以内</p>	<p>災害発生の日から14日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)</p>	<p>患者等の移送費は別途計上</p>																							
助産	<p>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者</p>	<p>1 救護班：使用した衛生材料等の実費 2 助産師：慣行料金の8割以内の額</p>	<p>分べんした日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)</p>	<p>妊婦等の移送費は別途計上</p>																							

救助の種類	救助の対象	令和4年度費用の限度額	救助の期間	備考
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊(壊)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならないことが困難である程度に住家が半壊(壊)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対する費用(1世帯当たり) 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半壊の被害を受けた世帯 655,000円以内 2 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内)	
学用品の給与	全焼、流出、半壊、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり4,700円以内 中学校生徒1人当たり5,000円以内 高等学校等生徒1人当たり5,500円以内	1 教科書 災害発生の日から1か月以内 2 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 3 幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬する者	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり3,500円以内 2 死体の一時保存 ① 既存建物利用の場合：通常の実費 ② 既存建物利用でない場合：1体当たり5,400円以内 ※ドライアイスの購入費の実費加算可 3 検案 救護班以外による場合は慣行料金	災害発生の日から10日以内 災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者	1 世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者(法第4条第2項の救助にあつては避難者)の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

資料第2-13-20 給与品事前購入分一覧表（都福祉保健局・都総務局）

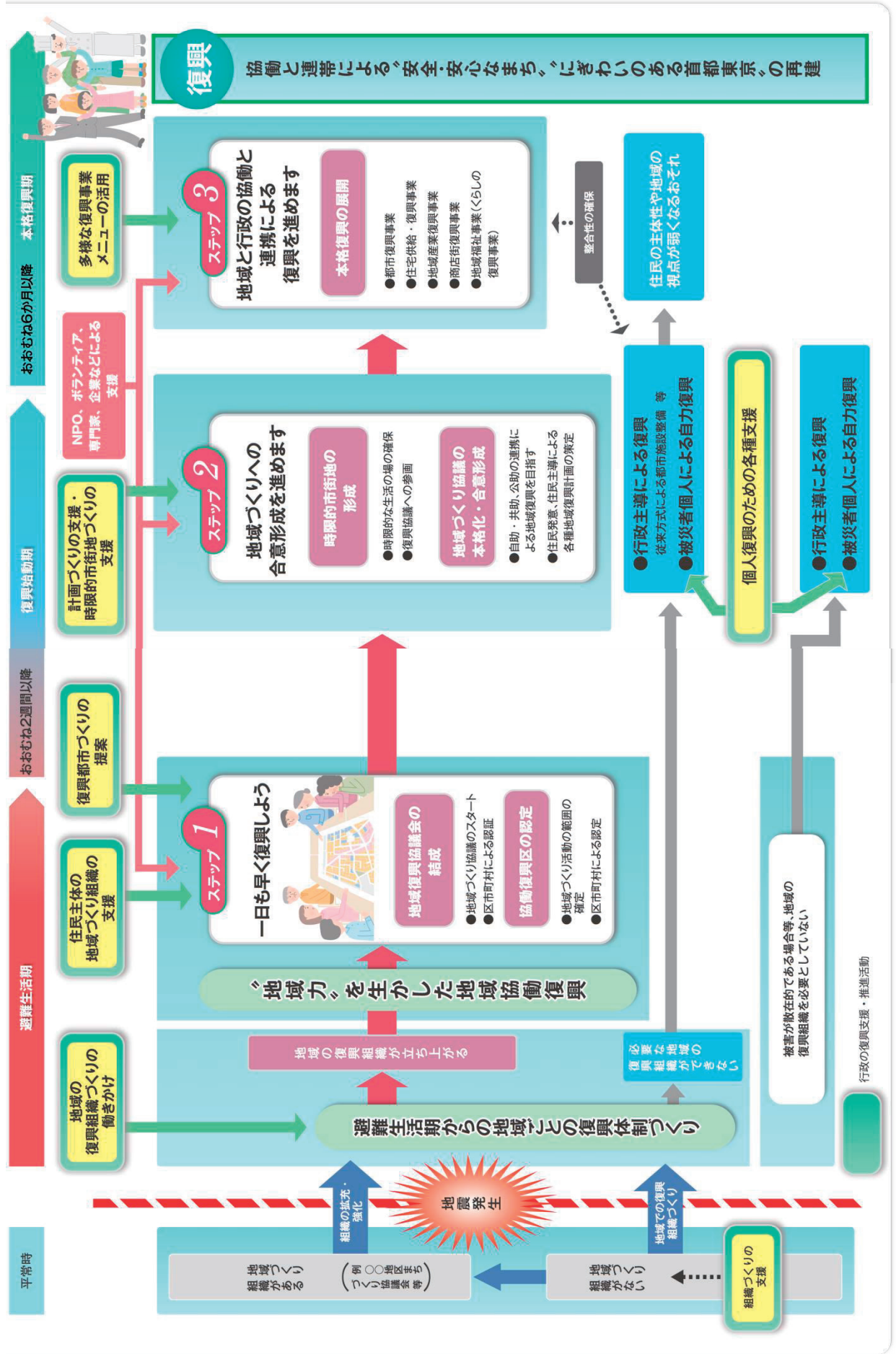
（本文669頁）

（令和4年3月31日）

区 分		数 量	金 額（評価額）	
都 福 祉 保 健 局	食 料 品 ・ 生 活 必 需 品 ・ 医 療 資 器 材	ク ラ ッ カ ー	1,172,790食	186,898,914円
		ク リ ー ム サ ン ド ビ ス ケ ッ ト	1,113,610食	182,635,970円
		ク ッ キ ー	1,299,000食	215,298,000円
		ア ル フ ァ 化 米	2,743,200食	550,258,048円
		即 席 め ん	2,200,000食	320,760,000円
		毛 布	650,423枚	1,716,524,513円
		ビ ニ ー ル ゴ ザ ・ カ ー ペ ット	1,006,476枚	1,073,676,310円
		肌 着	5,280組	3,574,796円
		安 全 キ ャ ン ド ル	36,869本	42,159,787円
		木 炭	2袋	9,040円
		コ ン ロ	6個	14,361円
		な べ セ ッ ト	23,998個	58,828,582円
		や か ん	7,998個	23,708,791円
		簡 易 風 呂 ・ シ ャ ワ ー	30組	89,939,600円
		簡 易 ト イ レ	7,690組	12,879,010円
		折 畳 式 リ ヤ カ ー	100台	9,888,000円
		水 袋 詰 機	5機	44,805,000円
		家 庭 用 テ ン ト	964張	28,903,901円
		ビ ッグ テ ン ト	17張	28,191,100円
		紙 お む つ	370,000枚	22,909,700円
		オ ス ト メ イ ト	8,001枚	7,411,635円
		生 理 用 品	720,000枚	7,128,000円
		調 製 粉 乳	30,072缶	42,234,323円
ほ 乳 び ん	10,000本	5,528,250円		
乳 児 用 液 体 ミ ル ク	5,760缶	1,353,024円		
医 療 資 器 材	254,000人分	519,276,132円		
小計			5,194,794,787円	

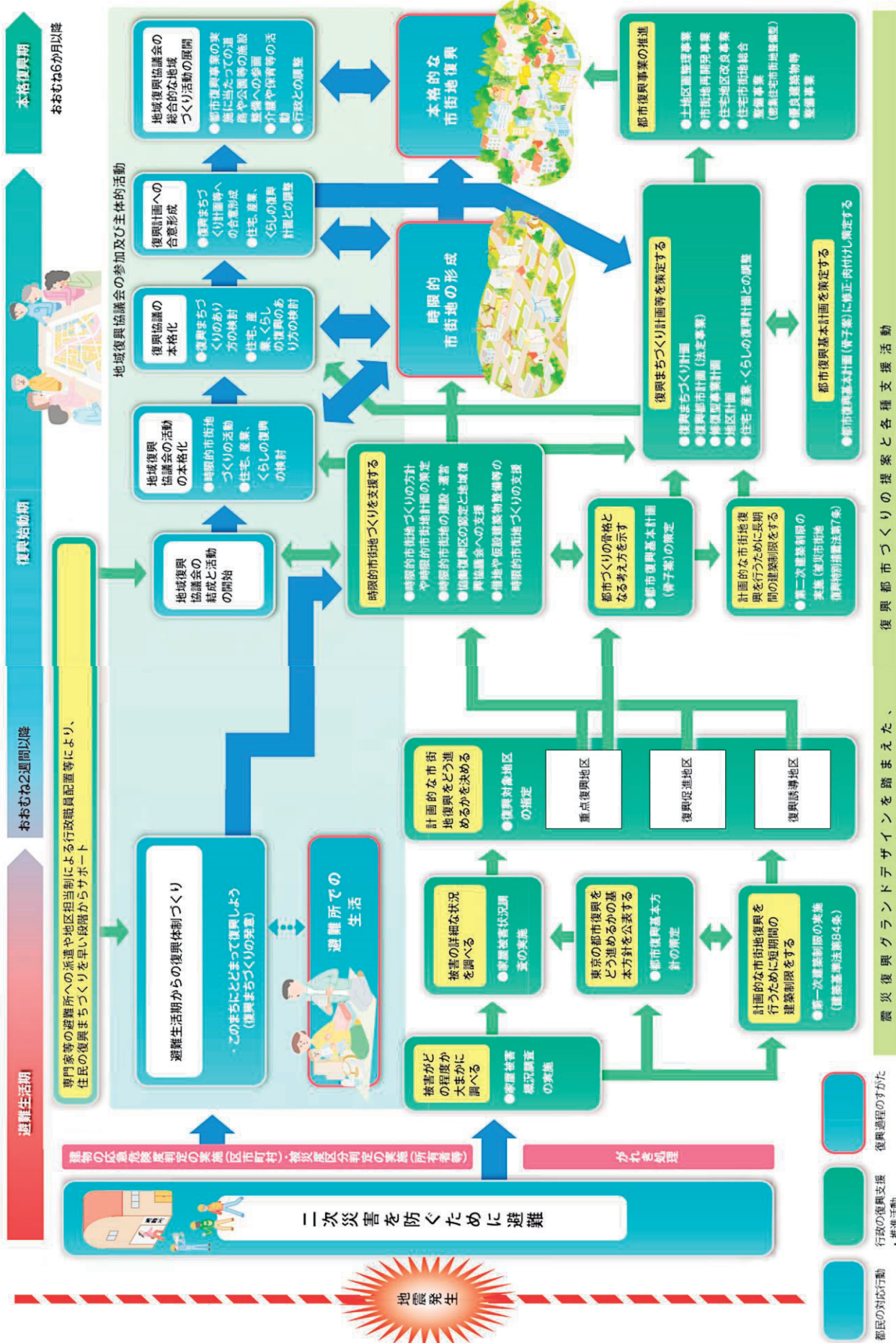
都 務 局	食 料 品 ・ 生 活 必 需 品 ・ 医 療 資 器 材	ク ラ ッ カ ー	174,926食	28,936,310円
		シ ョ ー ト ブ レ ッ ド	175,106食	82,650,314円
		ク リ ー ム サ ン ド ビ ス ケ ッ ト	174,746食	28,859,652円
		ア ル フ ァ 化 米	262,539食	65,478,288円
		保 存 水	1,549,146本	145,784,601円
		毛 布	91,500枚	19,542,600円
		ビ ニ ー ル ゴ ザ ・ カ ー ペ ッ ト	91,000枚	79,519,740円
		組 立 式 簡 易 ト イ レ	442台	1,380,024円
		簡 易 ト イ レ	13,091組	80,192,689円
		紙 お む つ	933袋	4,032,600円
		生 理 用 品	3,541組	4,753,396円
		救 急 セ ッ ト	211組	1,304,280円
		マ ス ク	309,400枚	9,286,200円
		消 毒 シ ー ト	2,023個	1,790,657円
		手 指 消 毒 剤	629本	712,204円
		ほ 乳 び ん	17,596個	4,532,772円
		調 製 粉 乳	1,201缶	3,422,563円
小 計			562,178,890円	
合 計			5,756,973,677円	

(注) 計数は、令和4年3月31日現在の見込額である。



資料第3-2 都市復興（都総務局）

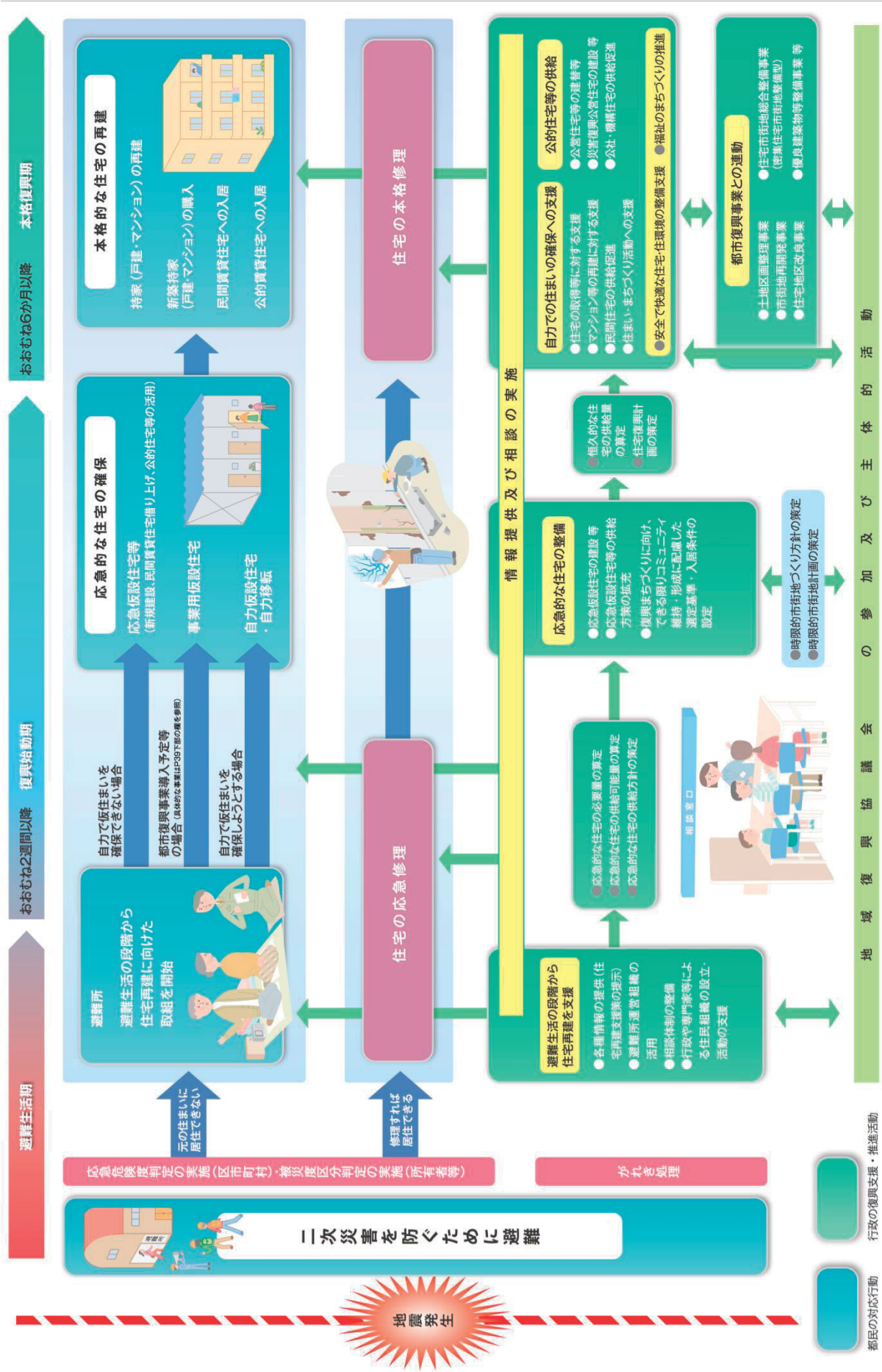
（本文 674 頁）

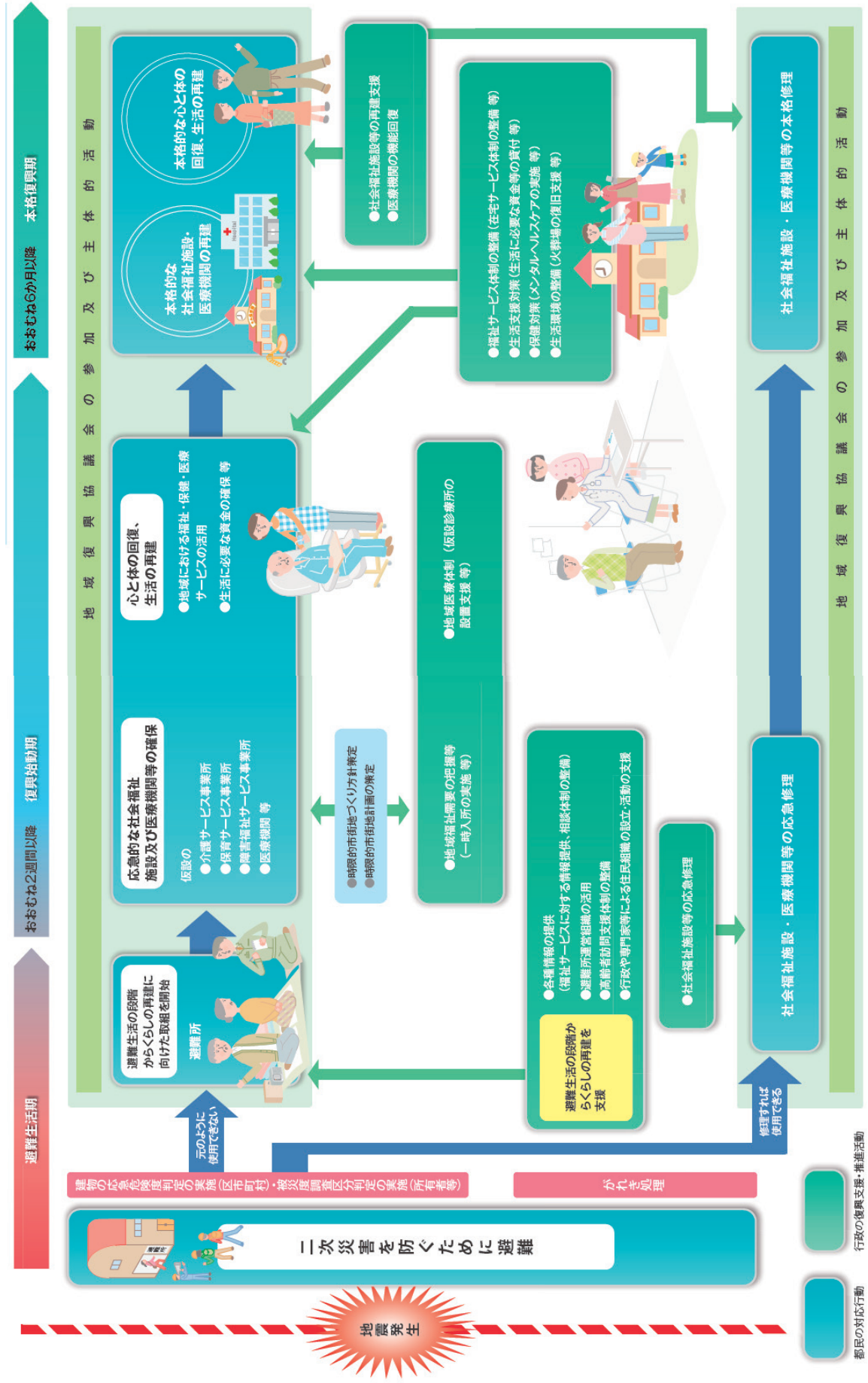


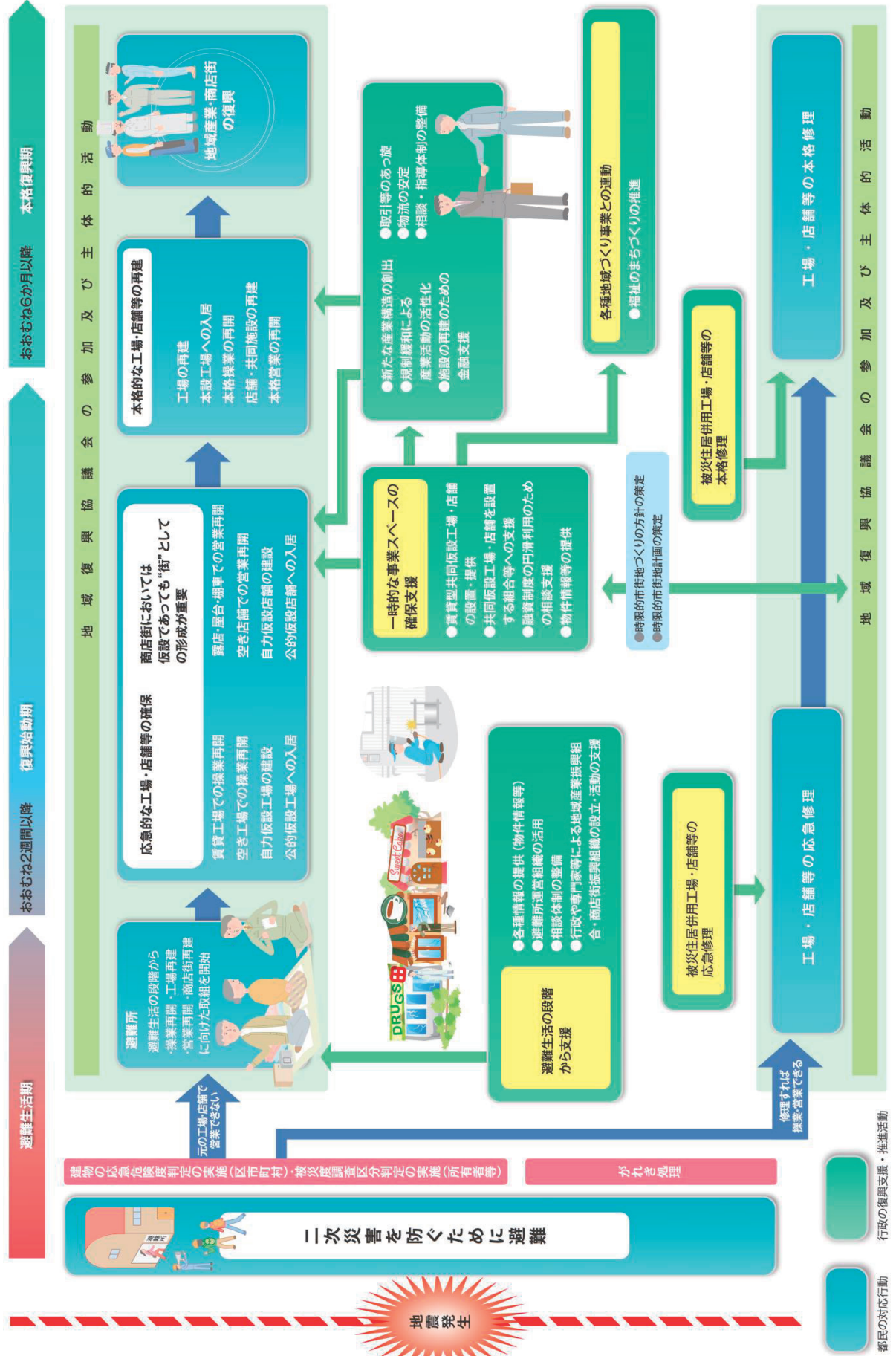
震災復興グラントデザインを踏まえた、復興過程のすかた

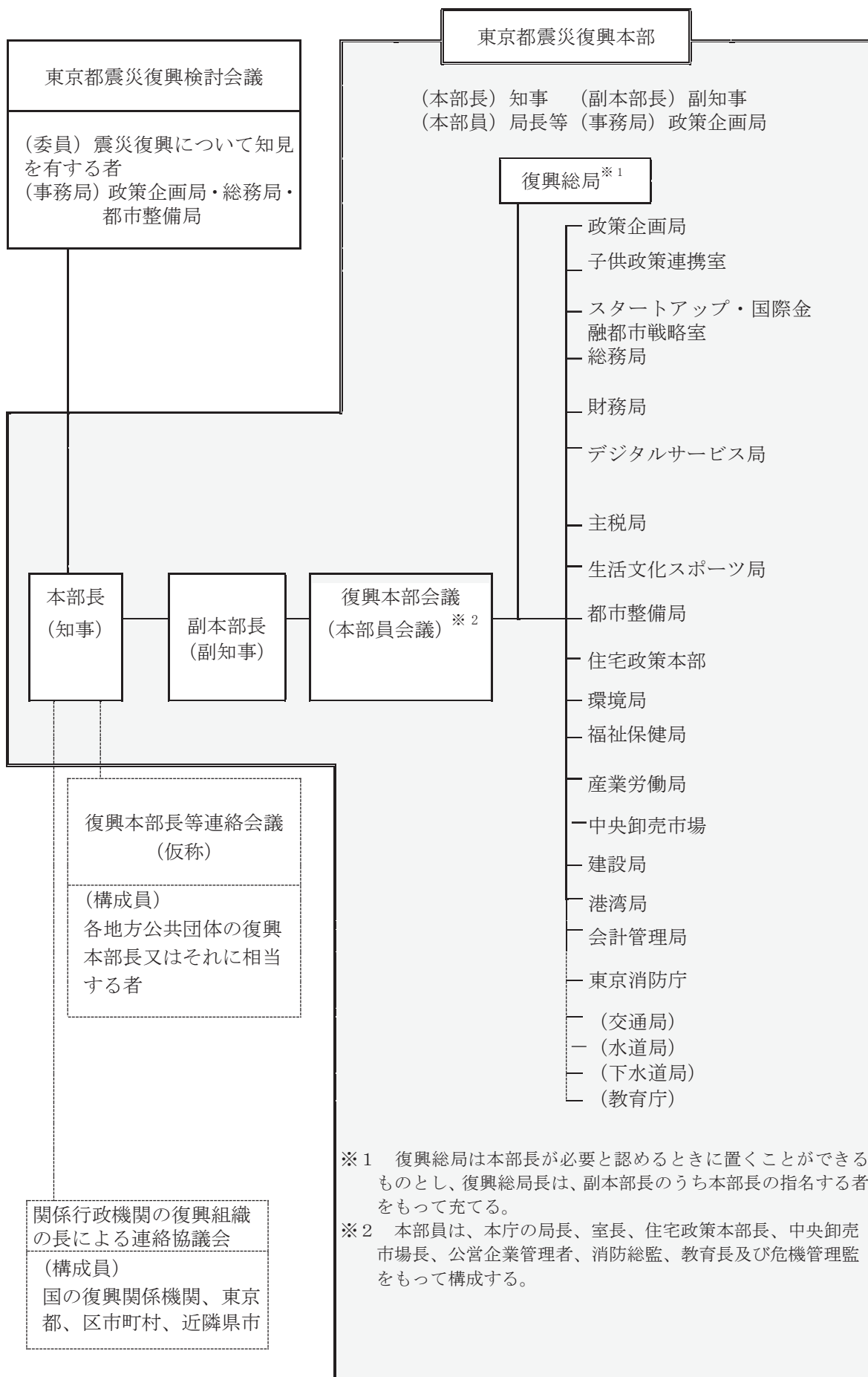
復興の復興支援・推進活動

復興都市づくりの提案と各種支援活動



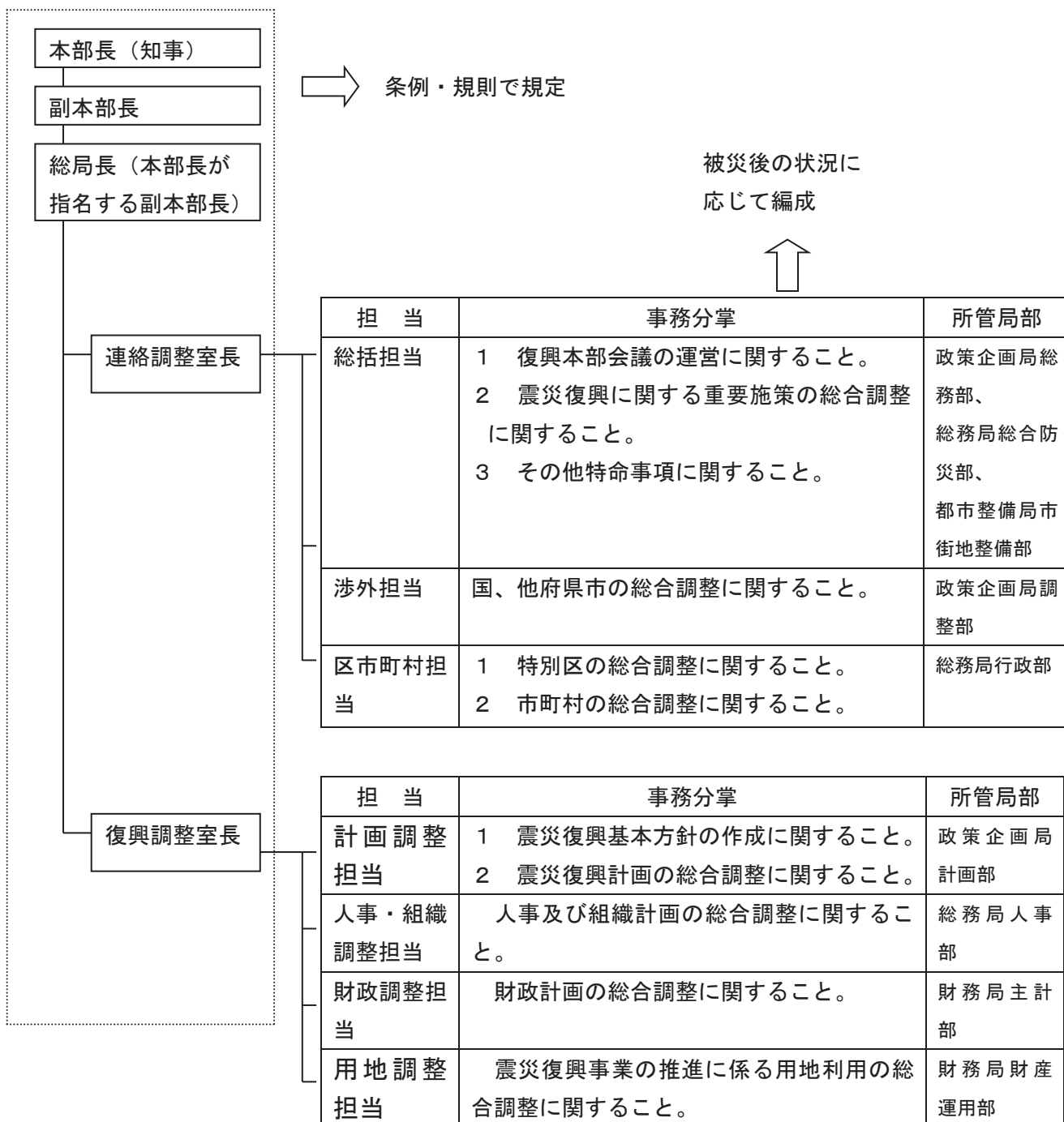






※1 復興総局は本部長が必要と認めるときに置くことができるものとし、復興総局長は、副本部長のうち本部長の指名する者をもって充てる。

※2 本部員は、本庁の局長、室長、住宅政策本部長、中央卸売市場長、公営企業管理者、消防総監、教育長及び危機管理監をもって構成する。



- ※ 1 連絡調整室長及び復興調整室長は、本部長が本庁の局長のうちから任命する。また、担当部長は、事務分掌を所管する局の部長とする。
- 2 復興総局の職員は、本部の職員であり組織規程上の局等の職員のうちから本部長が指名する。
- 3 復興総局の職員の身分は、本部長である局長の指揮監督下にあるとともに、復興総局の局長の指揮監督下にも入るといふ兼務の形態となる。
- 4 復興総局の組織は、被災状況により弾力的に対応する。

局名	相談分野・相談内容
生活文化局	① 復興に関する都政一般相談 ② 復興に関する苦情受付 ③ 情報の提供 ④ 外国人相談 ⑤ 消費生活相談
住宅政策本部	① 住宅総合相談（都区市町村の支援策・応急仮設住宅受付窓口の案内等） ② 再建等のための融資に関する相談 ③ 住宅の修理・解体・撤去に関する相談 ④ 建築制限に関する相談 ⑤ 住宅に係る法律相談や税相談 （支払い中の住宅ローンや不動産取引等に関する相談）
産業労働局	① 中小企業経営相談 ② 商店街（個店）の施設復旧相談 ③ 中小企業の資金融資等についての相談 ④ 労働相談 ⑤ 生活資金相談 ⑥ 職業訓練に関する相談 ⑦ 就業相談
福祉保健局	① 福祉相談（生活再建支援金、災害援護資金、生活福祉資金等） ② 福祉相談（生活保護） ③ 障害者相談 ④ 高齢者相談（介護保険制度等） ⑤ メンタルヘルスケア ⑥ こども相談 ⑦ 保健・医療相談（育児相談） ⑧ 保健・医療相談（健康相談） ⑨ 衛生相談（食品衛生） ⑩ 衛生相談（麻薬・覚せい剤・毒物・劇物の取り扱い） ⑪ 衛生相談（環境衛生） ⑫ 衛生相談（動物の保護・譲渡・飼育） ⑬ 衛生相談（感染症の予防・治療・まん延防止）
主税局	① 都税に関する相談（減免措置、徴収猶予等の相談）
教育庁	① 教育相談（授業再開予定、就学・転校手続き、授業料減免措置）

指定・公示日 平成 26 年 3 月 31 日（内閣府告示第 21 号）

都府県	市町村
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曾郡上松町、同郡南木曾町、同郡大桑村、同郡木曾町
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町
静岡県	全域
愛知県	全域
三重県	全域
滋賀県	全域

京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町
奈良県	全域
和歌山県	全域
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県	全域
香川県	全域
愛媛県	全域
高知県	全域
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町
宮崎県	全域
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東

	串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

指定・公示日 平成 26 年 3 月 31 日 (内閣府告示第 22 号)

都府県	市町村
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
千葉県	館山市、南房総市、安房郡鋸南町
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町
愛知県	豊橋市、田原市、知多郡南知多町
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
兵庫県	洲本市、南あわじ市
和歌山県	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田郡湯浅町、同郡広川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、同郡古座川町、同郡串本町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町
愛媛県	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町
高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡芸西村、高岡郡中土佐町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡黒潮町

大分県	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町
鹿児島県	西之表市、志布志市、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町

資料第4-2 東海地震に係る地震防災対策強化地域（都総務局）（本文777頁）

1 昭和54年8月7日付指定（総理府告示第26号）

昭和53年6月15日、大震法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、強化地域の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災事前対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、東海地震（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6弱以上と予想される地域（6県167市町村）が、強化地域として指定された。

2 平成14年4月24日付追加指定（内閣府告示第12号）

平成13年12月の中央防災会議において、東海地震に関する専門調査会（平成13年3月設置）から、東海地震に係る想定震源域が見直され「震度6弱以上となる地域が西側に拡大するとともに、高い津波が発生する地域も拡大する」との報告がなされた。

平成14年4月の中央防災会議において、強化地域は、大震法第3条第1項に「著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する地域」とされていることに鑑み、以下の基準に基づき、新たに96市町村が指定され、8都県263市町村となった（平成24年4月1日現在 8都県157市町村）。

(1) 地震の揺れによる被害

木造建築物等が一般的に著しい被害を被る揺れという見地から、震度6弱以上の揺れが発生する地域（この基準は、従来どおりであるが、想定震源域見直しに伴い指定地域が拡大した。）

(2) 津波による被害

大津波（3m以上）若しくは満潮時に地上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、地震発生から20分以内に津波が襲来するおそれのある地域

(3) 一体的な防災体制の確保等の観点

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制が執れる地域については、一体的な防災体制等を執るべき地域を併せて強化地域とするのが妥当であるとした。

都においては新島村、神津島村及び三宅村が、上記(2)に該当するとして、強化地域に指定されたものである。

指定・公示日 平成 14 年 4 月 24 日 (内閣府告示第 12 号)

都府県	市町村
東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡下條村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県	全域
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、桑名郡木曾岬町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町

※平成24年 4 月 1 日現在

計 8 都県 1 5 7 市町村

資料第 4-3 警戒宣言、地震予知情報について（東京管区気象台）（本文787頁）

1 地震予知体制

大規模地震対策特別措置法第33条に基づき、現在「東海地震」に対して気象庁が行っている地震の予知体制は、地震の前兆現象を捕捉するための各種観測データを監視する体制と、異常が現れた場合に、これが大地震の前ぶれであるかどうかなどについての判断をするための判定組織から成っている。

「東海地震」の前兆現象を捉えるため、東海地域及びその周辺に展開されている観測網から地震、地殻岩石歪、傾斜、伸縮、検潮及び地下水の各種観測データが、リアルタイムで気象庁にテレメータされており、24時間体制で異常の有無が監視されている。

これらの観測は、気象庁のほか、地方公共団体、東京大学、名古屋大学、防災科学技術研究所、国土地理院及び産業技術総合研究所などにより実施されている。

判定組織としては、地震防災対策強化地域判定会（気象庁長官の私的諮問機関、以下「判定会」という）が設置されている。判定会は、地震に関する専門家である、会長及び委員5名で構成されており、いつでも気象庁に参集できるよう体制が整えられている。

2 東海地震に関連する情報

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

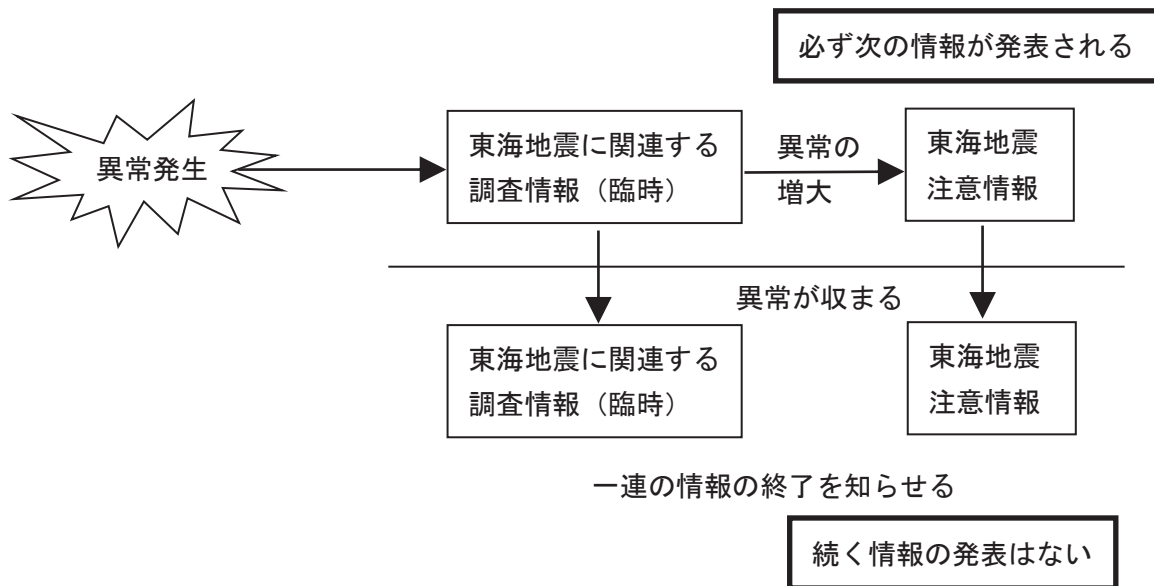
気象庁では、観測データに何らかの注目すべき異常が現れてはいるが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合などに東海地震関連する調査情報（臨時）を発表する。

(2) 東海地震注意情報

異常が進んで、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に東海地震注意情報を発表する。

また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合、解除情報である旨を明記して東海地震注意情報を発表する。

東海地震に関連する調査情報（臨時）と東海地震注意情報の発表形態



(3) 東海地震予知情報

東海地震予知情報の内容については、警戒宣言発令とほぼ同時に発表され、気象庁長官から詳しい技術的説明が行われるが、これには次のような事柄が含まれることになっている。

すなわち、

- (1) 地震が発生するおそれがあると認められる旨及びその理由
- (2) 地震が発生するおそれがあると認められる時期
- (3) 震源域
- (4) 地震の規模
- (5) 地震が発生した場合に予想される地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）における震度
- (6) 地震の発生により生ずるおそれのある津波の予想
- (7) その他

このうち、(2)の「時期」を除いた(3)以下の各項目については、一つのモデルが想定されている。地震が発生するおそれがあると思われる「時期」は、防災対策上も重要な事柄であるが、現在の予知技術水準で、これをはっきり予想するのは甚だ困難である。

過去の地震の例では、直前の前兆現象から地震発生までの時間は、短い場合で数時間、長くても、2、3日以内であった例が多い。

そこで、「時期」については、「数時間以内」と「2、3日以内」と2通りの場合が考えられている。

異常現象の現れ方が、広範囲に活発で、事態がひっ迫していると判断された場合には「数時間以内」と表現されることもあるかも知れないが、一般には「2、3日以内」になるものと思われる。

ただし、この場合でも、はじめの数時間あるいは1日ぐらいの間はまだ大丈夫という意味ではなく、警戒宣言の発せられた時点から2、3日以内という意味である。

なお、警戒宣言が発せられた後、その後の観測データの解析・検討の結果、当該地震について「新たな事態」が生じた場合には、気象庁長官は、「地震予知情報」として内閣総理大臣に報告しなければならないことになっている。「新たな事態」とは、

(1) 予想された大規模地震の発生の時期がさらに遅れることが予想される

(2) 異常現象が正常に戻るなど、地震の発生するおそれがなくなると認められた場合である。(1)の場合には、状況に応じて臨機の措置が執られることになるであろうが、(2)の場合には、「警戒解除宣言」が発せられ、警戒態勢は解かれ、応急措置は中止されることになる。

警戒宣言が発せられた後でも、気象庁では観測データを24時間監視し解析・検討が続けられ、地震活動や地殻変動の状況や推移等を「東海地震予知情報」として、関係機関や一般の利用に供するために発表する。

「東海地震予知情報」には事態の推移等が説明されるので、情報を正しく解釈し、冷静に行動することが必要である。

3 警戒宣言

判定会が、強化地域に係る大規模な地震の発生するおそれがあると判定した場合には、これに基づいて、気象庁長官は、直ちに「地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は閣議に諮ったうえで、地震災害に関する警戒宣言を発することになる。

警戒宣言文の一例

東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発令します。
本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

資料第4-4 東海地震における津波避難勧告文例、津波に対する心得（都総務局）
（本文787頁）

① 津波警報時避難勧告文例

〔同報無線・自動放送〕

こちらは、〇〇町（村）役場です。

ただいま、大きな地震がありました。

〇〇地区の住民の皆さんは、津波の危険がありますので、直ちに〇〇へ（高台など安全な場所に）避難してください。

（繰返し放送）

〔同報無線〕

こちらは、〇〇町（村）の警戒本部です。

〇〇時〇〇分、〇〇島に津波警報が出されました。

〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに〇〇へ（高台など安全な場所に）避難してください。

（繰返し放送）

〔広報車〕

こちらは、〇〇町（村）の広報車です。

（本文、同報無線に同じ）

（注）避難広報は対象地域に限定して、広報車などで集中的に実施するほか、戸別連絡を行うことが望ましい。

② 警戒宣言時の津波避難勧告文例

〔同報無線〕

こちらは、〇〇町（村）警戒本部です。

ただいま、東海地震の警戒宣言が発令されました。

これによりますと、駿河湾沖を震源域とする大地震が2、3日（または数時間）以内に発生する恐れがあります。この地震が起こるとこの地域では、大津波の到来が予想されますので、住民の皆さんは直ちに避難の準備をして下さい。

特に、〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに海浜を離れ、〇〇へ（高台など安全な場所に）避難できるよう準備をして下さい。

（繰返し放送）

〔広報車〕

こちらは、〇〇町（村）の広報車です。

ただいま、東海地震の警戒宣言が発令されました。

これによりますと、駿河湾沖を震源域とする大地震が2、3日（または数時間）以内に発生する恐れがあります。この地震が起こるとこの地域では、大津波の到来が予想されますので、住民の皆さんは直ちに避難の準備をして下さい。

特に、〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに海浜を離れ、〇〇へ（高台など安全な場所に）避難できるよう準備をして下さい。

（繰返し放送）

③ 津波に対する心得

1 一般編

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台など安全な場所に避難すること。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台など安全な場所に避難すること。
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や、磯釣りは、危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。

2 船舶編

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外へ退避する。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、すぐ港外へ退避する。（注1）
- (3) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (4) 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。（注2）
津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

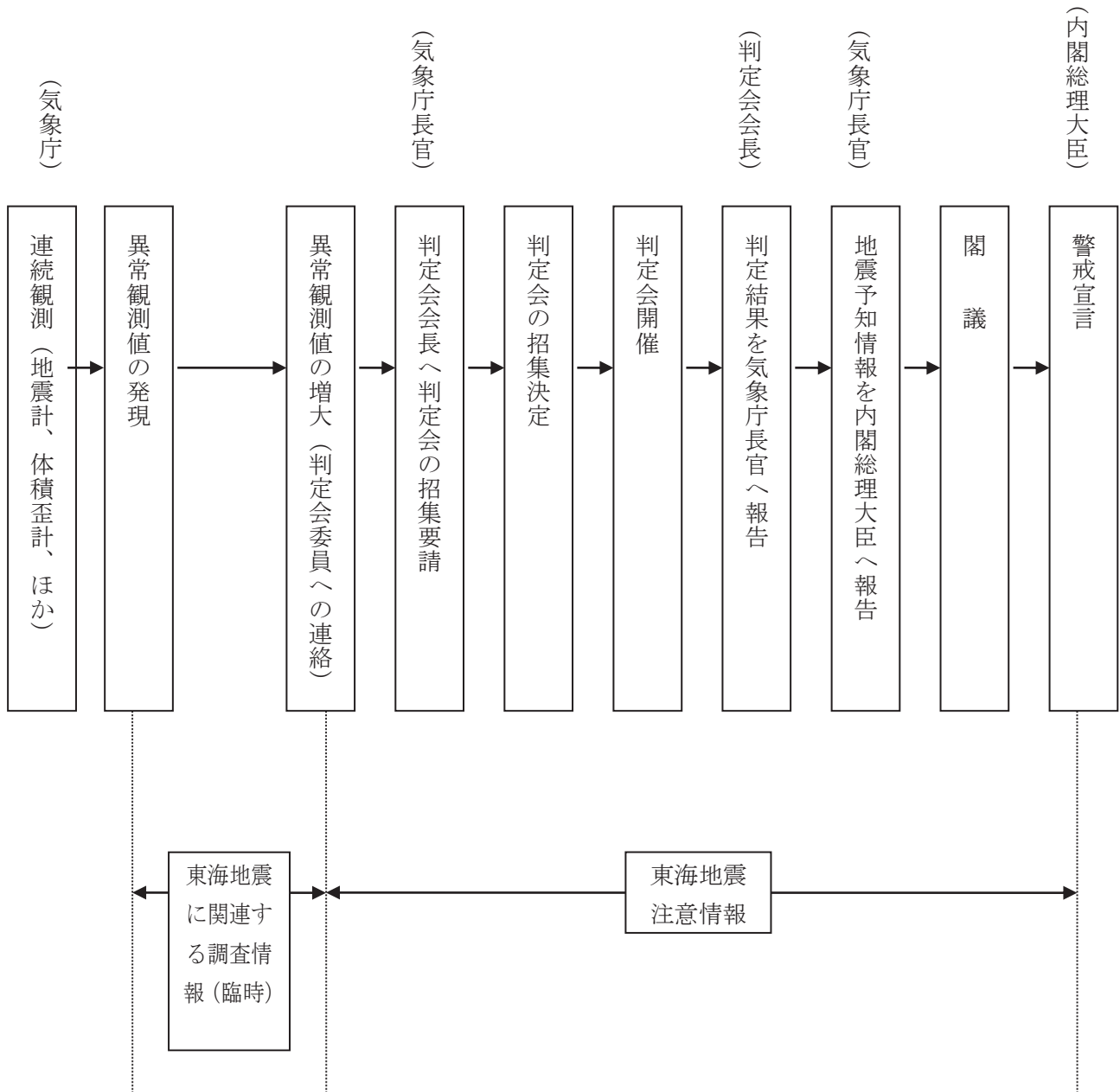
（注1）港外：水深の深い、広い海域

（注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

東海地震の場合、本震発生後10分以内に津波が到達すると予想されているので、船は放置して高台に避難すること。

資料第4-5 異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス（東京管区気象台）

（本文805頁）



資料第4-6 予知情報の発表に伴うコメント案文（都総務局）（本文846頁）

① 警戒宣言が発せられたときの知事コメント案文

都民の皆様、東京都知事の〇〇〇〇〇〇です。

内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意してください。その他の島しょ地域についても津波には十分注意してください。

都内のその他の地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きいゆれがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

東京都と各区市町村においては、すでに警戒本部等を設置しております。

地震が何時起きてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。

地震が起きましてもあわてずに落ちついて行動してください。

② 注意情報が発せられたときの危機管理監コメント案文

都民の皆様、東京都危機管理監の〇〇〇〇〇〇です。

内閣官房長官から、東海地震の発生に備えて「準備行動を行なう」旨の発表がなされております。

都においても、「警戒宣言」が発せられた場合に、直ちに対応できる態勢を整えておりますので、都民の皆様は落ち着いて行動してください。

状況が確定するまで、旅行の自粛や学生の登下校の安全確保に留意してください。

また、交通機関の運行状況を把握し、帰宅等に備えてください。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので、十分に注意してください。

その他の島しょ地域についても津波には十分注意してください。

都内のその他の地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられますので、家庭や事業所において、火元や危険物の管理、家具の固定等の安全対策を行なってください。

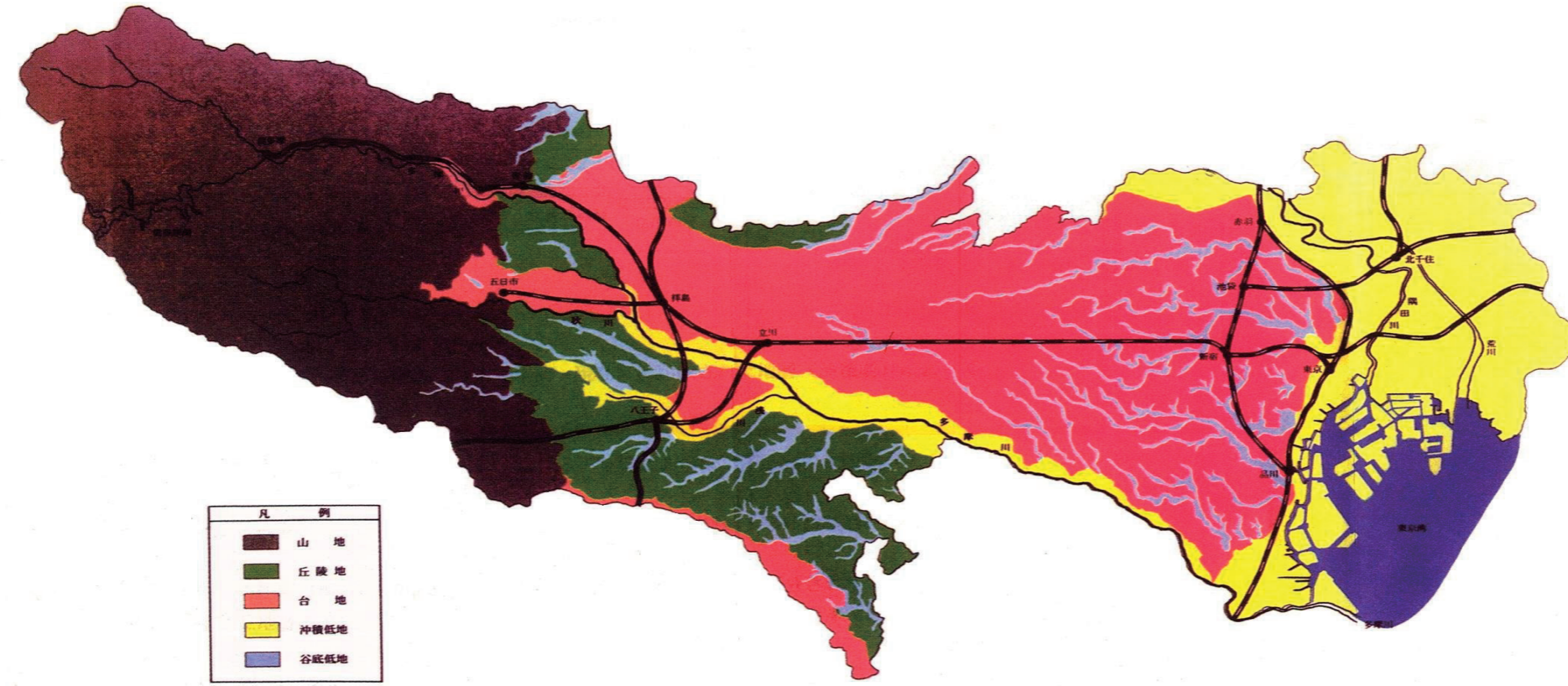
なお、内閣総理大臣が警戒宣言を発令した場合、または、準備体制を解除した場合は、直ちに皆様にお知らせしますので、ラジオ、テレビ等のニュースに注意してください。

都民の皆様、東京都危機管理監の〇〇〇〇です。

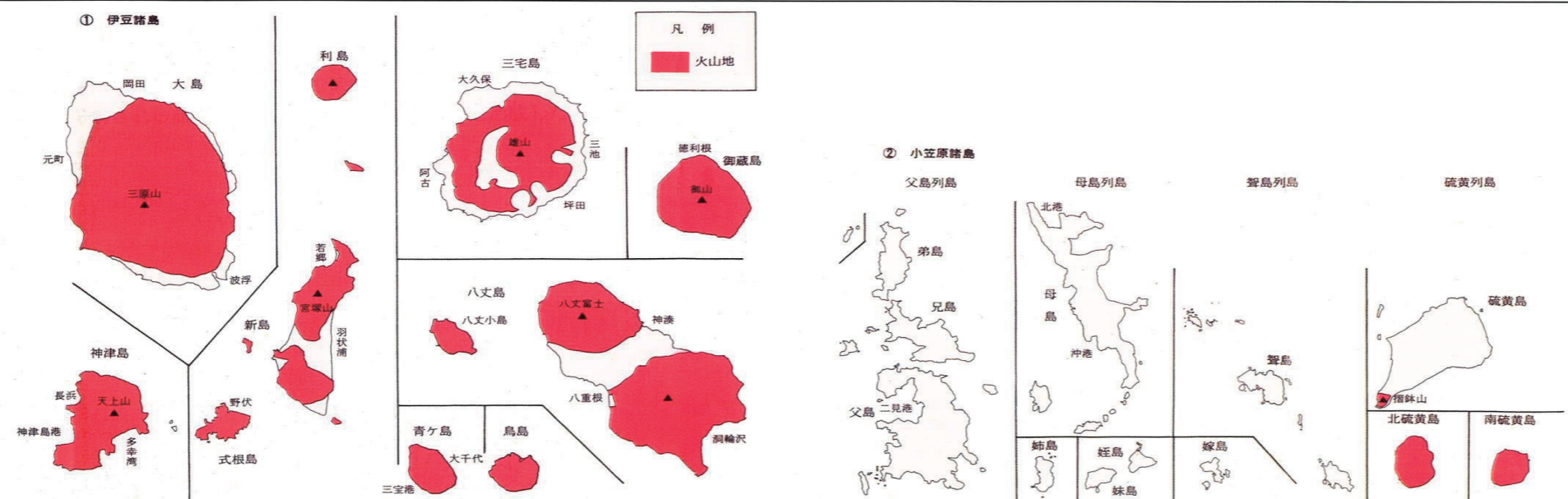
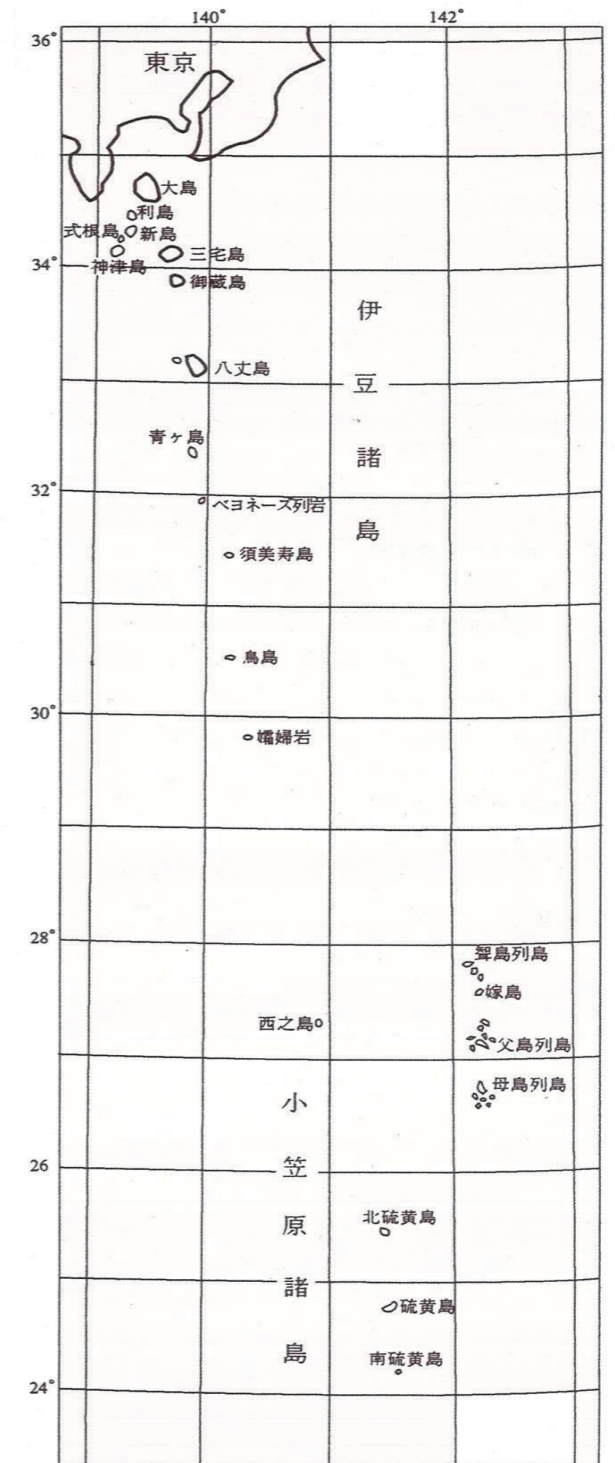
政府より、東海地震準備体制を解除する旨の発表がなされております。

これを受けて都も災害即応体勢等の準備体制を解除したので、お知らせします。

交通機関の運行状況等が平常に戻るまで、引続きラジオ、テレビ等のニュースに注意し、落ち着いて行動してください。

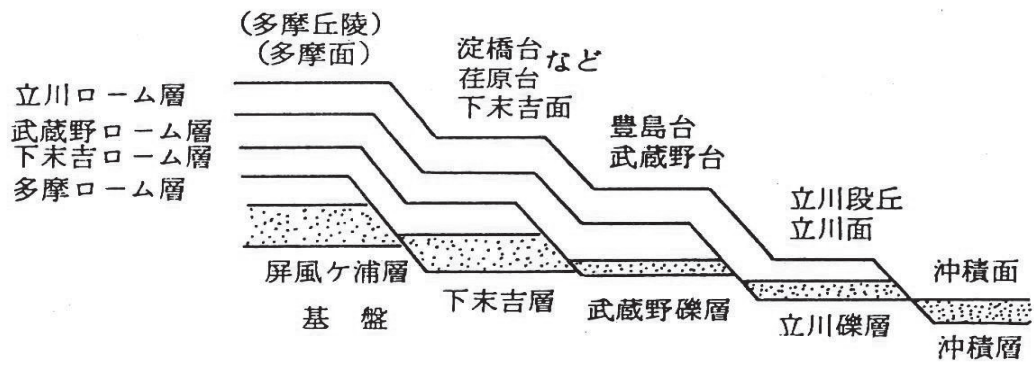


位置図



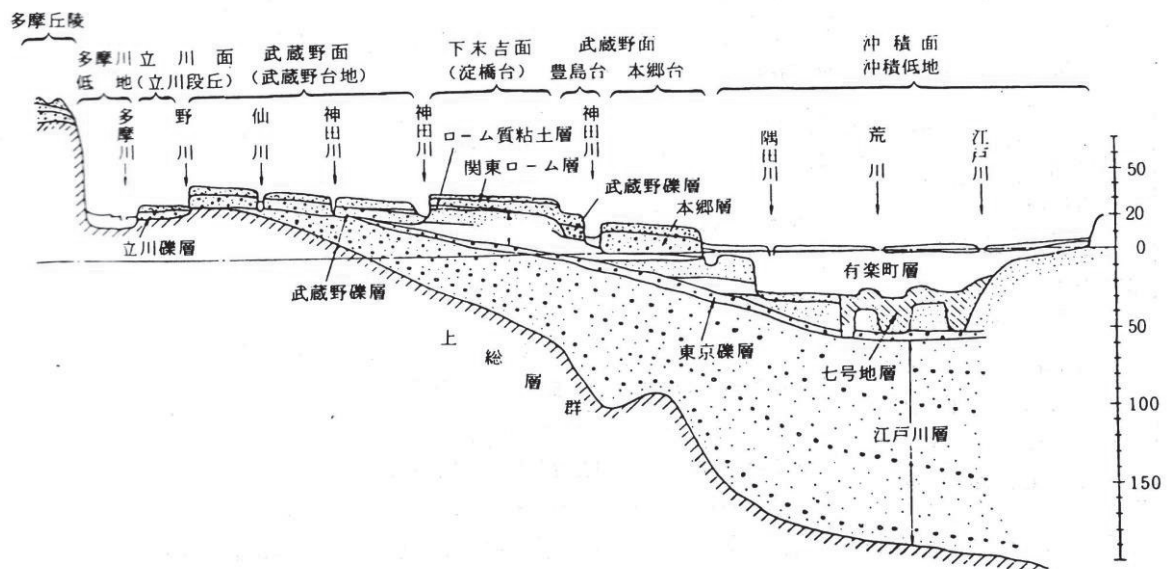
資料図2 模式地質断面図 (都総務局)

(本文5頁)



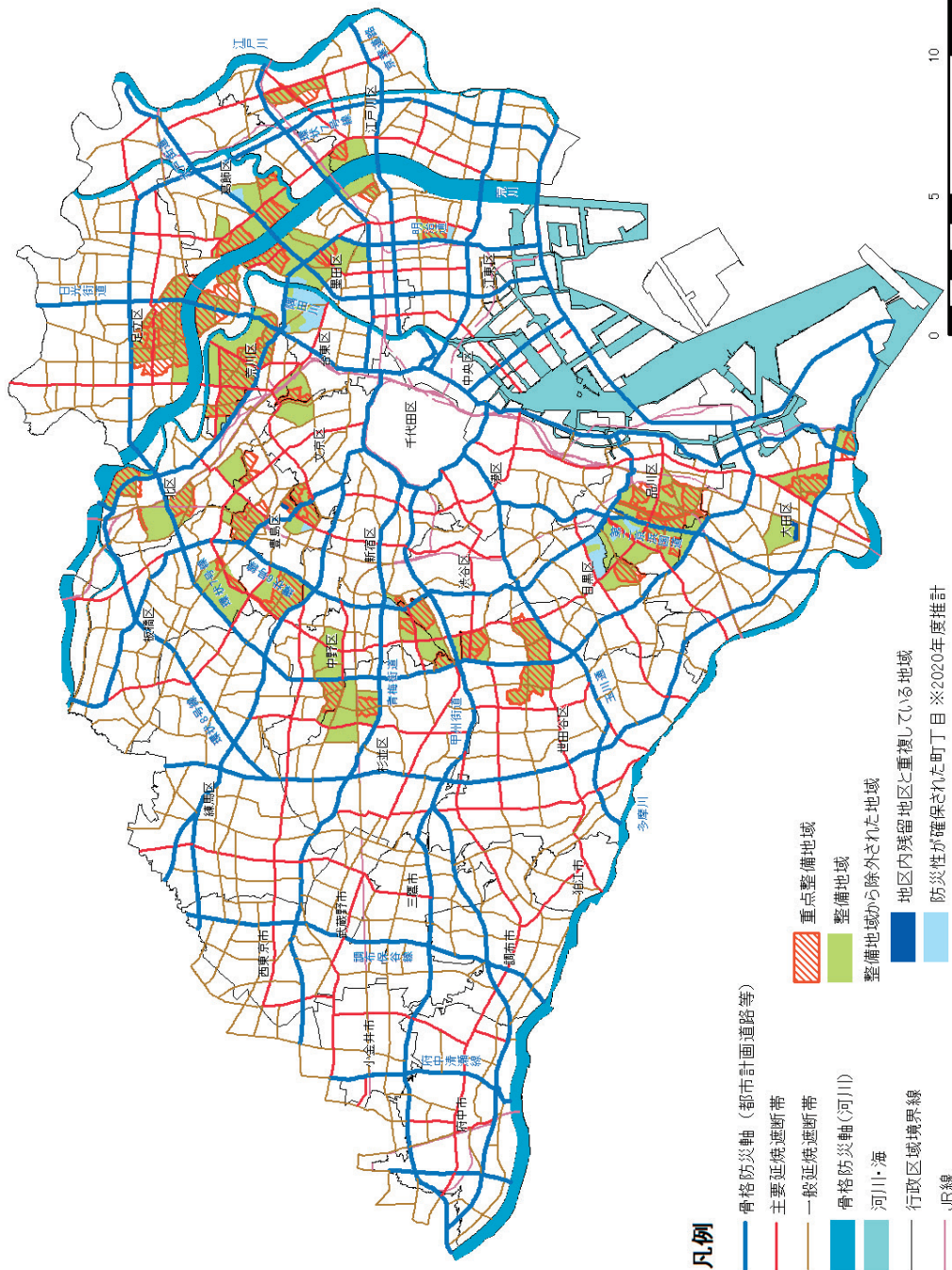
資料図3 関東ローム層と段丘との関係 (都総務局)

(本文5頁)



資料図4 防災都市づくり推進計画（都都市整備局）

(本文117頁)



凡例

骨格防災軸（都市計画道路等）

主要延焼遮断帯

一般延焼遮断帯

骨格防災軸（河川）

河川・海

行政区境界線

JR線

重点整備地域

整備地域

整備地域から除外された地域

地区内残留地区と重複している地域

防火性が確保された町目 ※2020年度推計

資料図5 東京都立公園・庭園 配置図 (R5.4.1 現在) ※番号は開園順(都建設局)

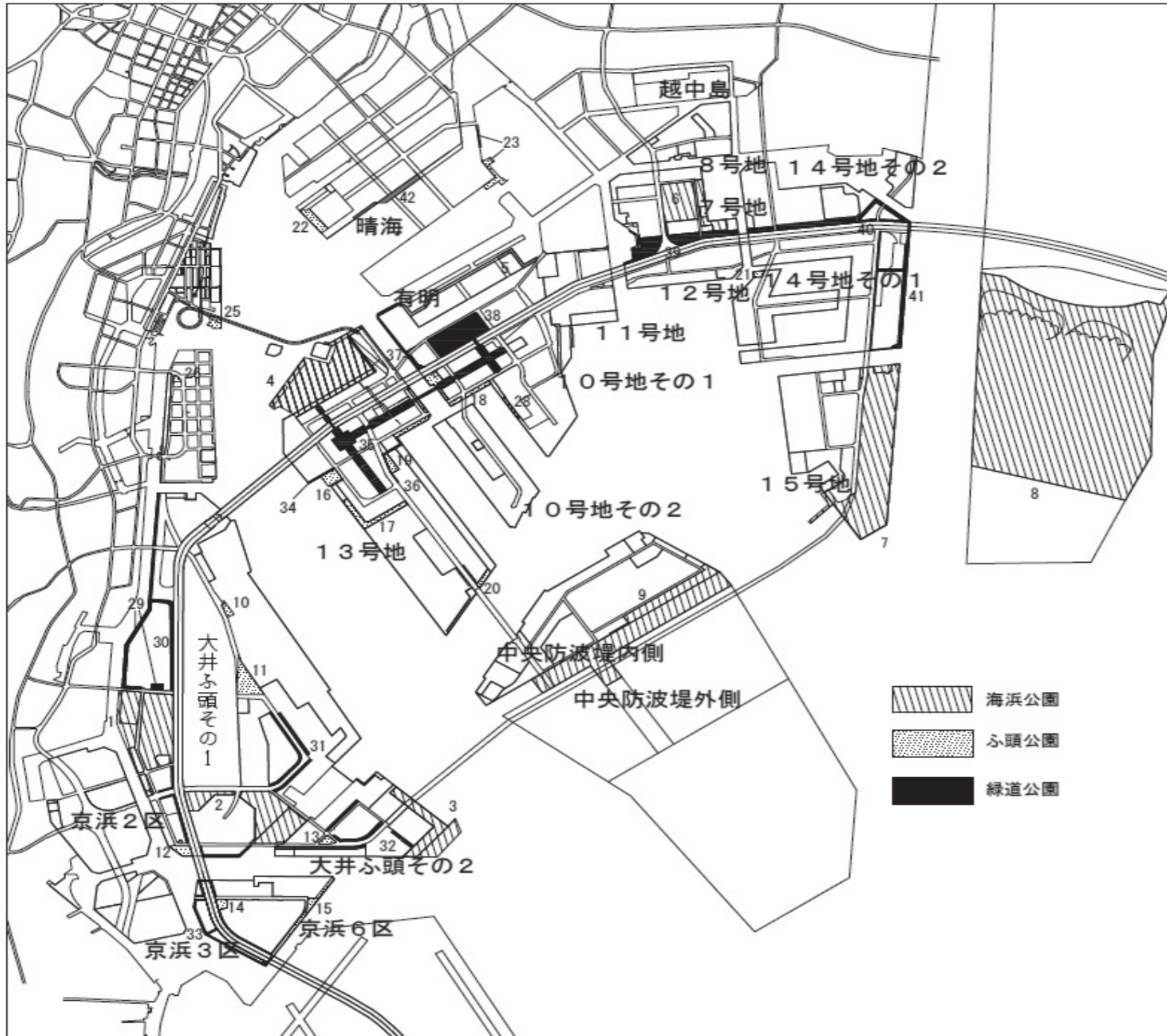
(本文135頁)



注:この図はデフォルムしてあります。
 ※ 下線は、大規模救出救助活動拠点(破線は候補地)
 ㊿は、基幹的広域防災拠点

資料図6 海上公園配置図（都港湾局）

(本文135頁)

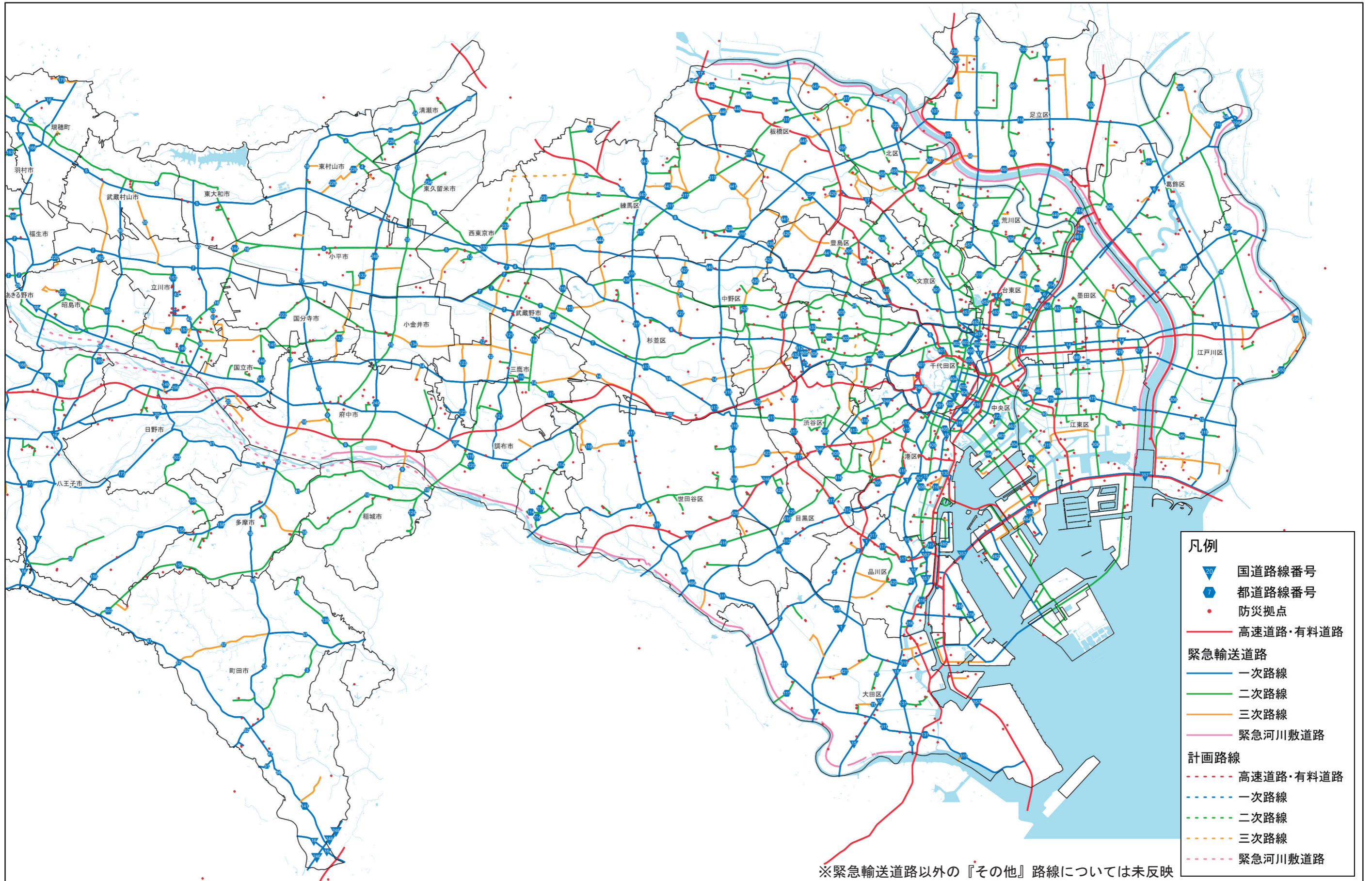


(令和5年4月1日現在)

種別	計画	公園名	面積(m ²)	
海浜公園	1	大井ふ頭中央海浜公園	454,271.75	
	2	東京港野鳥公園	363,108.79	
	3	城南島海浜公園	199,532.56	
	4	お台場海浜公園	510,809.79	
	5	有明親水海浜公園	19,092.86	
	6	辰巳の森海浜公園	206,851.25	
	7	若洲海浜公園	830,177.65	
	8	葛西海浜公園	4,117,473.01	
	9	海の森公園	669,006.12	
			7,370,323.78	
ふ頭公園	10	コンテナふ頭公園	2,383.00	
	11	みなとが丘ふ頭公園	50,265.00	
	12	東海ふ頭公園	22,694.18	
	13	城南島ふ頭公園	7,139.71	
	14	京浜島ふ頭公園	12,577.15	
	15	京浜島つばさ公園	25,037.00	
	16	青海北ふ頭公園	25,812.00	
	17	青海南ふ頭公園	43,760.40	
	18	水の広場公園	78,387.11	
	19	青海中央ふ頭公園	12,450.00	
	20	暁ふ頭公園	15,502.30	
	21	新木場公園	7,596.34	
	22	晴海ふ頭公園	35,501.81	
	23	春海橋公園	23,967.84	
	25	芝浦南ふ頭公園	9,925.71	
	26	品川北ふ頭公園	5,950.00	
	28	有明西ふ頭公園	10,288.00	
				389,237.55
	緑道公園	29	京浜運河緑道公園	83,832.98
		30	大井ふ頭緑道公園	32,662.00
		31	東海緑道公園	43,890.31
		32	城南島緑道公園	19,959.95
		33	京浜島緑道公園	31,562.27
		34	東八潮緑道公園	4,879.00
		35	シンボルプロムナード公園	264,446.73
		36	青海緑道公園	6,251.00
		37	有明北緑道公園	26,143.67
		38	有明テニスの森公園	163,341.64
39		辰巳の森緑道公園	145,503.24	
40		夢の島緑道公園	104,335.30	
41		新木場緑道公園	63,074.10	
42		晴海緑道公園	34,021.17	
			1,023,903.36	
合計(40公園)			8,783,464.69	

緊急道路障害物除去路線図 1 / 2

令和5年3月現在

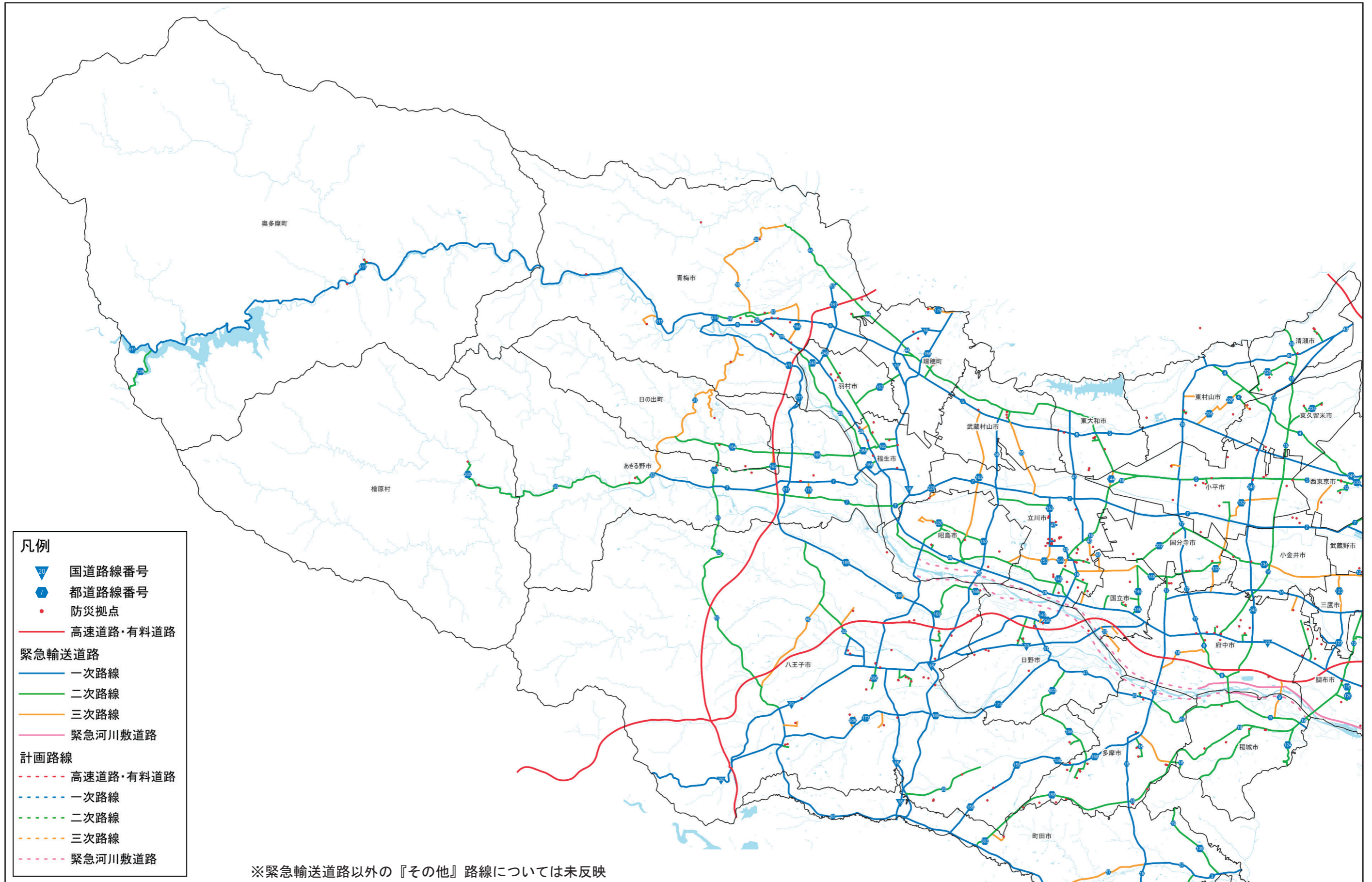


1:150,000

0 5 10 15 20 km

緊急道路障害物除去路線図 2 / 2

令和5年3月現在

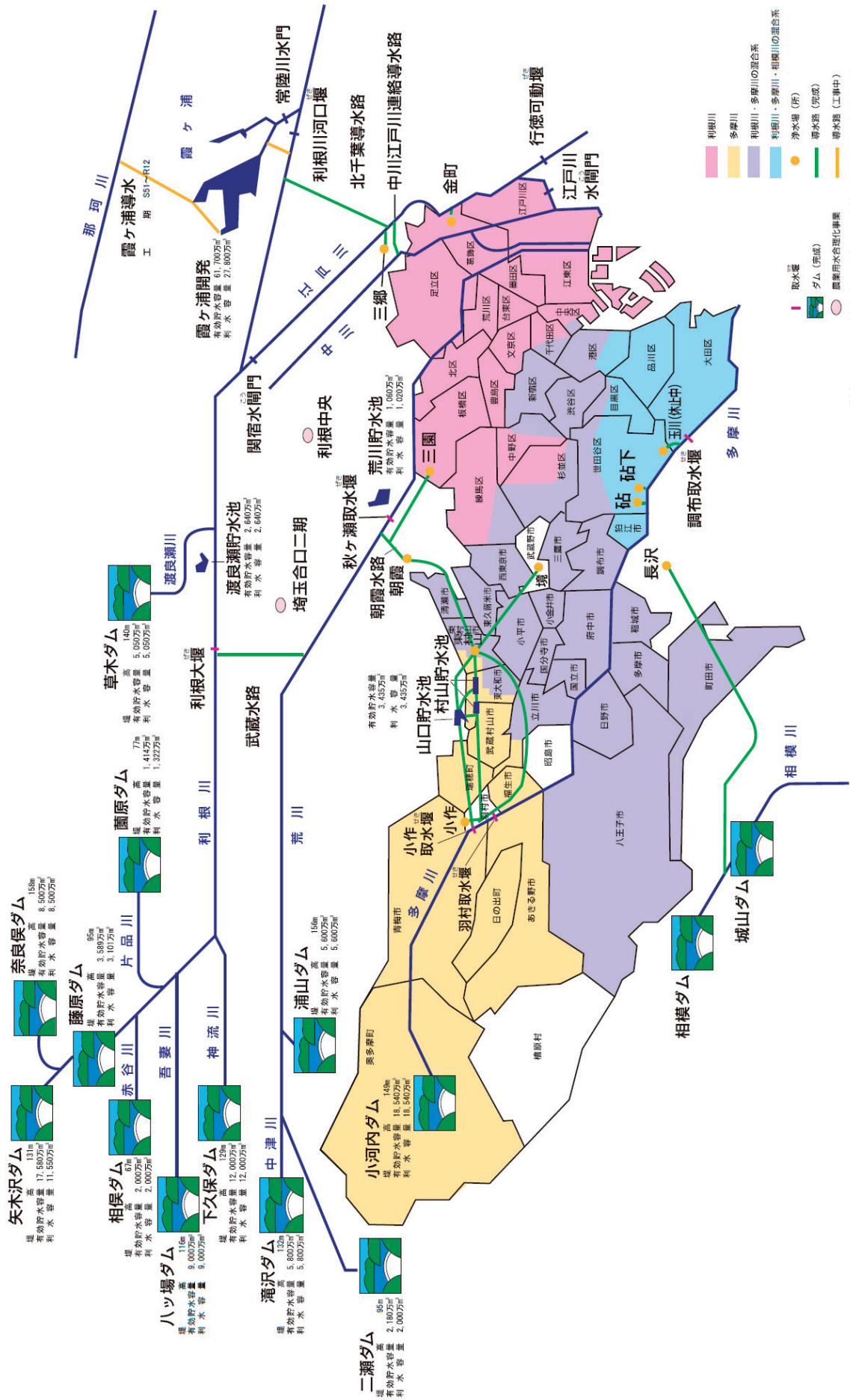


1:150,000

0 5 10 15 20 km

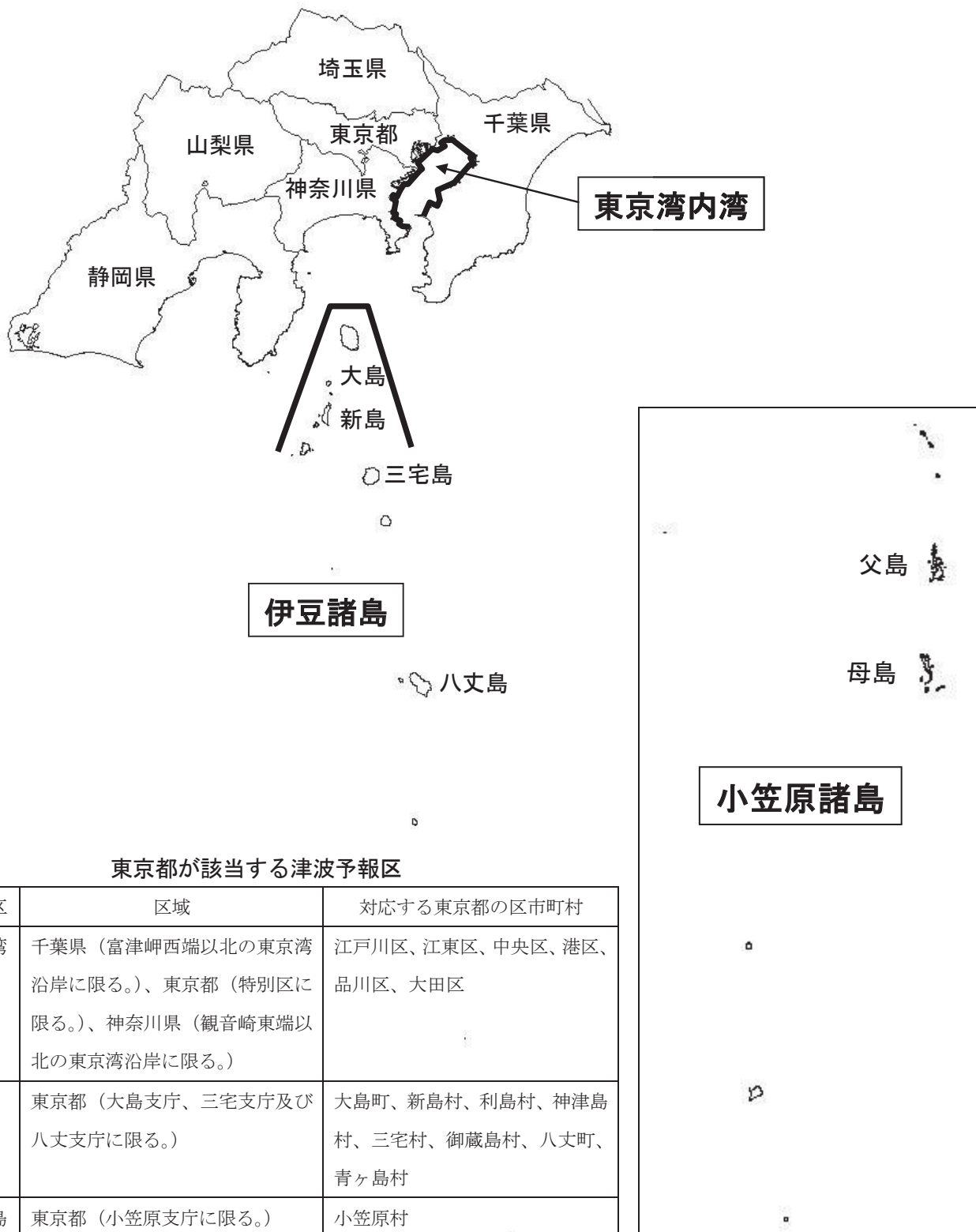
資料図8 水道水源と水系別給水区域概要図 (都水道局)

(本文218頁)



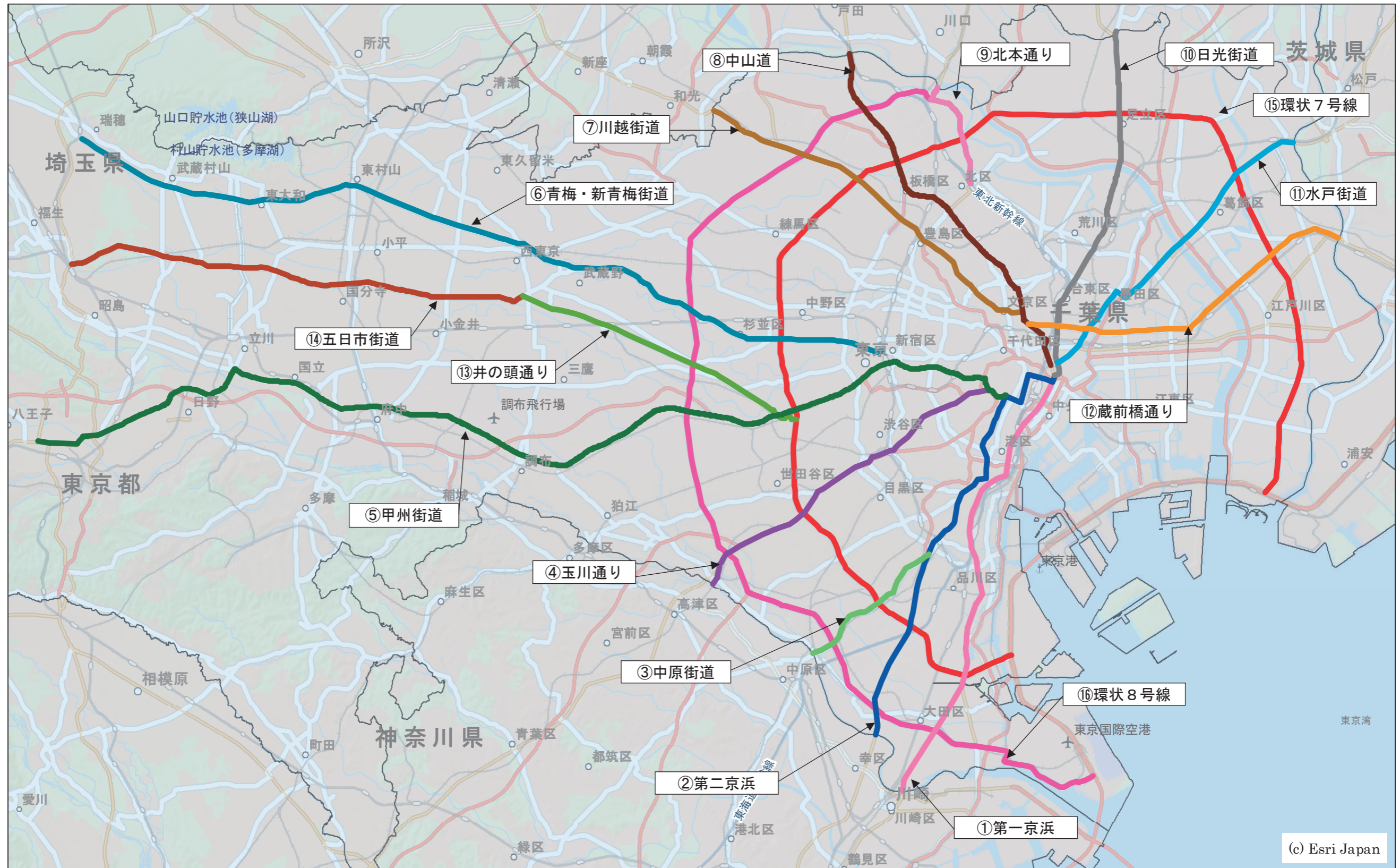
(注) それぞれの給水する区域は、濁水等の影響により変動します。

(令和4年3月末現在)



資料図 11 帰宅支援の対象道路 (①~⑯) (都総務局)

(本文 491 頁)





■避難場所

番号	避難場所名	番号	避難場所名	番号	避難場所名
6	晴海地区	94	都営浅野川三丁目団地一帯	176	白鷺一丁目地区
7	迎賓館一帯	95	十美台・北区中央公園一帯	177	都営寺町アパート一帯
8	芝公園・慶応大学一帯	96	荒川自然公園一帯	178	千寿第八小学校一帯
12	高輪三丁目・四丁目・御殿山地区	97	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	179	都立江北高校一帯
13	自然教育園・聖心女子学院一帯	98	高島平二・三丁目地区	180	竹の塚第一団地一帯
14	有栖川宮記念公園一帯	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	181	都営西保木間四丁目アパート一帯
15	青山墓地一帯	100	公社向原住宅一帯	182	フレール西新井中央公園一帯
16	戸山公園一帯	101	城北中央公園一帯	183	江北中央公園一帯
17	明治神宮外苑地区	102	光が丘団地・光が丘公園一帯	184	区役所・青戸団地一帯
18	新宿御苑	103	石神井公園一帯	185	江戸川清掃工場一帯
19	新宿中央公園・高層ビル群一帯	104	上石神井アパート一帯	186	多摩川河川敷・二子橋一帯
20	百人町三・四丁目地区	105	大泉中央公園一帯	187	多摩川河川敷・田園調布先一帯
21	六義園	106	舎人公園一帯	188	善福寺公園・東京女子大学一帯
22	東京大学	109	東横瀬団地一帯	189	井草八幡宮一帯
23	後楽園一帯	110	荒川北岸・河川敷緑地一帯	190	都営保木間第5アパート一帯
24	お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯	111	荒川南岸・河川敷緑地一帯	191	総合スポーツセンター一帯
26	護国寺一帯	112	水元公園	192	区立中川北小学校・都営六ツ木町アパート一帯
27	谷中墓地	113	柴又野球場・江戸川緑地一帯	193	区立辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯
28	上野公園一帯	114	都営高砂団地一帯	194	セシオン杉並・妙法寺一帯
29	大島・北砂団地一帯	115	奥戸運動場	195	目白台運動公園付近一帯
32	公社南砂二丁目団地一帯	116	新四ツ木橋地区東岸	196	区立青井小中学校・都営青井三丁目アパート一帯
33	辰巳団地・潮見運動公園一帯	117	篠崎公園	197	栗原団地一帯
36	孫江恩賜公園一帯	118	江戸川南側一帯	198	竹の塚小学校一帯
37	品川区役所一帯	119	亀戸・大島・小松川地区	199	竹ノ塚駅東口・竹の塚センター一帯
38	大井ふ頭一帯	120	グリーンパーク	200	区立第十四中学校一帯
39	大井競馬場・しながわ区民公園	122	白鷺東地区	201	区立舎人第一小学校・都営舎人町アパート一帯
40	駒場東一帯	123	都営文花一丁目住宅一帯	202	区立北鹿浜小学校一帯
41	中目黒公園一帯	124	清澄庭園	203	都営花畑第4アパート一帯
42	世田谷公園一帯	125	東京海洋大学一帯	204	宮城ファミリー公園・江南中学校一帯
43	東京工業大学	126	亀戸中央公園	205	ハートアイランド新田一帯
44	平和島地区	127	都営東砂二丁目住宅一帯	206	西新井駅西口地区一帯
45	昭和島野球場一帯	128	玉川野毛町公園一帯	207	都営南田中アパート
46	森ヶ崎公園	129	王子五丁目団地一帯	208	練馬総合運動場公園一帯
47	東京国際空港天空橋周辺	130	中台三丁目地区	209	東京学芸大学附属世田谷小・中学校一帯
48	萩中公園	131	江北六丁目団地一帯	210	都立足立高校一帯
49	旧蒲田電車区周辺一帯	132	花畑団地一帯	211	早稲田大学早稲田キャンパス一帯
50	池上本門寺一帯	133	新小岩公園・平井大橋地区	212	落合中央公園一帯
52	多摩川河川敷・ガス橋一帯	135	木場公園一帯	213	本五ふれあい公園一帯
54	日本大学文理学部一帯	136	都立尾久の原公園一帯	214	太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯
55	羽根木公園一帯	137	中川公園一帯・大谷田団地一帯	215	おとめ山公園地区一帯
56	昭和女子大学一帯	138	新川ツインビル地区	216	橋原つば公園一帯
57	駒沢オリンピック公園一帯	139	佃リバーシティ地区	217	東京理科大学一帯
58	都立園芸高校	140	同国地区	218	大崎駅西口地区一帯
59	砧公園・大蔵運動公園一帯	141	亀戸二丁目団地一帯	219	洗足池公園一帯
60	馬事公苑・東京農業大学一帯	142	成城学園一帯	220	東京電機大学一帯
61	祖師谷公園・総合工科高校一帯	143	森の森公園一帯	221	あかつき公園一帯
62	第一生命グラウンド一帯	144	飛鳥山公園	222	江戸川スポーツランド周辺一帯
63	芦花公園・明大八幡山グラウンド一帯	145	北運動公園一帯	223	亀有一丁目一帯
64	明治神宮・代々木公園一帯	146	都立汐入公園一帯	224	千住大橋駅地区一帯
65	青山学院・実践女子学園一帯	147	武蔵大学	225	私学事業団総合運動場
66	聖心女子大学一帯	148	豊島園	226	小菅スポーツ公園
67	江古田の森公園一帯	149	上千葉砂原公園一帯	227	都立江戸川高校一帯
68	哲学堂公園一帯	151	小石川植物園	228	南砂三丁目公園一帯
69	コーシャハイム中野弥生町・立正校成会大聖堂一帯	152	荒川・四ツ木橋緑地	229	新河岸東公園一帯
70	中野区役所一帯	153	墨田区役所・隅田公園広場一帯	230	東京成徳学園・神谷姫公園一帯
71	公社鷺宮西住宅一帯	154	錦糸公園	231	堀船地区一帯
73	明大和泉校舎一帯	155	立花一丁目団地一帯	232	赤羽北地区一帯
74	和田堀公園（東地区）一帯	156	林試の森公園	233	浮間一丁目地区
75	善福寺川緑地・和田堀公園（西地区）一帯	157	戸越公園一帯	234	浮間小学校・浮間三丁目団地地区
77	チャレール教団一帯	158	恵比寿ガーデンプレイス	235	城北公園一帯
78	柏の宮公園一帯	159	国士舘大学一帯	236	都営平井アパート一帯
79	高井戸駅一帯	160	きたみふれあい広場一帯	237	荒川工業高校一帯
80	高井戸公園一帯	161	学芸大学附属高校一帯	238	駒場地区
82	上井草スポーツセンター一帯	162	高山北住宅・日本女子体育大学一帯	239	都営増五丁目第2アパート一帯
83	柴井墓地・駒込中学校一帯	163	井草森公園一帯	240	日本郵政・高井戸東小学校一帯
84	雑司が谷墓地	164	平和の森公園一帯	241	南六郷中学校周辺一帯
85	豊島区立総合体育場一帯	165	東京大学附属中等教育学校一帯	242	大森第八中学校・マノマ大森周辺一帯
86	学習院大学	166	隅田公園一帯	243	東京学芸大学附属大泉小学校一帯
87	立教大学	167	清水坂公園一帯	244	区立二子玉川公園
88	荒川河川敷一帯	168	船堀一丁目住宅一帯	245	都営扇三丁目第2アパート一帯
89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	169	都立葛西工業高校・西瑞江住宅一帯	246	曳舟駅周辺一帯
90	豊島五丁目団地一帯	170	行船公園・宇善住宅一帯	247	JI周辺一帯
91	王子六・飛鳥高校・駿合学園一帯	174	天王洲アイル周辺	248	区立代々木大山公園・製品評価技術基盤機構一帯
93	北区防災センター・旧古河庭園一帯	175	都立武蔵丘高校一帯		

■避難道路

系統	避難場所名
①	28 上野公園一帯
②	39 大井競馬場・しながわ区民公園
③	44 平和島地区
④	52 多摩川河川敷・ガス橋一帯
⑤	64 明治神宮・代々木公園一帯
⑥	73 明大和泉校舎一帯
⑦	89 桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区
⑧	101 城北中央公園一帯
⑨	105 大泉中央公園一帯
⑩	117 篠崎公園
⑪	136 都立尾久の原公園一帯

■地区内残留地区

番号	避難場所名	番号	避難場所名	番号	避難場所名
301	千代田区・秋葉原、上野地区	315	新砂地区	329	入谷地区
302	西新宿地区	316	豊洲地区	330	高島平地区
303	池袋地区	317	有明・東雲地区	331	勝島地区
304	渋谷地区	318	赤坂・六本木地区	332	平和島地区
305	五反田地区	319	新橋・芝地区	333	南千住地区
306	銀座、日本橋周辺地区	320	新富町・築地地区	334	蒲田地区
307	東新橋、海岸地区	321	日本橋浜町・箱崎地区	335	元赤坂地区
308	芝浦地区	322	八潮、東海、城南島地区	336	中央防波堤埋立地区
309	港南地区	323	昭和島地区	337	青山・麻布地区
310	若洲地区	324	京浜島地区	338	勝どき5~6丁目・豊海町地区
311	港南、東品川地区	325	羽田空港地区	339	青葉台、目黒地区
312	海岸地区	326	錦糸町地区	340	新川地区
313	青海、東八潮、台場地区	327	辰巳、潮見、枝川地区		
314	新木場、夢の島地区	328	西葛西地区		

- 避難場所
- 地区内残留地区
- 避難道路
- 地区割当
- 区界
- 町丁界
- 鉄道
- 道路

0 5 10 km

昭和 48 年 10 月 第 1 次修正

令和 5 年 5 月 第 16 次修正

印刷物規格表第 2 類

印刷番号(5)33

東京都地域防災計画

震災編 別冊①資料

編集発行 東京都防災会議

(東京都防災会議事務局) 東京都総務局総合防災部

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03 (5321) 1111 (代) 内線 25-011

印刷 情報印刷株式会社

〒213-0031 神奈川県川崎市高津区宇奈根 718-15

電話 044 (850) 8861



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています

